

専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた  
研修カリキュラム等に関する調査研究事業

報告書

平成 28 年 3 月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会



## はじめに

わが国の高齢化が進む中、療養されるご利用者の人数は増えているのに対して、その介護に当たる介護人材の確保は、解決しなければならない大変な問題になっています。さらに、介護保険における給付金額は確実に上昇しており、将来にわたって公的保険制度を適正に維持するためのさまざまな施策が検討されているところです。その中で、福祉用具の利用に関しても、さまざまな改革が実行されてきました。それは、本会が受託してきたここ数年の老健事業を改めて振り返るとよくわかります。

平成 23 年度に、『福祉用具個別援助計画書』による連携、研修のあり方に関する調査・研究事業で、現在の福祉用具サービス計画書の前身である個別援助計画書の利用を提案しました。他のサービスではすでに実施されていたご利用者ごとの計画書を作成することにより、PDCA サイクルを実現し、併せて多職種との連携ツールとしても利用する環境を提案しました。

平成 24 年 4 月に福祉用具サービス計画の作成が義務化されたことを受け、平成 24 年度は、福祉用具サービス計画書の活用状況や運用効果、課題を把握することを目的に、「福祉用具サービス計画導入による福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」を実施しました。この結果をもとに、福祉用具サービスとその担い手である福祉用具専門相談員、それぞれの質の向上を目指す体制を提案したのです。そのために必要な、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラムの変更・検討を実施したのが、平成 25 年度の「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」でした。

平成 24 年 4 月の福祉用具サービス計画書作成義務化につづき、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラムの等の見直しも平成 27 年度から実施されました。本会が受託した老健事業が、確実に国の施策に関与し、質の向上に寄与していることは、我々にとっても大変な誇りです。

昨年度は「在宅における介護ロボット普及の課題と福祉用具専門相談員の役割に関する調査研究事業」において、近い将来、在宅にも導入が期待される介護ロボットに関する福祉用具専門相談員のあり方についての方向性を研究してきました。

このように、福祉用具を取り巻く環境が変化していく中、福祉用具専門相談員には必要な知識の修得、能力の向上に努めるとする「自己研鑽の努力義務」（平成 27 年 4 月 1 日施行）が課されました。その背景には、平成 25 年 12 月の社会保障審議会介護保険部会で、「さらなる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進」することの検討が求められたことにあります。

そこで本事業では、より専門的知識及び経験を有する者の適切な養成方法の在り方について具現化することを意図して、具体的な仕組みを検討してきました。この事業が、福祉用具サービス並びに福祉用具専門相談員の質の向上に寄与できれば幸いです。最後に、本報告書を取りまとめるにあたり、多くの関係者の皆様にご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月  
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会



# 目次

1. 事業実施の目的と調査の進め方.....	1
1-1. 事業実施の背景と目的.....	1
1-2. 調査の進め方.....	2
1-3. 委員会の実施.....	4
2. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の仕組み等に関する検討.....	6
2-1. 養成研修の仕組み等について.....	6
3. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修カリキュラム等の検討.....	20
3-1. カリキュラム構成の検討.....	20
3-2. カリキュラム構成（案）.....	21
3-3. 講師要件.....	32
4. 今後の展望と課題.....	36
4-1. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の実現に向けた検討事項.....	36
5. アンケートおよびヒアリング調査結果（詳細）.....	39
5-1. 福祉用具貸与事業所及び指定講習事業者へのアンケート調査概要.....	39
5-2. 福祉用具貸与事業所へのアンケート調査結果.....	40
5-3. 指定講習実施機関へのアンケート調査結果.....	75
5-4. 他の研修制度等のカリキュラム、運用方法等の把握.....	85
〈参考資料〉.....	94

調査票

調査結果の概要



## 1. 事業実施の目的と調査の進め方

### 1-1. 事業実施の背景と目的

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、介護人材の確保とともに、自立支援、介護負担の軽減に資する福祉用具や、実用化が進められている介護ロボットの積極的な活用が期待されている。そして、これらを適切なサービスとして提供するためには、個々の福祉用具利用者の心身の状態はもとより、住まい方、生活目標、さらに機器を用いた生活に対する心理的抵抗への配慮などにも考慮した対応が望まれる。また、医療との連携においてもこれまで以上に多くの情報共有の必要性が高まり、多職種間の連携が重要となる。こうした状況に対応していくためには、福祉用具専門相談員の更なる専門性の向上が課題である。

このようななか、国は、自立支援により資する福祉用具の利用を図る観点から、福祉用具専門相談員の入口である、福祉用具専門相談員指定講習（以下、指定講習）のカリキュラム等を見直し、平成27年4月1日から改正制度を施行した。同時に、福祉用具専門相談員の資格要件も、福祉用具に関する知識を有する国家資格保有者と、指定講習修了者に限定することとした。

また、現に従事している福祉用具専門相談員には、指定講習の見直しを踏まえ、必要な知識の修得、能力の向上に努めるとする「自己研鑽の努力義務」（平成27年4月1日施行）を課すこととした。これから従事する者、現に従事している者、それぞれに関連する今回の制度見直しは、専門職養成のための制度設計の一環であり、今後もこの分野を担う人材の専門性を高めるために、さらなる見直しや充実策の検討が求められる。

平成25年12月の社会保障審議会介護保険部会の意見書では、「さらなる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、『より専門的知識及び経験を有する者』の配置を促進」することの検討が求められている。

そこで、本事業では、前述の介護保険部会の意見で示された「より専門的知識及び経験を有する者」の配置に向けて、適切な養成方法の在り方について具現化することを意図して、研修カリキュラムの内容や経験年数等の受講要件、研修の運用方法等、具体的な仕組みを検討した。

## 1-2. 調査の進め方

上記の目的を達成するため、本調査は以下の手順で実施した。

### (1) 養成研修カリキュラム設定等に関する論点整理

一般社団法人日本福祉用具供給協会が、平成26年度老人保健健康増進等事業で行った調査研究報告書、過去の調査研究、文献等を参照し、専門的知識及び経験を有する者の養成に係るカリキュラムの設定や要件等に関する論点整理を行った。

### (2) 他の研修制度等のカリキュラム、運用方法等の把握（ヒアリング）

過去の調査研究や文献等により類似の研修制度の情報を収集した上で、他の研修制度について、ヒアリング調査を行った。公益財団法人日本介護福祉士会に対しては、「ファーストステップ研修」、「認定介護福祉士研修」について、東京都に対しては、「主任介護支援専門員研修」について、それぞれの制度の概要、カリキュラム、運用方法、運用上の課題等について聴き取りを行った。

### (3) 養成研修カリキュラム設定等に関するアンケート調査の実施

カリキュラムや運用方法等の検討に向けた課題整理に役立てるため、上記(1)、(2)で整理・把握した内容をもとに、委員会、作業部会の協議のもと、専門性と業務経験の相互関係や研修形態に関する意向などについて、アンケート調査票を設計した。福祉用具貸与事業所の管理者と福祉用具専門相談員を対象とした2種類のアンケート調査表を、全国の福祉用具貸与事業所(2,000か所無作為抽出)に発送した。

### (4) 養成機関等の在り方に関するアンケート調査の実施

カリキュラムや運用方法等の検討に向けた課題整理や、養成機関の検討の基礎資料を整備するため、福祉用具専門相談員指定講習事業者(171事業者)を対象に、現任の福祉用具専門相談員を対象とした研修の実施状況や実施意向、実施可能性等についてアンケート調査を実施した。

### (5) 専門知識及び経験を有する者の養成研修カリキュラム等の検討

上記(1)～(4)の結果に加え、国の示す「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」等をもとに、専門的知識及び経験を有する者の養成研修カリキュラム、受講要件等について、作業部会、検討委員会において検討を行った。

### (6) 専門的知識及び経験を有する者の養成方法、養成機関等の検討

上記(1)～(4)の結果を踏まえ、専門的知識及び経験を有する者の養成方法と養成機関について、作業部会、検討委員会において検討を行った。

#### **(7) 検討委員会、作業部会の設置・開催**

本事業の推進、成果の取りまとめ等について検討を行うため、検討委員会を3回、作業部会を4回開催した。

#### **(8) 報告書の作成**

前記(7)で設置した検討委員会、作業部会での討議を踏まえ、本調査研究事業における検討結果を報告書としてまとめた。

なお、これより以下は、「『専門的知識及び経験を有する者』の養成研修」については、「本研修」と記載する。

### 1-3. 委員会の実施

#### ① 委員の構成

委員会の委員は以下のとおりである。

<委員メンバー> (五十音順、敬称略、◎は委員長)

青田 俊枝	青森県介護実習普及センター 所長
◎伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
内田千恵子	公益社団法人日本介護福祉士会 副会長
長田 信一	公益財団法人テクノエイド協会 常務理事
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 総務部長
榊 美智子	東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課長
清水 壮一	日本福祉用具・生活支援用具協会 専務理事
○白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科教授
瀬戸 恒彦	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 理事長
原田 重樹	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
松井 一人	公益社団法人日本理学療法士協会 理事
本村 光節	一般社団法人日本福祉用具供給協会 専務理事
山下 和洋	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事
○渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 制度対策部 福祉用具対策委員長

<作業部会メンバー> (五十音順、敬称略、○は部会長)

小島 操	NPO 法人東京都介護支援専門員研究協議会 副理事長
神 智淳	お茶の水ケアサービス学院 学院長
多田 和史	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 会員
中川 敬史	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事
馬場 友樹	東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課課長代理 (介護事業者係長)
東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 准教授
吉井 智晴	公益社団法人日本理学療法士協会 理事
○渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 制度対策部 福祉用具対策委員長

<オブザーバー> (五十音順、敬称略)

東 祐二	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
長谷川 真也	厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係 係長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門 相談員協会 理事長

## ② 委員会の開催状況

委員会は下記の通り、3回開催した。

図表 1 委員会の主な議題

時期		回	議題
平成 27 年	9月2日	第1回	調査のねらいと事業実施計画 実態調査について
	12月9日	第2回	調査研究事業計画と状況の報告 実態調査について カリキュラム検討について
平成 28 年	3月2日	第3回	研修の仕組みについて カリキュラム案について 報告書案について

## ③ 作業部会の開催状況

作業部会は下記のとおり、4回開催した。

図表 2 作業部会の主な議題

時期		回	議題
平成 27 年	9月15日	第1回	本調査のねらいと事業計画 「より専門的知識、経験を有する福祉用具相談員」養成研修について アンケート調査について
	11月27日	第2回	・養成カリキュラムに関する検討事項 ・カリキュラム構成案 ・アンケート調査結果
	12月2日	第3回	・養成カリキュラムに関する検討事項 ・カリキュラム構成案 ・講師要件について
平成 28 年	1月26日	第4回	・研修の仕組みについて ・カリキュラムについて ・報告書構成案について

## 2. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の仕組み等に関する検討

### 2-1. 養成研修の仕組み等について

平成 26 年度に一般社団法人日本福祉用具供給協会が実施した「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」（厚生労働省老人保健増進等事業）で、専門的知識及び経験を有する者に求められる知識・能力についての整理が行われた。それを出発点として、本会では本研修の仕組み等に関し、以下の 3 点に分けて検討を行った。

- 研修の位置付けについて
- 研修プログラムの内容とその考え方
- 研修の実施、運営の仕組みについて

#### (1) 研修の位置づけについて

##### 1) キャリアパスにおける研修の位置づけとねらい

- ・ 次ページ図表下段に示される「基本的な知識・能力」を有する者を指定講習修了者レベルとし、中段の「専門性の高い知識・能力」を有する者の養成カリキュラムや仕組みについて検討した。
- ・ 「指導」や「スーパービジョン」の視点は、上段「今後さらに期待される知識・能力」で求められるため、今回の養成研修カリキュラムの視点には含まないこととした。
- ・ 現状の福祉用具専門相談員の養成プロセスを考慮し、厳密なハードルを設けてより高い専門性を確立することやそれを認定することを目的とするのではなく、指定講習の次のステップの研修として、より多くの福祉用具専門相談員が受講し、業界全体の質の底上げを図ることを目指した位置づけとした。ただし、地域包括ケアシステムにおいて多職種との連携の中で専門性を発揮していくためには、福祉用具に関わる領域において高い専門性の確立を目指すことが重要である。こうした高度な専門性の獲得は、さらに次のステップで目指すことが望まれる。
- ・ 本研修の位置付けを明確にするため、「指定講習」および、「専門知識及び経験を有する者がさらに専門性を高めるための研修」と対比する形で整理を行った。

図表 3 福祉用具専門相談員に求められる知識・能力

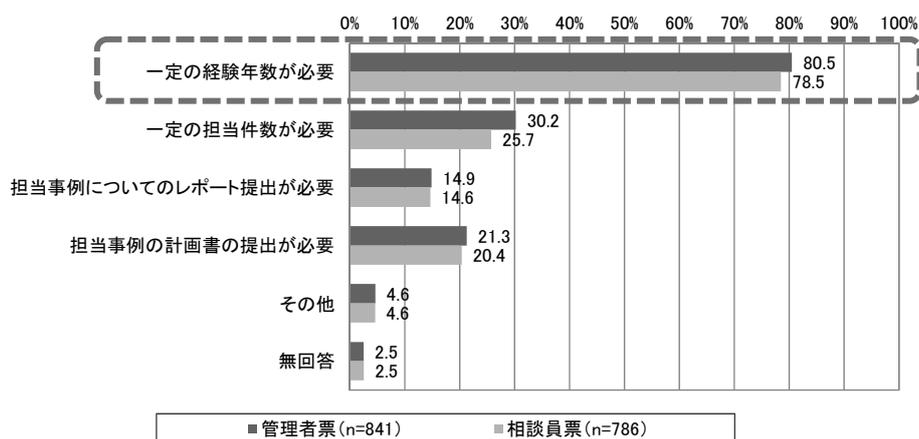
<p><b>今後さらに期待される知識・能力</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門性や経験に基づく積極的な選定・提案、アドバイスの提供（状況を読んだプラスアルファの提案、先を見越した提案、複数の選択肢、自立に向けたアドバイスなど）</li> <li>・ 利用者の気持ちを汲み取ろうとする姿勢や制度等に関する相手に合わせたわかりやすく丁寧な説明など</li> <li>・ チームの一員としての主体的な参加（担当者会議出席、発言、熱意、一緒に取り組む姿勢）</li> </ul>
<p><b>専門性の高い知識・能力</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識</li> <li>・ 高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識</li> <li>・ リハビリテーションの考え方や福祉用具との関係に関する知識</li> <li>・ 高齢者に多い疾患・疾病とその症状・進行に関する知識</li> <li>・ チームケアに関する知識</li> <li>・ 福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行う能力</li> <li>・ 福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを利用者・家族やケアチームに対してわかりやすく説明する能力</li> <li>・ 適切に福祉用具の調整・メンテナンスを行う能力</li> <li>・ チームの他職種の要望に対応したサービス提供</li> <li>・ 事業所や地域内で、経験の浅い福祉用具専門相談員に対する育成・指導、業務におけるスーパービジョンを行う能力</li> </ul>
<p><b>基本的な知識・能力</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識</li> <li>・ 多様な福祉用具に関する知識</li> <li>・ 新製品に関する詳細な知識</li> <li>・ 機種別の構造、機能の違い、適用に関する知識</li> <li>・ 住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識</li> <li>・ 接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識</li> <li>・ 認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識</li> <li>・ 福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力</li> <li>・ 的確なアセスメント（利用者・環境の評価）能力</li> <li>・ 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力</li> <li>・ 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力</li> <li>・ 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力</li> <li>・ 状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力</li> <li>・ 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力</li> <li>・ サービス担当者会議での発言・説明・提案能力</li> <li>・ ケアマネジャーと円滑に連携する能力</li> </ul>
<p>知識</p>	<p>能力</p>

（平成 26 年度老健事業「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」より抜粋）

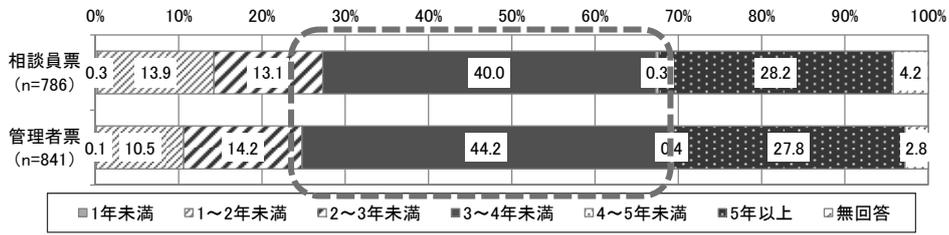
## 2) 受講要件の整理と修了の要件

- ・ 本研修の受講要件としては、一定の実務経験と業務遂行能力を設定する必要があると考えられる。
- ・ 具体的には、実務経験を積み、福祉用具専門相談員としての基本的な業務能力を習得しており、通常業務は1人で対応可能なレベルを想定する。
- ・ 実務経験を把握するための基準として、経験年数と、実際に業務に従事していることの証明を求めることとする。
- ・ 経験年数については、作業部会での議論やアンケート調査の結果を踏まえ3年とした。事業所の職員体制からも、経験年数3年以上の福祉用具専門相談員が一定数以上配置されていることから、実現性が高いと判断された。
- ・ また、本研修は更新制とし（詳細は後述）、更新の際の要件は過去3年間の実務の証明とした。
- ・ さらに、経験と業務遂行能力の確認ならびに研修での活用を目的として、事例（1件）の提出を求めることとした。
- ・ 修了要件については、指定講習の考え方に準じ、研修（全カリキュラム）修了時に、修了評価（筆記）を行い、科目の習得度について、各科目で設ける到達目標に照らして評価することとした。十分でない場合には、補講等により、到達に努める。また、受講者に修了証を発行することとした。

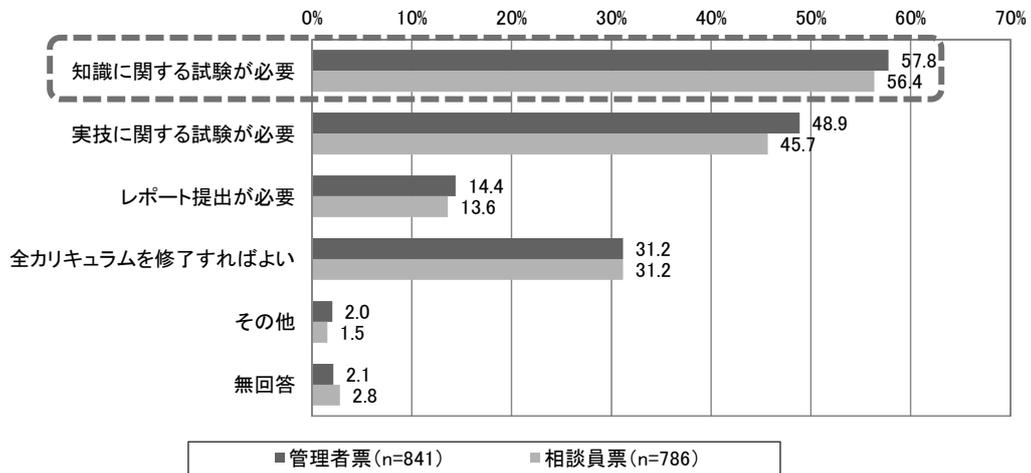
図表 4【管理者】【福祉用具専門相談員】本研修を行う受講要件



図表 5 【管理者】【福祉用具専門相談員】受講要件として必要な経験年数



図表 6 【管理者】【福祉用具専門相談員】本研修を行う修了要件



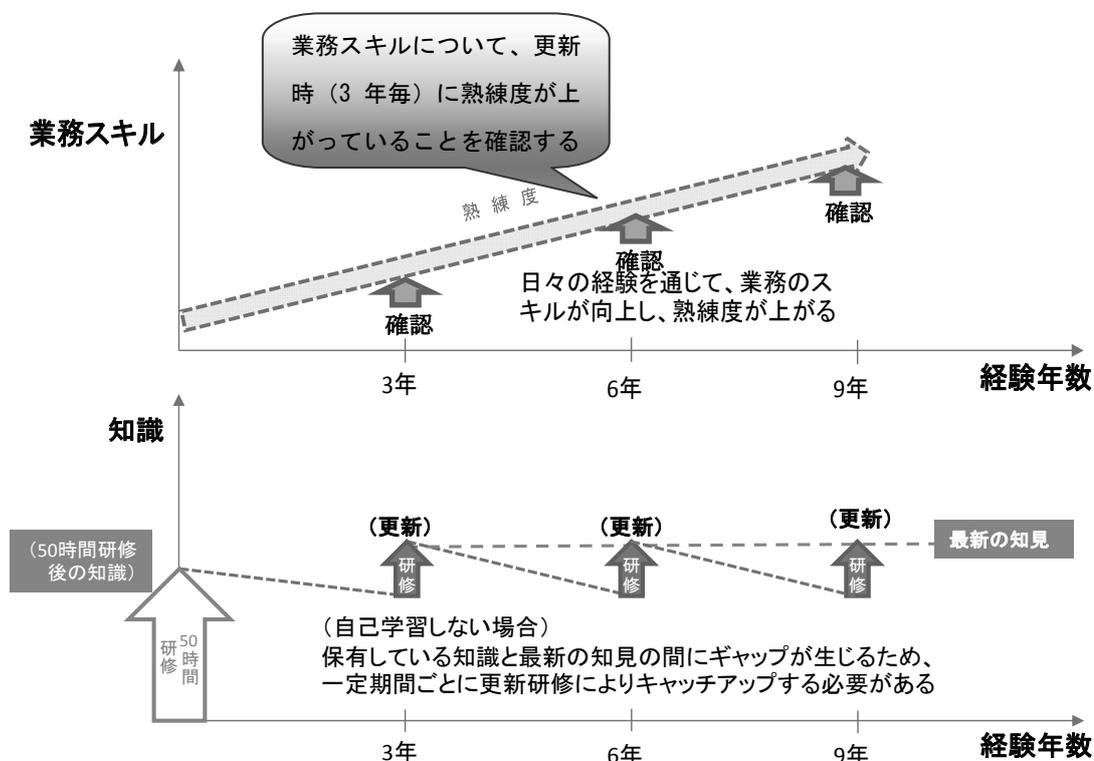
## (2) 研修プログラムの内容とその考え方

### 1) カリキュラム内容と更新の仕組みの導入について

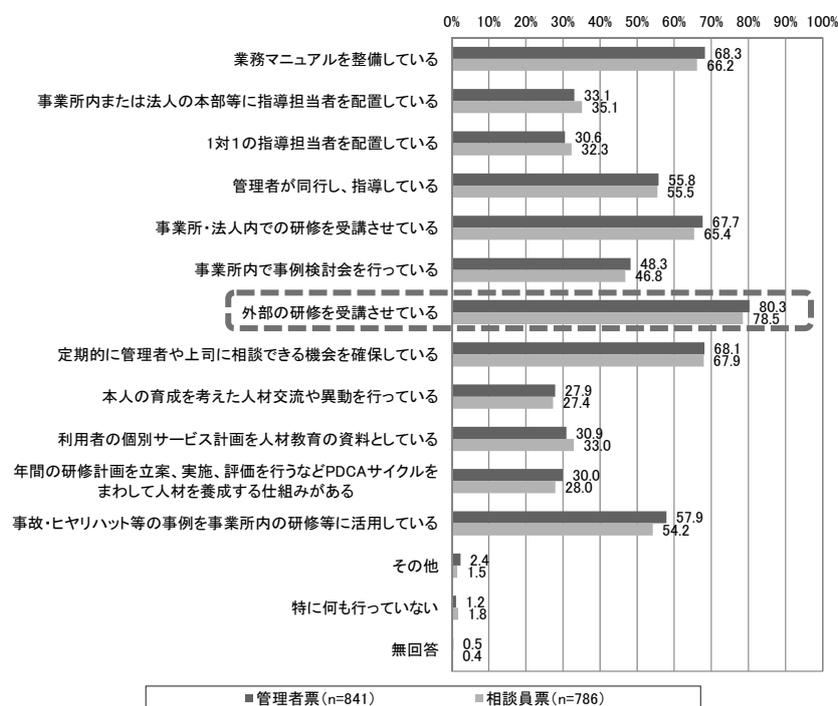
- ・ 研修方法は、地域ごとの集合研修とする（アンケート結果からも、多くの事業所が外部研修を受講し、その有効性を感じていることが確認されている）。
- ・ 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、より専門性の高い知識を習得し、実践する能力を養うための内容とする。
- ・ そのため、新たな知識や技能の習得にとどまらず、実務により蓄積した経験に基づき、知識と実践を結びつける内容とする。具体的には演習を取り入れ、実践的な能力を養う。また、多職種との連携、サービス担当者会議等での発言力を強化する内容とする。
- ・ 一定期間ごとに最新の福祉用具に関する知識や制度の動向を学び、必要とされる知識を維持・更新することが必要と考えられるため、更新制とする。

### <更新制のイメージ>

- 業務の経験を重ねることにより、福祉用具専門相談員としての熟達度は向上する。
- 一方で、知識については、一定頻度で、最新の動向を踏まえて、新しい情報を獲得する必要があると考えられる。
  - ・ 最新の福祉用具に関する知識（介護ロボット等の動向も含む）
  - ・ 介護保険制度の動向
  - ・ 認知症や高齢者の心身の状態に関する新たな知見およびそれに基づく適切な対応のあり方

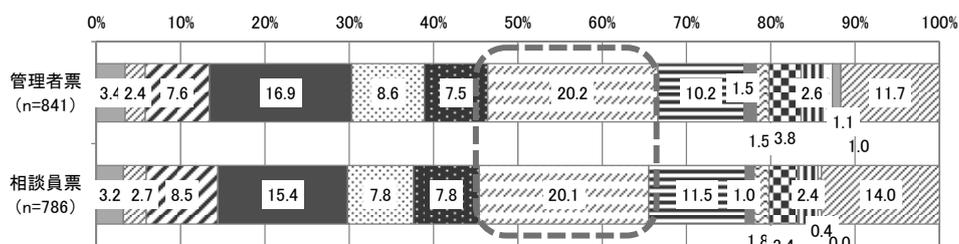


図表 7 【管理者】【福祉用具専門相談員】現状の職員の能力開発や養成の実施状況



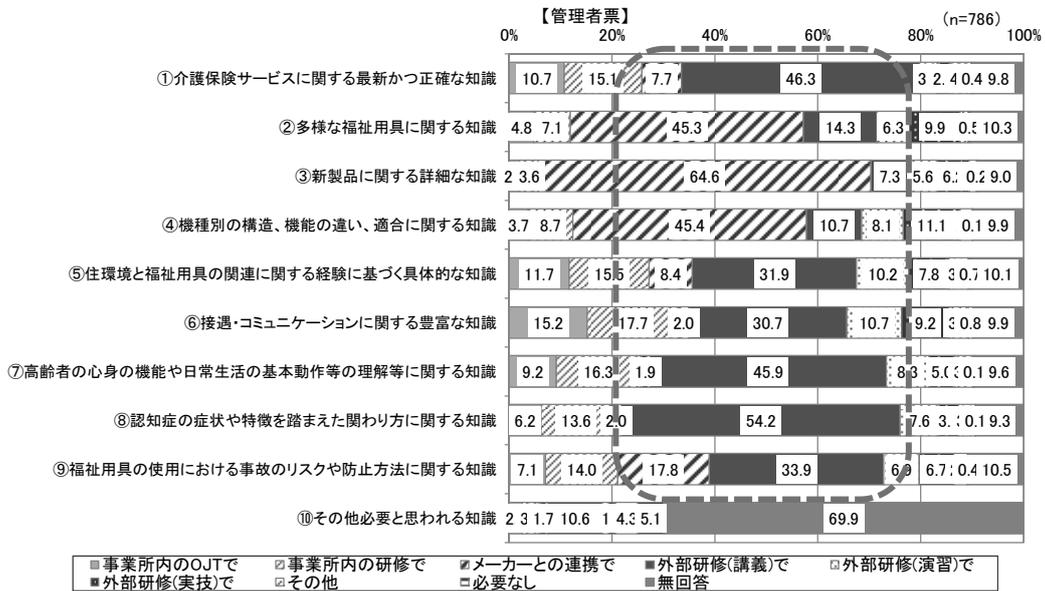
図表 8 【管理者】【福祉用具専門相談員】

事業所で実施している職員の能力開発や養成の項目のうち最も効果的なもの

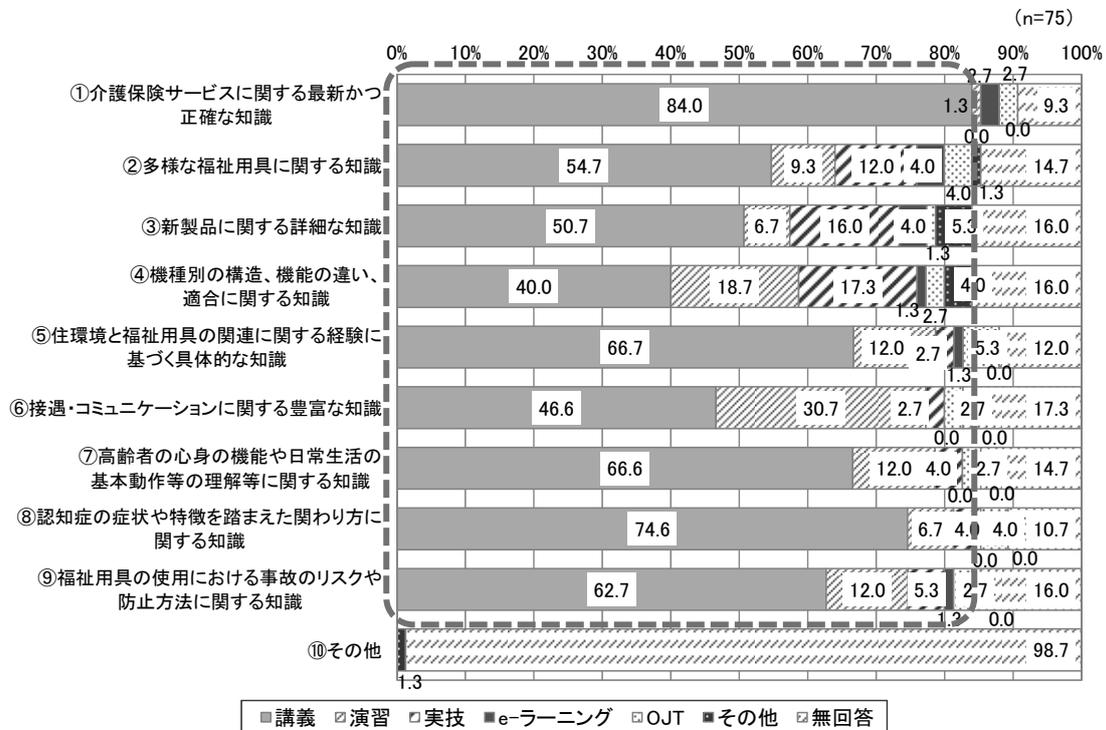


- 業務マニュアルを整備している
- 事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している
- 1対1の指導担当者を配置している
- 管理者が同行し、指導している
- 事業所・法人内での研修を受講させている
- 事業所内で事例検討会を行っている
- 外部の研修を受講させている
- 定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している
- 本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている
- 利用者の個別サービス計画を人材教育の資料としている
- 年間の研修計画を立案、実施、評価を行うなどPDCAサイクルをまわして人材を養成する仕組みがある
- 事故・ヒヤリハット等の事例を事業所内の研修等に活用している
- その他
- 特に何も行っていない
- 無回答

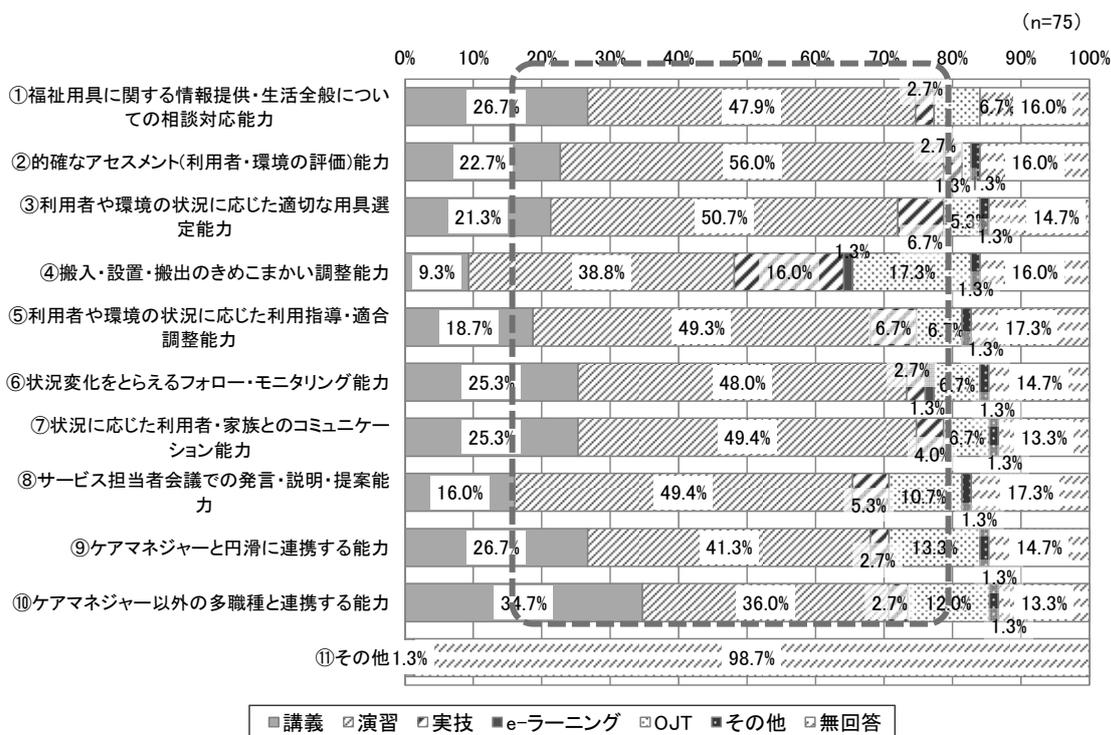
図表 9 【管理者】 必要な知識を習得するための方法（将来の望ましい知識習得方法）



図表 10 【指定講習事業者】 知識を修得するための研修と方法（実施可能で最も妥当と考える方法）



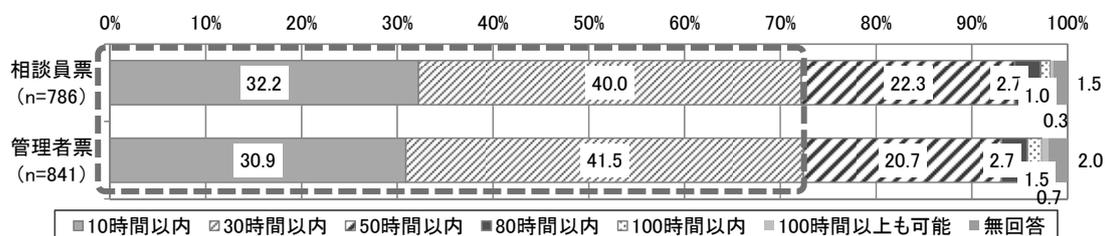
図表 11 【指定講習事業者】能力を修得するための研修と方法（実施可能で最も妥当と考える方法）



2) 時間と日程について

- ・ 研修時間は、更新制を前提として、習得すべき内容と受講負担を考慮して、20 時間（3 日間）に設定した。

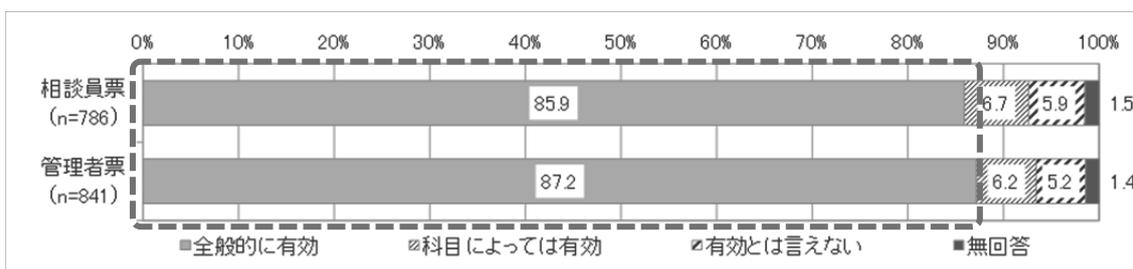
図表 12 【管理者】【福祉用具専門相談員】1 年間に受講する外部研修の妥当な受講時間



### 3) 事例の活用

- 3年間自分がやってきたことをきちんとまとめることができ、福祉用具専門相談員として適切な仕事ができているかを確認するため、事前課題として、事例の提出を求めることとした。提出された事例は演習に活用することも想定する。  
(アンケート調査では、事例提供が「可能」とする回答は2割以下であるが、一定の経験を有する福祉用具専門相談員を受講対象として想定することから、受講要件として設定する。)
- 事例提出のための書式を設ける。
- 個人情報保護に配慮されたもののみ受け取る。事例は、事業所を通じて事業所の確認のもとに出すもの。事業所と利用者が契約しており、事業所の所有する事例を外に出すということであり、利用者の同意も必要になる。そういった手続きもここで学んでもらう。
- カリキュラムに応じて指定されたテーマの事例を提出する。どういう趣旨でその事例を選んだのかも記載してもらおうとする。

図表 13 【管理者】【福祉用具専門相談員】事例を用いた演習



図表 14 【管理者】【福祉用具専門相談員】教材となる事例提供の可否

		全体	可能	難しい	わからない	無回答
全体		1627	275	608	723	21
		100.0%	16.9%	37.4%	44.4%	1.3%
調査票種別	管理者票	841	152	328	348	13
	相談員票	786	123	280	375	8
		100.0%	15.6%	35.6%	47.8%	1.0%

### (3) 研修の実施、運営の仕組みについて

#### 1) 研修実施団体

- ・ 指定講習における知識・能力の体系を骨格として検討していることを踏まえ、委員会、作業部会の協議のもと、本研修の養成機関も指定講習に準ずることとした。
- ・ 指定講習ならびに福祉用具専門相談員を対象とした研修開催の実績もあり、養成機関として最も妥当であると判断した（指定講習事業者を対象としたアンケート結果からも、各科目について、「対応可能」と「検討可能」という回答があわせて約7～8割となっており、養成機関として想定可能であることが確認された）。

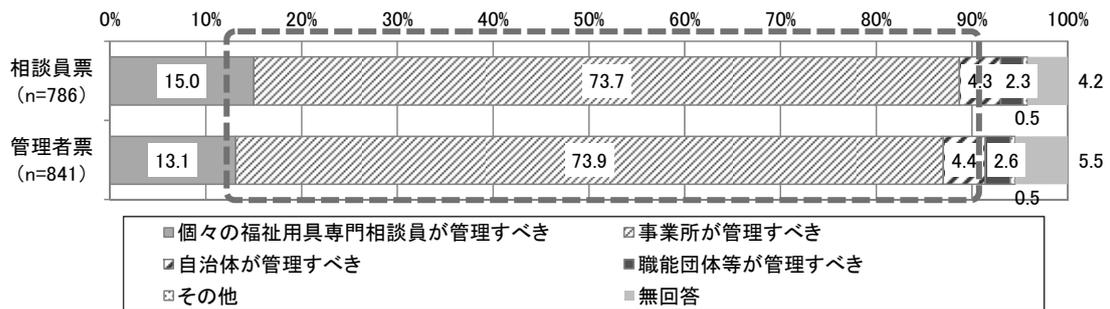
図表 15 【指定講習事業者】知識を修得するための研修についての対応可能性

	全体	対応可能	検討可能	対応不可	無回答
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	75	38	24	1	12
	100.0%	50.7%	32.0%	1.3%	16.0%
②多様な福祉用具に関する知識	75	38	22	3	12
	100.0%	50.7%	29.3%	4.0%	16.0%
③新製品に関する詳細な知識	75	22	30	10	13
	100.0%	29.3%	40.1%	13.3%	17.3%
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	75	26	32	5	12
	100.0%	34.7%	42.6%	6.7%	16.0%
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	75	30	29	4	12
	100.0%	40.0%	38.7%	5.3%	16.0%
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	75	37	24	2	12
	100.0%	49.3%	32.0%	2.7%	16.0%
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	75	39	20	3	13
	100.0%	52.0%	26.7%	4.0%	17.3%
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	75	38	20	3	14
	100.0%	50.6%	26.7%	4.0%	18.7%
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	75	31	22	6	16
	100.0%	41.4%	29.3%	8.0%	21.3%
⑩その他	75	1	0	0	74
	100.0%	1.3%	0.0%	0.0%	98.7%

## 2) 受講管理

- ・ 今後、各福祉用具貸与事業所に専門的知識、経験を有する者を配置することが求められる方向であること、また、本研修は3年ごとの更新制を想定していることから、受講履歴を適切に管理することが重要となる。基本的には、修了証は個人に帰属するものであるが、受講者（個人）が事業所に修了証（コピー）を提出することにより、事業所で修了者の把握や更新について管理することが想定される。（アンケート結果によれば、受講履歴については事業所による管理が望ましいという回答が大半を占めていた）。
- ・ 養成機関においては、指定講習と同様に、受講者の名簿を管理することが求められる。
- ・ 指定講習では、受講者の名簿を管理している養成機関が修了証の発行・再発行の役割を担っている。そのため、養成機関が事業廃止等した場合、修了証の再発行の術はないのが現状である。本研修においても同様の事態が想定できることから、行政等の関与により、再発行の仕組みがあることが望ましい。

図表 16 【管理者】【福祉用具専門相談員】研究受講状況の今後の望ましい管理方法



図表 17 研修の位置付けについて

検討内容	指定講習	専門性・経験を有する福祉用具専門相談員養成研修（イメージ）	（さらに専門性を高める研修）（イメージ）
キャリアパスにおける研修の位置づけ	福祉用具専門相談員の資格取得（キャリアパスの入り口）	一定の経験を有する福祉用具専門相談員が、実践の場で専門性を発揮するために必要な知識・スキルを定期的に確認、習得、更新する。	多職種連携における高度な専門性の発揮。特定分野（ロボット等）の専門性を獲得。マネジメント、リーダーシップ、指導育成力等についても獲得する。
研修のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険サービスの他の専門職と連携しながら、高齢者の自立した生活を福祉用具でサポートする福祉用具専門相談員を育成。</li> <li>● 地域包括ケアシステムの中で、福祉用具専門相談員の職務や職業倫理に対する理解に基づき、福祉用具サービス計画に沿って自立支援に資するサービス提供を実施できる専門職の養成を目指して改定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、より専門性の高い知識を習得し、実践する能力を養う。</li> <li>● 福祉用具専門相談員としての専門性構築のための幅広い知識や手法を習得する基盤づくりをねらいとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連分野に関する広い知識とともに福祉用具分野におけるさらなる高度な専門性とチームケアにおける実践力を養い、専門職として認定する。</li> <li>● 特定分野の専門性獲得においては、地域の中での指導的役割を担うための知識と能力を習得し、専門資格として認定する。</li> </ul>
受講要件とその考え方	制限なし。介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定。	実務経験を積み福祉用具専門相談員としての基本的な業務能力を習得しており、通常業務は1人に対応可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経験年数 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 初回 &gt; 3年以上</li> <li>&lt; 更新 &gt; 過去3年間従事していること</li> </ul> </li> <li>● 実務経験証明（事業所による証明書）</li> <li>● 事前課題としての事例資料提出（1件）</li> </ul>	一定の専門性を有する福祉用具専門相談員としての実績を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経験年数5年以上</li> <li>● 実務経験証明（事業所による証明書）</li> <li>● 事前課題としての事例資料提出（複数）</li> <li>● 特定領域の研修受講履歴等</li> </ul>
修了要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修（全カリキュラム）修了時に、修了評価（筆記）。科目の習得度について、各科目で設ける到達目標に照らして評価。</li> <li>● 十分でない場合には、補講等により、到達に努める。</li> <li>● 受講者に修了証を発行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修（全カリキュラム）修了時に、修了評価（筆記）。科目の習得度について、各科目で設ける到達目標に照らして評価。</li> <li>● 十分でない場合には、補講等により、到達に努める。</li> <li>● 受講者に修了証を発行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 修了時に目標レベルに達していることを確認（筆記・実技試験、その他の方法）して認定するなど、今後さらに検討する。</li> </ul>

図表 18 研修プログラムの内容とその考え方

検討内容	指定講習	専門性・経験を有する福祉用具専門 相談員養成研修（イメージ）
カリキュラム の構成と特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具サービス計画の作成義務化への対応として、福祉用具サービス計画に関する基本理解の促進、福祉用具専門相談員の役割や職業倫理に対する認識の強化、生活環境の理解を扱う科目の明確化がなされている。</li> <li>● 福祉用具専門相談員の職務領域の広がりや踏まえた学習内容の拡充として、認知症に関する理解の強化、住環境や住宅改修に関する理解の促進につながる内容が盛り込まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、より専門性の高い知識を習得し、実践する能力を養う。</li> <li>● 経験に基づき、知識と実践を結びつける内容とする。</li> <li>● 一定期間ごとに最新の福祉用具に関する知識や制度の動向を学び、必要とされる知識を維持・更新する。</li> <li>● 演習を取り入れ、実践的な能力を養う。</li> <li>● 多職種との連携、サービス担当者会議等での発言力を強化する内容とする。</li> </ul>
時間と日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 50 時間</li> </ul> <p>※東京都では、「おおむね7日程度で修了することとし、地域の実情等により7日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了すること」としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 20 時間（3日）</li> </ul>
事例の活用	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前課題として、事例（1件）の提出を求める。</li> <li>● 事例提出用の書式を定め、必要事項がもれなく記入され、個人情報保護に配慮されたもののみ受理することとする。</li> <li>● グループワークを中心とした課題解決型、参加型の演習を取り入れる。</li> <li>● 事前提出した事例の中から、グループワーク教材として用いる事例を選定し、事例検討を行う。</li> </ul>

図表 19 研修の実施、運営の仕組みについて

検討事項	指定講習	専門性・経験を有する 福祉用具専門相談員 養成研修（イメージ）
養成機関の要件、指定方法	<p>&lt;養成機関の要件&gt; 「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」</p> <p>① 必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤</p> <p>② 講習事業の経理が明確に区分され、事業の収支の状況を明らかにする書類を整備</p> <p>③ 講習受講者に係る秘密保持についての措置</p> <p>その他、各都道府県の実情に応じて設定可能</p> <p>&lt;指定方法&gt; 事業所（養成機関）の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定</p>	<p>&lt;養成機関の要件&gt; 「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」</p> <p>① 必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤</p> <p>② 講習事業の経理が明確に区分され、事業の収支の状況を明らかにする書類を整備</p> <p>③ 講習受講者に係る秘密保持についての措置</p> <p>その他、各都道府県の実情に応じて設定可能</p> <p>&lt;指定方法&gt; 事業所（養成機関）の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定</p>
知識等の維持の方法（更新制など）	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 能力の維持と、新たな知識のキャッチアップのため、3年ごとの更新制とする。</li> <li>● 更新研修は、直近3年間の現業従事を前提に、実務を重視した内容とする。</li> </ul>
受講実績の管理方法	<p>&lt;指定講習事業者による管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定講習事業者が受講者名簿を管理</li> <li>● 修了証の再発行は指定講習事業者によって可能（事業廃止等により連絡手段がない場合、修了証再発行の術はない）</li> </ul>	<p>&lt;本人による管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本は本人（個人）が管理</li> <li>● 修了後、所属事業所に修了証（コピー）を提出</li> </ul> <p>&lt;福祉用具貸与事業所による管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 提出された修了証（コピー）による修了者の把握</li> <li>● 更新の管理（規定を満たす従業者確保の観点から事業所が管理）</li> </ul> <p>&lt;養成機関による管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 養成機関が受講者名簿を管理</li> <li>● 修了証の再発行は養成機関によって可能（事業廃止等により連絡手段がない場合、修了証再発行の術はない）</li> </ul>

### 3. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修カリキュラム等の検討

#### 3-1. カリキュラム構成の検討

2章で整理した仕組みを踏まえつつ、具体的なカリキュラムの構成、内容について検討を行った。検討にあたっては、以下のような考え方に沿って研修項目を抽出し、それぞれの内容や時間配分の目安を検討したうえで、効果的な順序を考慮して構成を設定した。

##### ①研修項目の抽出と整理

指定講習における知識、能力の体系を基本の骨格とし、本研修として充実・強化すべき事項、追加が必要な事項を整理した。具体的には、平成26年度に一般社団法人日本福祉用具供給協会が調査研究でまとめた「福祉用具専門相談員に求められる知識・能力」モデルの中段に示される「専門性の高い知識・能力」にある項目を本研修のレベルで求められる知識・能力とし、これらを指定講習の体系に位置付けて整理した。

##### ②次のレベルを想定した学習内容と到達目標の検討

学習のねらいは、上記の「福祉用具専門相談員に求められる知識・能力」モデル上段に示される「今後さらに期待される知識・能力」を有するものに求められるレベルも想定しながら設定した。このようにして、次のレベルとの切り分けを考慮しながら、本研修に求められる範囲での学習内容と到達目標について検討し、具体化した。

##### ③学習内容（概要）の検討

学習内容の検討にあたっては、最新の知識の習得や情報の収集、実践能力を高めるための演習を重視した。例えば、実務経験、実践との対応付けや担当事例の活用など、実践力の確認、定着を念頭において検討し、ワークシートを用いた演習やグループワークなどをできるだけ効果的に活用するような構成とした。

##### ④時間配分の設定

時間配分は、アンケート結果および指定講習等の実績を考慮し、委員会、作業部会の協議のもと、20時間（3日間）の研修時間を想定し、項目ごとの時間配分を検討した。

### 3-2. カリキュラム構成（案）

検討した20時間（3日間）のカリキュラム案を以下に示す。1日目は、講義形式による知識の習得を中心とした。2日目は、演習を通して業務プロセスに関するスキルを高める内容とした。3日目は、2日間で学んだ要素を活用した総合演習により、実践力の向上につなげる構成とした。

図表 20 カリキュラム構成（案）

	大項目	小項目	内容等	形式	時間	
一 日 目	1	オリエンテーション	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	講義	0.5	
	2	介護保険制度の最新動向		介護保険制度の仕組みと動向	講義	1.0
	3	高齢者の医療・介護に関する知識	こころとからだのしくみの理解 認知症の理解 障害の理解 発達と老化の理解	（こころとからだのしくみ）（応用編） 認知症、発達・老化、障害等の関わり方に関する知識	講義	1.5
			介護技術	（介護技術）（応用編） コミュニケーションに関する豊富な知識	講義	1.5
	4	福祉用具および住宅改修に関する知識・技術	住環境と住宅改修	住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	講義	1.0
新しい福祉用具の特徴と活用			機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識 新しい機能をもつ福祉用具に関する知識 多様な福祉用具に関する知識 事故の防止と安全な利用	講義	2.0	
二 日 目	業務プロセスに関する知識、技術	福祉用具貸与計画書の作成	（計画書の意義の理解と作成、活用）（応用編） 的確なアセスメント（利用者・環境の評価）能力 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	講義 演習	2.0	
		ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割	ケアマネジャーと円滑に連携する能力 サービス担当者会議での発言・説明・提案能力 医療・福祉などの多職種との連携	講義 演習	2.0	
		業務プロセスに関するスキルの向上	福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	講義 演習	3.5	
三 日 目	6	総合演習	学習内容を踏まえた総合演習 一連のプロセスを実践、チェック	演習	5.0	
				計	20	

※ 上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間程度）を実施すること。

※ 到達目標に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。



図表 21 カリキュラム構成(案)(詳細)

	大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
一日目	1	オリエンテーション	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	講義	0.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす福祉用具の役割を<u>確認する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の定義について、自立支援の考え方を踏まえて<u>正しく説明</u>できる。</li> <li>福祉用具の種類を<u>正しく説明</u>できる。</li> <li>高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具が果たす役割を、<u>具体的に説明</u>できる。</li> </ul>	<p>○福祉用具の定義と種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類の復習</li> </ul> <p>○福祉用具の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の日常生活動作（ADL）等の改善</li> <li>介護負担の軽減（<u>実際の担当事例に即して再確認する</u>）</li> <li>自立支援に対する有用性、効果</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を確認するとともに、<u>専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割や知識、能力について理解する。</u></li> <li><u>専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を説明できる。</li> <li><u>専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員の役割や、事業所に必ず一人配置されていることの意味を説明</u>することができる。</li> <li><u>専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員の職業倫理の重要性を理解し、倫理性が求められる具体的な場面での留意点を列挙し、説明</u>できる。</li> </ul>	<p>○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割の確認</p> <p>○福祉用具専門相談員の仕事内容の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援（利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等）</li> </ul> <p>○専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所に1名配置が求められる背景</li> <li>福祉用具専門相談員からのステップアップの内容（研修の位置づけ、更新の仕組み）</li> <li>さらなる専門性向上に向けて</li> </ul> <p>○職業倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具専門相談員の倫理（法令順守、守秘義務、利用者本位、専門性の向上等）</li> </ul>
	2	介護保険制度の最新動向		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の仕組みと動向</li> </ul>	講義	1.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを確認したうえで、<u>直近の制度改正の動向、内容と意義について理解する。</u></li> <li>地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員が積極的に果たすべき役割、<u>他の職種からの期待について理解</u>する。</li> <li>地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について<u>確認し、福祉用具専門相談員としての具体的な関わり方について理解する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>介護保険制度をめぐる動向や、直近の制度改正の内容、意味について説明</u>できる。</li> <li>地域包括ケアの理念や、地域包括ケアの構成要素、支える主体に関する<u>理解をもとに、地域における地域包括ケアの現状や課題について、見解を述べる</u>ことができる。</li> <li>地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を踏まえ、<u>福祉用具専門相談員として果たすべき役割について説明</u>できる。</li> </ul>
3	高齢者の医療・介護に関する知識	こころとからだのしくみの理解 認知症の理解 障害の理解 発達と老化の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>（こころとからだのしくみ）（応用編）</li> <li>認知症、発達・老化、障害等の関わり方に関する知識</li> </ul>	講義	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等の心身の特徴と、日常生活上の留意点について<u>確認する。</u></li> <li>認知症・老化・障害等に関する基本的な知識を踏まえ、<u>新しい知見を学ぶ。</u></li> <li><u>実務経験を踏まえて具体的な場面に応じた認知症や障害をもった高齢者との関わり方を理解する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加齢に伴う心身機能の変化の特徴、高齢者に多い疾病の種類と、症状について、<u>実務経験や担当した事例を踏まえて説明</u>できる。</li> <li>認知症や障害のある方の症状と心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえて<u>様々な場面における関わり方を具体的に説明</u>できる。</li> </ul>	<p>○加齢に伴う心身機能の変化の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達と老化、認知症、障害、こころとからだのしくみについて確認</li> <li>心理機能の変化の特徴（喪失体験、環境への不応等）について確認</li> </ul> <p>○認知症の理解と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の症状、認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応について学習・復習</li> </ul>

※注:表中でアンダーライン表示した個所は、現行の指定講習に対して記述内容を変更していることを示している。



	大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
		介護技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (介護技術) (応用編)</li> <li>● コミュニケーションに関する豊富な知識</li> </ul>	講義	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活動作 (ADL) ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合にあたって着目すべき動作のポイントを<u>確認する。</u></li> <li>● <u>特に配慮を要する状態像の利用者や介護場面について、適切な福祉用具の選定、適合のポイントを理解する。</u></li> <li>● <u>コミュニケーションスキルの重要性、具体的な方法を理解する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活での各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割について、<u>具体例をもとに説明できる。</u></li> <li>● <u>特に配慮を要する状態像の利用者や介護場面について、適切な福祉用具の選定、適合のポイントについて説明できる。</u></li> <li>● <u>コミュニケーションの重要性や留意点などについて、具体例をもとに説明できる。</u></li> </ul>	<p>○日常生活動作 (ADL) における介護技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具</li> </ul> <p>○特に配慮を要する場面における介護技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>特に配慮を要する状態像の利用者や、介護場面における介護の内容、適用される福祉用具</u></li> <li>● <u>適切な福祉用具の選定、適合のポイント</u></li> </ul> <p>○コミュニケーションに関する技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>利用者・家族とのコミュニケーションの重要性</u></li> <li>● <u>コミュニケーション技術の基礎と応用</u></li> <li>● <u>意思疎通が困難な場合のコミュニケーションの実践例</u></li> <li>● <u>意志確認が難しい人の意思決定</u></li> </ul>
4	福祉用具および住宅改修に関する知識・技術	住環境と住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識</li> </ul>	講義	1.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の住まい方における課題に応じた住環境整備の考え方や、福祉用具と生活環境のポイントを踏まえた住宅改修の方法について<u>確認する。</u></li> <li>● 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みについて<u>確認する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の住まい方の課題に応じた住環境整備のポイントや、福祉用具と生活環境の適合のポイント、住宅改修の方法について説明できる。</li> <li>● 介護保険制度における住宅改修の仕組みを利用者の状態、ニーズに応じて説明できる。</li> </ul>	<p>○高齢者の住まい方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅構造・間取り・設備の種類等、高齢者の住まい方における課題</li> <li>● <u>高齢者の状態、ニーズに応じた望ましい住環境のあり方</u></li> </ul> <p>○住環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>住環境整備、福祉用具と生活環境の適合のポイント</u> (トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取り付け等)</li> </ul> <p>○住環境と福祉用具の関連に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>住環境、居住、住まい方に合わせた福祉用具</u></li> </ul>
		新しい福祉用具の特徴と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識</li> <li>● 新しい機能をもつ福祉用具に関する知識</li> <li>● 多様な福祉用具に関する知識</li> <li>● 事故の防止と安全な利用</li> </ul>	講義	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具の種類、機能、構造及び利用方法について<u>確認する (新しい機能をもつ福祉用具を含む)。</u></li> <li>● 基本的動作や日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴を<u>確認する。</u></li> <li>● <u>新製品に関する知識を習得する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>高齢者の状態像に応じた福祉用具の種類、機能、構造及び利用方法を説明できる (新しい機能をもつ福祉用具を含む)。</u></li> <li>● 基本的動作、日常の生活場面に応じた福祉用具の関わりや、福祉用具の特徴を<u>説明</u>できる。</li> </ul>	<p>○福祉用具の種類、機能、構造及び利用方法</p> <p>※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びその他の福祉用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>新しい機能をもつ福祉用具の特徴、利用方法</u></li> </ul> <p>○基本的動作と日常の生活場面、<u>高齢者の状態像・生活スタイル</u>に応じた福祉用具の特徴</p>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>高齢者の状態像に応じた福祉用具の選定・適合技術について確認する。</u></li> <li>● <u>高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法・利用の際の注意点等について確認する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>高齢者の状態像に応じて各福祉用具を選定・適合し、それについて説明できる。</u></li> <li>● <u>高齢者の状態像に応じた福祉用具の安全な利用方法、事故防止方法等について説明できる。</u></li> </ul>	<p>○各福祉用具の選定・適合技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具の選定・適合の視点、実施方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉用具の適合には、身体能力・状態への適合と生活環境との適合があることを理解する。</li> <li>・ 生活環境との適合には、住環境と住まい方の両方を含むことを理解した選定・適合の視点、実施方法を習得する。</li> </ul> </li> <li>● 福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点、<u>安全対策</u> (誤った使用方法や重大事故の例示を含む)</li> </ul> <p>○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法</p>



	大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
二 目 目	5 業務プロセスに関する知識、技術	福祉用具貸与計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>（計画書の意義の理解と作成、活用）（応用編）</li> <li>的確なアセスメント（利用者・環境の評価）能力</li> <li>利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力</li> </ul>	講義 演習	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを<u>確認</u>する。</li> <li><u>利用者の自立支援に資する福祉用具貸与計画等を作成し、有効に活用する方法を習得</u>する。</li> <li>利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解し、<u>適切に目標の設定、選定を行うための要点を学ぶ</u>。</li> <li>モニタリングの意義を<u>確認し、実務経験を踏まえて適切な実践方法について学ぶ</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて<u>具体的に説明</u>できる。</li> <li>福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容、<u>記載する上でのポイントについて事例をもとに具体的に説明</u>できる。</li> <li>福祉用具貸与計画等の活用方法、<u>有効に活用するためのポイントを具体的に</u>列挙できる。</li> <li><u>与えられた事例について、利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定を適切に行うことができる</u>。</li> <li>「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」に沿った計画作成ができる。</li> <li>モニタリングの意義を踏まえて、<u>適切な実践方法について、具体例を用いて説明</u>できる。</li> </ul>	<p>○<u>福祉用具による支援の手順の考え方の確認</u></p> <p>以下の内容について、自身の担当事例に沿って要点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性</li> <li>アセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定、福祉用具貸与計画等の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング等</li> <li>状態像に応じた福祉用具の利用事例（福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等）</li> </ul> <p>○<u>福祉用具貸与計画等の意義と目的</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記録の意義・目的（サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント）の<u>確認</u></li> </ul> <p>○<u>福祉用具貸与計画等の作成のポイントの確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>自身の担当事例または与えられた事例の福祉用具貸与計画について、利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由、その他関係者間で共有すべき情報が適切に記載されているか、どのように改善することができるかを評価し、グループで討議</u>する。</li> </ul> <p>○<u>福祉用具貸与計画等の活用方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチの<u>重要性の確認</u></li> <li><u>具体的な活用、共有方法とその効果（モニタリング、家族への説明、ケアマネジャーとの連携、多職種との連携、自己の能力開発など）</u></li> </ul> <p>○<u>モニタリングの意義と方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの意義・目的の<u>確認</u></li> <li>モニタリング時の目標達成度の評価・計画見直しの<u>ポイントの確認</u></li> <li><u>事例演習（自身のモニタリングの実践例の振り返りと要改善点）</u></li> </ul> <p>※医療との連携、他福祉職との連携、退院時の連携等</p>
		ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャーと円滑に連携する能力</li> <li>サービス担当者会議での発言・説明・提案能力</li> <li>医療・福祉などの多職種との連携</li> </ul>	講義 演習	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスを提供するにあたって基本となる視点を<u>確認</u>する。</li> <li>ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具サービスの位置付けや、医療・福祉などの多職種連携の重要性を<u>確認</u>する。</li> <li><u>ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割と多職種からの期待について理解し、ケアマネジャーとの連携、サービス担当者会議における発言、提案の重要性と実践のポイントを学ぶ</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の人権と尊厳を保持した関わりを行う際の留意点、ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を<u>的確に説明</u>できる。</li> <li>居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を踏まえ、福祉用具貸与計画について、<u>ケアマネジャーおよび多職種にもわかりやすく説明</u>できる。</li> <li><u>ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割を理解し、専門性を発揮するためのポイントとその具体的な方法について、説明</u>することができる。</li> </ul>	<p>○「<u>人権と尊厳の保持</u>」の<u>理念の確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待禁止、ノーマライゼーション、エンパワメント、クオリティオブライフ（QOL）</li> </ul> <p>○「<u>ケアマネジメントの考え方</u>」の<u>確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントの意義・目的（人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現）</li> <li>ケアマネジメントの手順（アセスメント、居宅サービス計画作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング）</li> <li>居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性</li> <li>介護予防の目的と視点</li> <li>国際生活機能分類 ICF の考え方</li> <li>多職種連携の目的と方法（介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議等での連携の具体例）</li> </ul> <p>○<u>ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>福祉用具専門相談員の役割と多職種からの期待</u></li> <li><u>事例演習①ケアマネジャーとの連携のポイント</u></li> <li><u>事例演習②サービス担当者会議（具体例をもとにポイント確認）</u></li> </ul>



	大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
		業務プロセスに関するスキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力</li> <li>状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力</li> <li>搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力</li> <li>利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力</li> </ul>	講義 演習	3.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の供給の流れや整備方法を<u>確認する。</u></li> <li><u>状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力、調整能力を習得する。</u></li> <li><u>利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整の方法、安全な使い方とポイントについて学ぶ。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の供給の流れと、各段階の内容や留意事項について、<u>実務経験に即して説明できる。</u></li> <li>福祉用具の整備の意義とポイントを説明できる。</li> <li><u>さまざまな利用者、家族を想定し、相手の状況に応じた適切なコミュニケーションのポイントを説明することができる。</u></li> <li><u>事例に即して、利用者の環境や状況に応じた利用指導、適合調整におけるポイントを説明できる。</u></li> </ul>	<p>○福祉用具の供給の流れの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ</li> <li>介護保険法における福祉用具貸与事業の内容</li> </ul> <p>○福祉用具の整備方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消毒及び保守点検等</li> </ul> <p>○コミュニケーションの重要性とポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の特性の理解とコミュニケーションの重要性</li> <li>事例演習：場面や相手の状況に応じたコミュニケーションのポイント</li> </ul> <p>○利用者や環境や状況に応じた利用指導と適合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用指導と適合調整の要点の確認（実践の振り返り）</li> <li>事例学習：特殊（対応困難）なケースにおける利用指導と適合調整の方法</li> </ul>
三日目	6	総合演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習内容を踏まえた総合演習</li> <li>一連のプロセスを実践、チェック</li> </ul>	演習	5.0	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>受講要件として受講者から提出された事例を教材として用いて、福祉用具による支援におけるポイントを再確認する。</u></li> <li><u>適切、的確な福祉用具貸与計画等の作成・活用技術を習得する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具貸与計画等の作成・活用における一連の手順のポイントについて、<u>具体例をもとに説明できる。</u></li> <li><u>事例に即して、福祉用具貸与計画等を作成し、主要なポイントについて解説することができる。</u></li> </ul>	<p>○事例演習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具の貸与及び福祉用具貸与計画等の作成の演習（グループワーク）</li> <li>利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング、<u>グループメンバーによる相互評価</u></li> </ul> <p>※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与サービス等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。</p>
				計	20			

※ 上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間程度）を実施すること。

※ 到達目標に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

※ 2日目の講義、演習の事例教材は、講師が用意したもの、受講者が受講要件として提出したもの、いずれの使用も可能。

※ 2日目の演習はテーマに即した場면을切り出して、そのテーマについての理解と実践力養成に注力するもの。3日目の総合演習は事例のアセスメントからその後の経過すべてを検討対象として、総合的な事例対応の実践力養成をねらいとする。



図表 22 指定講習と専門的知識及び経験を有する者の養成研修カリキュラム構成の対応

科目名	時間	区分	科目名	時間	区分
福祉用具と福祉用具専門相談員の役割(2時間)			オリエンテーション		
福祉用具の役割	1	講義	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	0.5	講義
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1	講義	介護保険制度の最新動向		
介護保険制度等に関する基礎知識(4時間)			介護保険制度の最新動向	1	講義
介護保険制度等の考え方と仕組み	2	講義	高齢者と医療・介護に関する知識		
介護サービスにおける視点	2	講義	認知症の理解	1.5	講義
高齢者と介護・医療に関する基礎知識(16時間)			介護技術	1.5	講義
からだところの理解	6	講義	福祉用具および住宅改修に関する知識・技術		
リハビリテーション	2	講義	住環境と住宅改修	1	講義
高齢者の日常生活の理解	2	講義	新しい福祉用具の特徴と活用	2	講義
介護技術	4	講義	業務プロセスに関する知識、技術		
住環境と住宅改修	2	講義	福祉用具貸与計画書の作成	2	講義 演習
個別の福祉用具に関する知識・技術(16時間)			ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割	2	講義 演習
福祉用具の特徴	8	講義	業務プロセスに関するスキルの向上	3.5	講義 演習
福祉用具の活用	8	演習	総合演習		
福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識(7時間)			総合演習	5	演習
福祉用具の供給の仕組み	2	講義			
福祉用具貸与計画等の意義と活用	5	講義			
福祉用具の利用の支援に関する総合演習(5時間)					
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5	演習			

図表 23 指定講習の概要

科目名	時間	区分	ねらい	到達目標	内容
<b>福祉用具と福祉用具専門相談員の役割(2時間)</b>					
①福祉用具の役割	1時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の定義と、高齢者等のくらしを支えるうえで果たす役割を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の定義について、自立支援の考え方を踏まえて概説できる。</li> <li>福祉用具の種類を概説できる。</li> <li>高齢者等のくらしを支えるうえで福祉用具の果たす役割をイメージできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>○福祉用具の定義と種類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類</li> </ul> </li> <li><b>○福祉用具の役割</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の日常生活動作(ADL)等の改善</li> <li>介護負担の軽減</li> </ul> </li> <li><b>○福祉用具の利用場面</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。</li> </ul> </li> </ul>
②福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解する。</li> <li>福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。</li> <li>介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、仕事をすすめる上での留意点を列挙できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割</b></li> <li><b>○福祉用具専門相談員の仕事内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等)</li> </ul> </li> <li><b>○職業倫理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、利用者本位、専門性の向上等)</li> </ul> </li> </ul>
<b>介護保険制度等に関する基礎知識(4時間)</b>					
③介護保険制度等の考え方や仕組み	2時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。</li> <li>地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。</li> <li>地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度等の理念、給付や認定の方法、介護サービスの種類・内容を列挙できる。</li> <li>地域包括ケアの理念を概説できる。</li> <li>地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。</li> <li>地域ケア会議の役割・機能を概説できる。</li> <li>地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>○介護保険制度等の目的と仕組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等)</li> <li>介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)</li> <li>介護サービスの種類と内容</li> <li>高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要</li> </ul> </li> <li><b>○地域包括ケアの考え方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等)</li> <li>構成要素(医療、介護、予防、住まい、生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助)</li> <li>地域ケア会議の役割・機能</li> <li>医療・介護に関わる各専門職の役割</li> </ul> </li> </ul>

科目名	時間	区分	ねらい	到達目標	内容
④介護サービスにおける視点	2 時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を身に付ける。</li> <li>● ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置づけや、多職種連携の重要性を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の人権と尊厳を保持した関わりを行う際の留意点を列挙できる。</li> <li>● ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的について概説できる。</li> <li>● 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。</li> <li>● 国際生活機能分類(ICF)の考え方を概説できる。</li> </ul>	<p><b>○人権と尊厳の保持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待防止、ノーマライゼーション、エンパワメント、クオリティオブライフ(QOL)</li> </ul> <p><b>○ケアマネジメントの考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ケアマネジメントの意義・目的(人々の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現)</li> <li>● ケアマネジメントの手順(アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング)</li> <li>● 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性</li> <li>● 介護予防の目的と視点</li> <li>● 国際生活機能分類(ICF)の考え方</li> <li>● 多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議での連携の具体例)</li> </ul>
<b>高齢者と介護・医療に関する基礎知識(16 時間)</b>					
⑤からだの理解	6 時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者等の心身の特徴と、日常生活上の留意点を理解する。</li> <li>● 認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。</li> <li>● 高齢者に多い疾病の種類と、症状について列挙できる。</li> <li>● 認知症の症状、心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえた関わり方を列挙できる。</li> </ul>	<p><b>○加齢に伴う心身機能の変化の特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等)</li> <li>● 心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不応等)</li> </ul> <p><b>○認知症の理解と対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の症状</li> <li>● 認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応</li> </ul>
⑥リハビリテーション	2 時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リハビリテーションの考え方を理解する。</li> <li>● リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リハビリテーションの内容を概説できる。</li> <li>● リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。</li> </ul>	<p><b>○リハビリテーションの基礎知識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リハビリテーションの考え方と内容</li> <li>● リハビリテーションに関わる専門職の役割</li> </ul> <p><b>○リハビリテーションにおける福祉用具の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容</li> <li>● リハビリテーション専門職との連携</li> </ul>

科目名	時間	区分	ねらい	到達目標	内容
⑦高齢者の日常生活の理解	2時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等の日常生活の個別性や、家族との関係など、生活全般を捉える視点を身に付ける。</li> <li>基本的動作(ADL)や日常的動作・手段的日常生活動作(IADL)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。</li> <li>基本的動作や日常生活動作・手段的日常生活動作(ADL)の種類を列挙できる。</li> <li>自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。</li> </ul>	<p>○日常生活について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等</li> </ul> <p>○基本的動作や日常生活動作(IADL)の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等)</li> <li>日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容</li> <li>自宅や地域での日常生活を通じた介護予防</li> </ul>
⑧介護技術	4時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる。</li> <li>各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。</li> </ul>	<p>○日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護を要する利用者の状態像</li> <li>日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具</li> </ul> <p>※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど</p>
⑨住環境と住宅改修	2時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の住まいにおける課題や、住環境の整備の考え方を理解する。</li> <li>介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の住まいの課題を列挙できる。</li> <li>住環境の整備のポイントを列挙できる。</li> <li>介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。</li> </ul>	<p>○高齢者の住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題</li> </ul> <p>○住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住環境整備の考え方</li> <li>基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取り付け等)</li> </ul> <p>○介護保険制度における住宅改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修の目的、範囲、手続きの手順</li> </ul>

科目名	時間	区分	ねらい	到達目標	内容
<b>個別の福祉用具に関する知識・技術(16 時間)</b>					
⑩福祉用具の特徴	8 時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。</li> <li>基本的動作や日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。</li> <li>基本的動作、日常生活場面に応じた福祉用具の関わりや、福祉用具の特徴を列挙できる。</li> </ul>	<p><b>○福祉用具の種類、機能及び構造</b>  ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連及びその他の福祉用具</p> <p><b>○基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴</b></p>
⑪福祉用具の活用の活用	8 時間	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する</li> <li>高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各福祉用具の選定・適合を行うことができる。</li> <li>高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。</li> </ul>	<p><b>○各福祉用具の選定・適合技術、</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の選定・適合の視点と実施方法</li> <li>福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点(誤った使用方法や重大事故の例示を含む)</li> </ul> <p><b>○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法</b></p>
<b>福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識(7 時間)</b>					
⑫福祉用具の供給の仕組み	2 時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の供給の流れや整備方法を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の供給の流れと、各段階の内容を列挙できる。</li> <li>福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。</li> </ul>	<p><b>○福祉用具の供給の流れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ</li> <li>介護保険法における福祉用具貸与事業の内容</li> </ul> <p><b>○福祉用具の整備方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消毒、保守点検等</li> </ul>

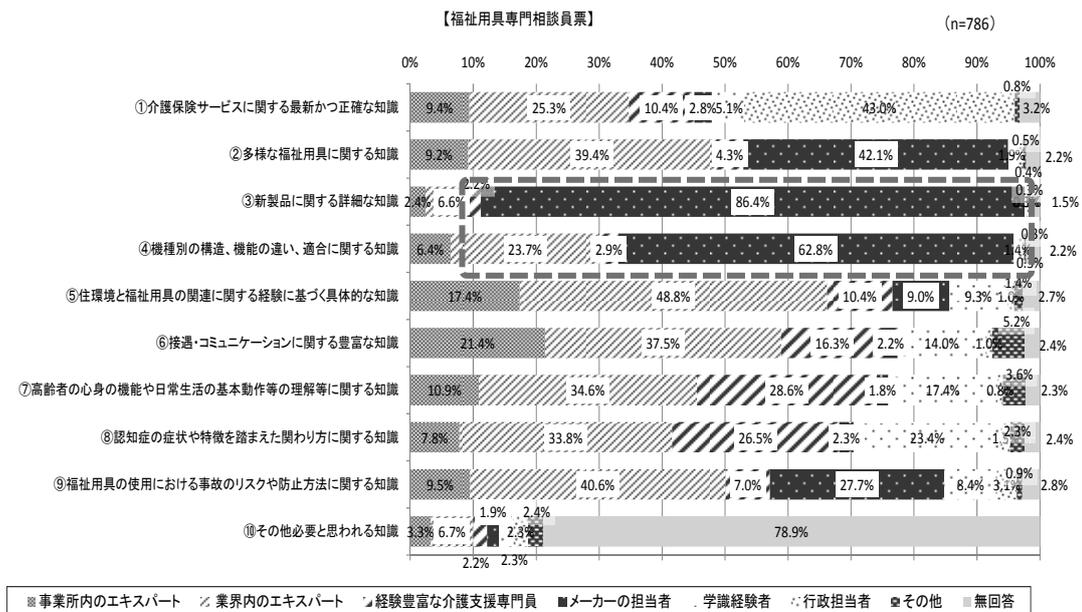
科目名	時間	区分	ねらい	到達目標	内容
⑬福祉用具貸与計画等の意義と活用	5 時間	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置づけを理解する。</li> <li>福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。</li> <li>利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。</li> <li>モニタリングの意義や方法について理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置づけについて概説できる</li> <li>福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容について概説できる。</li> <li>福祉用具貸与計画等の活用ポイントを列挙できる。</li> <li>利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を概説できる。</li> <li>モニタリングの意義や方法を概説できる。</li> </ul>	<p><b>○福祉用具による支援の手順の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性</li> <li>アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング等</li> <li>状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等)</li> </ul> <p><b>○福祉用具貸与計画等の意義と目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント)</li> </ul> <p><b>○福祉用具貸与計画等の記載内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由、その他関係者間で共有すべき情報</li> </ul> <p><b>○福祉用具貸与計画等の活用方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者・家族や多職種との情報共有、チームアプローチ</li> </ul> <p><b>○モニタリングの意義と方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの意義・目的</li> <li>モニタリング時の目標達成度の評価・計画変更</li> </ul>
<b>福祉用具の利用の支援に関する総合演習(5 時間)</b>					
⑭福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5 時間	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例を通じて、福祉用具による支援の手順の具体的なイメージを得るとともに、福祉用具貸与計画等の基本的な作成・活用技術を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具貸与計画等の作成・活用の一連の手順を列挙できる。</li> <li>福祉用具貸与計画等の作成における主要なポイントを列挙できる。</li> </ul>	<p><b>○事例演習</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成の演習</li> <li>利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング</li> </ul> <p>※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。</p>
<b>合計 50 時間</b>					

### 3-3. 講師要件

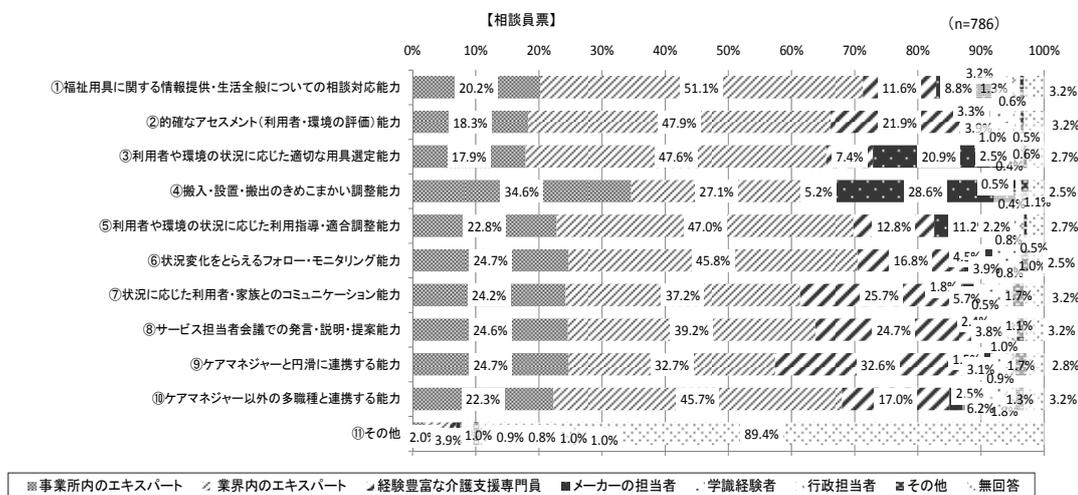
講師要件についても、指定講習の講師要件の考え方に準じて整理した。

- ・ 福祉用具専門相談員の資格要件に該当する国家資格および業務として専門性が認められている職種を中心に、講師要件を整理した。
- ・ 福祉用具専門相談員自身は受講対象者であることから、講師としては想定しないこととした。ただし、一定のレベルに達しているとして指定講習の講師に認められている「福祉用具プランナー（テクノエイド協会）」と、福祉用具サービス計画の作成について指導することを目的に養成されている「福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー（ふくせん）」については、講師を務めうると考え、一部の科目の講師要件に含めることとした。なお、「福祉用具選定士（日本福祉用具供給協会）」についても講師要件に含めてはどうかとの意見があったが、今回の検討では保留とした。
- ・ 作業部会では、言語聴覚士、社会福祉士も講師要件に含めてはどうかとの意見もあったが、今回の検討では保留とした。
- ・ 例えば、新製品に関する詳細な知識や機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識などは、メーカーの担当者からの情報提供や解説が有効と考えられる。科目の内容に応じて補助講師、ゲストスピーカーとしての参加を認めることとした。
- ・ なお、福祉用具専門相談員自身は今回は講師要件に含まないこととしたが、将来的に講師要件として認めていく議論が必要とされた。

図表 24 【福祉用具専門相談員】知識を習得する講師の適任者



図表 25 【福祉用具専門相談員】能力を習得する講師の適任者



図表 26 講師要件 (案)

	大項目	小項目	内容等	講師要件	備考
1	オリエンテーション	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修修了者 (テクノエイド協会) (6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー (ふくせん) (7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
2	介護保険制度の最新動向		● 介護保険制度の仕組みと動向	(1)行政職員 (2)保健師 (3)看護師 (4)理学療法士 (5)作業療法士 (6)社会福祉士 (7)介護福祉士 (8)介護支援専門員 (9)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (10)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
3	高齢者と医療・介護に関する知識	こことからだのしくみの理解 認知症の理解 障害の理解 発達と老化の理解	● (こことからだのしくみ) (応用編) ● 認知症、発達・老化、障害等の関わり方に関する知識	(1)医師 (2)保健師 (3)看護師 (4)理学療法士 (5)作業療法士 (6)精神保健福祉士 (7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	特に認知症の症状や対応についての専門知識・現場経験を有する
4	福祉用具および住宅改修に関する知識・技術	介護技術 住環境と住宅改修	● (介護技術) (応用編) ● コミュニケーションに関する豊富な知識 ● 住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)介護福祉士 (6)介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員 (7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者 (1)理学療法士 (2)作業療法士 (3)福祉住環境コーディネーター1級、2級試験合格者(4)一級、二級建築士 (5)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (6)福祉用具専門相談員(7)福祉用具プランナー研修修了者 (テクノエイド協会) (8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	特に新しい用具の特徴、活用事例、事故防止と安全に関する知見を有する
		新しい福祉用具の特徴と活用	● 機種の構造、機能の違い、適合に関する知識 ● 新しい機能をもつ福祉用具に関する知識 ● 多様な福祉用具に関する知識 ● 事故の防止と安全な利用	(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修修了者 (テクノエイド協会) (6)介護福祉士(7)介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員 (8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (9)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	

	大項目	小項目	内容等	講師要件	備考
5	業務プロセスに関する知識、技術	福祉用具貸与計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (計画書の意義の理解と作成、活用) (応用編)</li> <li>● 的確なアセスメント (利用者・環境の評価) 能力</li> <li>● 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力</li> <li>● ケアマネジャーと円滑に連携する能力</li> <li>● サービス担当者会議での発言・説明・提案能力</li> <li>● 医療・福祉などの多職種との連携</li> </ul>	<p>(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修修了者 (テクノエイド協会) (6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー (ふくせん) (7)介護福祉士 (8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (9)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p> <p>(1)保健師 (2)保健師 (3)看護師 (4)理学療法士 (5)作業療法士 (6)社会福祉士 (7)介護福祉士 (8)介護支援専門員 (9)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (10)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	福祉用具に関する豊富な実務経験を有する
6	総合演習	業務プロセスに関するスキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力</li> <li>● 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力</li> <li>● 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力</li> <li>● 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力</li> <li>● 学習内容を踏まえた総合演習</li> <li>● 一連のプロセスを実践、チェック</li> </ul>	<p>(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修修了者 (テクノエイド協会) (6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー (ふくせん) (7)介護福祉士 (8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (9)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	豊富な実務経験を有する

※ 講師 (医師を除く) は、上記の保有資格に加えて、実務経験・教員歴等を概ね5年以上有することが望ましい。

※ 必要に応じて補助講師、ゲストスピーカー等の参加を認める。

## 4. 今後の展望と課題

### 4-1. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の実現に向けた検討事項

本研修を実施するにあたっては、以下に示すとおり、さらなる検討課題がある。これらの課題を検討していくには、モデル研修の実施等を通じて、カリキュラムの検証や、研修教材、ガイドライン等の作成を行っていく必要がある。また、さらなるアンケート調査やヒアリング等を通じて、制度との関連や研修機会の確保も含めた実現可能性を検証し、対応策を検討していく必要がある。

#### (1) 研修の運営に関する詳細検討

- 事例の選定や演習の進め方

本研修では、事例を用いた演習により実務能力の向上を図ることが重視されている。そのため、どのような事例を用いるか、だれがどのように選定するか、選定した事例についてどのように演習を進めるかなど、さらなる検討の余地がある。

- 修了評価の方法や基準等の具体化

研修終了時の修了評価については指定講習に準ずることとしたが、評価方法や評価基準の設定等について、さらに検討してガイドラインに示すなど、標準化を図る必要がある。

- 学習内容の標準化

学習内容については、カリキュラムにおいて具体的に「目的」「到達目標」「内容」を示していくが、講師や養成機関によってばらつきが出てしまうことが考えられる。研修の内容は標準化する必要があり、講義、演習における学習内容については、詳細をガイドラインに示す必要性がある。

#### (2) 講師の確保と研修内容の改訂のための仕組みの検討

- 講師の確保

本研修は、個々の福祉用具専門相談員が実務経験を積みながら専門性を高めていく基盤形成のねらいもある。その意味でも各科目の目的を遂行できる講師の確保は重要な課題である。初期においては、関連分野の学識者、専門職などで構成することが考えられる。実務に基づいた専門性を高める観点から、将来的には研修修了者の中から経験を積んで専門性を高めた福祉用具専門相談員が講師を務めることが望ましく、その仕組みを検討しておくことが重要である。

- 研修内容の改訂

福祉用具を用いた介護環境の変化に対応するため、更新制の導入を想定しているが、更新制を有効に機能させるためには、研修内容自体も環境変化に応じて改訂していかなければならない。介護保険制度の改正、新しい機能をもつ福祉用具の開発、介護ロボットの普及など、取り巻く環境や求められる専門性の変化に対応し、研修で伝える情報を更新していくことが求められる。養成機関への周知方法も今後の検討課題である。

### (3) 制度（専門的知識、経験を有する者の配置の義務化等）との関連 など

- 受講負荷へ配慮する仕組みの検討

3年に1度の20時間（3日間）研修であり、基本的にはすべての科目を集合研修で修了することが求められる。ただし、養成機関や講師の確保等、運営面から、地域によっては近場での受講が難しいケースも考えられる。専門的知識、経験を有する者の配置が義務化されれば、受講負荷もある。モデル研修やさらなる調査を通じて実現が困難と判断されるケースがあれば、一部の科目について他の方法で修了を認める仕組みも考える必要がある。

- 受講希望者数と研修機会の確保

本研修は、制度（専門的知識、経験を有する者の配置の義務化等）に対応して実施されることが考えられる。当面は必要な人材を確保するために多くの受講者数が見込まれるが、一旦、必要な研修修了者が確保されれば、以降は受講者数は減少すると考えられる。こうした時期による変動も想定したうえで、受講希望者数と整合した研修機会を確保する方策を検討しておく必要がある。

制度改正への対応を想定すると、研修初年度は、実際の事業所数と同程度の人数（7,000人程度）の養成を想定する必要がある。この規模を想定した養成機関の確保による研修の開催、運営のあり方を、実際的な側面から検討していく必要がある。

図表15に示したように、本研修カリキュラムの各科目に対して指定講習事業者が「対応可能」とした割合は約30～50%、「検討可能」は約30～40%であった。このたび整理した具体的なカリキュラム内容により、各指定講習事業者の対応の意向等について改めて確認し、必要な研修機会の確保のための方策を検討する必要がある。

なお、平成26年度の福祉用具専門相談員指定講習の開催実績を見ると、平均開催数は5.5回であるが、「0回」という回答が約2割あることから、地域によっては十分な研修機会が確保されない可能性がある。研修機会確保の方策を検討する際には、こうした現状にも留意する必要がある。

図表 27 平成 26 年度の福祉用具専門相談員指定講習の実施実績

全体	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	無回答	平均
75 100.0%	16 21.3%	17 22.8%	9 12.0%	4 5.3%	7 9.3%	16 21.3%	6 8.0%	5.5

#### (4) その他

福祉用具専門相談員の福祉用具に関する情報については、現時点においても最新の情報を得る仕組みがないことが指摘されている。こうした状況に対応するため、テクノエイド協会の TAIS 情報や JASPA の事故情報も含めて最新の情報が集約され、福祉用具専門相談員が確認できる仕組みが構築されることが望ましい。

## 5. アンケートおよびヒアリング調査結果（詳細）

### 5-1. 福祉用具貸与事業所及び指定講習事業者へのアンケート調査概要

#### (1) 調査対象

指定講習事業者	福祉用具専門相談員指定講習事業者 171 件
福祉用具貸与事業所	全国の福祉用具貸与事業所 2000 件 (介護サービス情報公表システムのデータに基づき無作為抽出)

#### (2) 調査方法および調査時期

調査方法：自記式調査票の郵送配布・回収

調査時期：平成 27 年 10 月

#### (3) 調査項目

指定講習事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体基本情報</li> <li>● 福祉用具専門相談員指定講習の実施状況</li> <li>● 専門的な知識・経験を有する福祉用具専門相談員※の養成研修について（知識・能力項目別の実施方法と対応可能性など）</li> </ul>
福祉用具貸与事業所 （管理者、福祉用具専門相談員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所属性、回答者属性</li> <li>● 事業所における研修、人材養成手法について</li> <li>● 「専門的な知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成のために必要な研修について（知識・能力項目別の現状の習得方法と今後望ましいと考えられる習得方法、講師要件、受講要件、修了要件、候補者の有無、研修方法に対する意見、受講管理の方法、費用負担、受講支援等）</li> </ul>

#### (4) 回収状況

	発送数	有効回答数	有効回収率
指定講習事業者	171	75	43.9%
福祉用具貸与事業所	2000	1627 (管理者 841、一般 786)	(管理者 42.1%)

## 5-2. 福祉用具貸与事業所へのアンケート調査結果

### (1) 基本情報

#### 1) 事業所の所在地

事業所の所在地は、以下のとおりであった。

図表 28 事業所の所在地

全体	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
841 100.0%	30 3.6%	13 1.5%	17 2.0%	17 2.0%	9 1.1%	9 1.1%	26 3.1%	9 1.1%	8 1.0%	9 1.1%	31 3.7%	15 1.8%	81 9.2%	48 5.7%	19 2.3%	9 1.1%	8 1.0%	9 1.1%
岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	
16 1.9%	30 3.6%	47 5.6%	17 2.0%	9 1.1%	12 1.4%	79 9.4%	25 3.0%	9 1.1%	11 1.3%	6 0.7%	7 0.8%	15 1.8%	19 2.3%	8 1.0%	6 0.7%	6 0.7%	13 1.5%	
山梨県	長野県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答							
5 0.6%	21 2.5%	4 0.5%	34 4.0%	8 1.0%	11 1.3%	16 1.9%	5 0.6%	6 0.7%	10 1.2%	15 1.8%	4 0.5%							

#### 2) 事業所の開設年（西暦）

事業所の開設年は、「2000～2001年」が19.9%で最も多い。

図表 29 事業所の開設年

全体	1999年以前	2000～2001年	2002～2003年	2004～2005年	2006～2007年	2008～2009年	2010～2011年	2012～2013年	2014年以降	無回答
841 100.0%	90 10.7%	167 19.9%	102 12.1%	82 9.8%	76 9.0%	55 6.5%	78 9.3%	82 9.8%	66 7.8%	43 5.1%

#### 3) 事業所の福祉用具レンタルの利用者数

事業所の福祉用具レンタルの利用者数は、「100～299人」が26.7%で最も多く、次いで、「10～49人」が14.7%、「300人～499人」が14.1%であった。

図表 30 事業所の福祉用具レンタルの利用者数

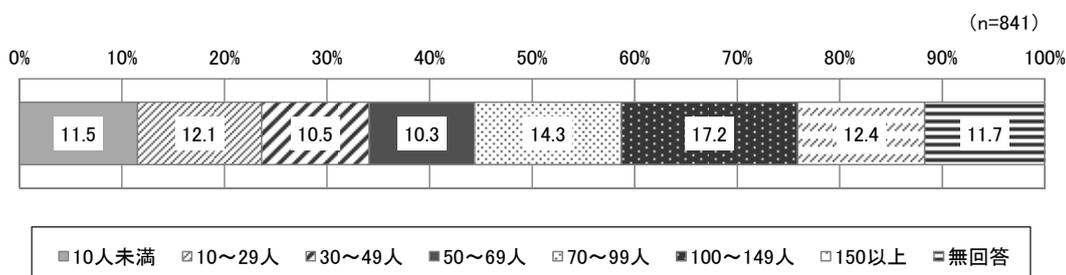
全体	～9人	10～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人以上	無回答	平均
841 100.0%	56 6.7%	124 14.7%	86 10.2%	224 26.7%	119 14.1%	117 13.9%	77 9.2%	38 4.5%	399.4

#### 4) 福祉用具専門相談員1人あたりの利用者数

福祉用具専門相談員1人あたりの利用者数は、「100～149人」が17.2%で最も多く、次い

で、「70～99人」が14.3%、「150人以上」が12.4%であった。

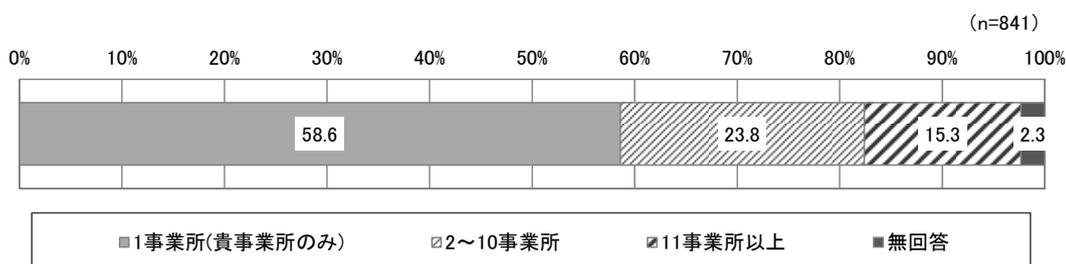
図表 31 福祉用具専門相談員1人あたりの利用者数



### 5) 同一法人の持つ福祉用具貸与事業所数

同一法人の持つ福祉用具貸与事業所数は、「1事業所」が58.6%と最も多く、次いで、「2～10事業所」が23.8%となっている。

図表 32 同一法人の持つ福祉用具貸与事業所数



### 6) 事業所に併設しているサービス

事業所に併設しているサービスは、「居宅介護支援事業所」が31.0%と最も多く、次いで、「訪問介護事業所」が23.7%、「通所介護事業所」が14.9%となっている。

図表 33 事業所に併設しているサービス

全体	病院・診療所・歯科診療所	訪問看護事業所	訪問介護事業所	訪問リハビリテーション事業所	通所リハビリテーション事業所	訪問入浴介護事業所	通所介護事業所	介護老人保健施設	居宅介護支援事業所	その他	無回答
841	15	53	199	11	16	26	125	13	261	74	489
100.0%	1.8%	6.3%	23.7%	1.3%	1.9%	3.1%	14.9%	1.5%	31.0%	8.8%	58.1%

### 7) 事業所における福祉用具の調達方法

事業所における福祉用具の調達方法は、「主に自社で調達・保有している」が12.5%、「主

にレンタル卸を利用している」が54.7%、「両者を併用している」が30.3%となっている。

図表 34 事業所における福祉用具の調達方法

全体	主に自社 で調達・ 保有して いる	主にレン タル卸を 利用して いる	自社調達 とレンタ ル卸を併 用してい る	無回答
841 100.0%	105 12.5%	460 54.7%	255 30.3%	21 2.5%

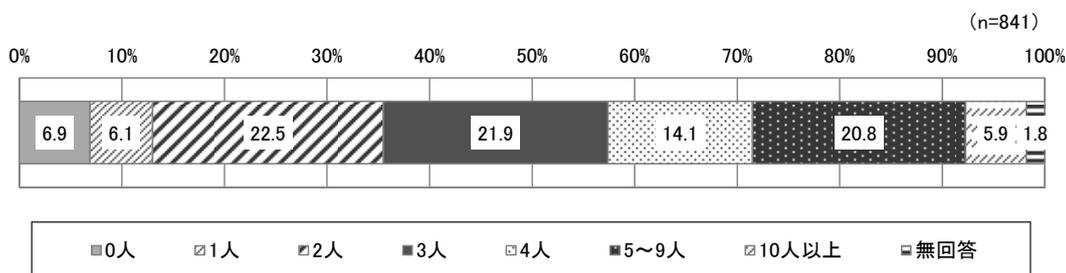
### 8) 事業所の職員体制

事業所の職員体制は、「現場担当職（営業職）」の常勤実人数においては、「2人」の事業所が、29.5%と最も多く、次いで、「5～9人」が20.2%となっており、1事業所の人数の平均は、4.0人であった。その内、「福祉用具専門相談員資格保有者数」は、「2人」の事業所が22.5%で最も多く、次いで「3人」が21.9%となっており、平均は4.0人であった。

図表 35 事業所の職員体制

		全体	0人	1人	2人	3人	4人	5～9人	10人以上	無回答	平均	
現場担当職 (営業職)	常勤実人数	841	21	66	248	168	99	170	54	15	4.0	
		100.0%	2.5%	7.8%	29.5%	20.0%	11.8%	20.2%	6.4%	1.8%	-	
	非常勤実人数	841	620	128	40	12	13	10	3	15	0.5	
		100.0%	73.7%	15.2%	4.8%	1.4%	1.5%	1.2%	0.4%	1.8%	-	
うち福祉用具専門 相談員資格保有者 数	841	58	51	189	184	119	175	50	15	4.0		
	100.0%	6.9%	6.1%	22.5%	21.9%	14.1%	20.8%	5.9%	1.8%	-		
	現場担当職	常勤実人数	841	369	252	105	44	21	28	7	15	1.1
		100.0%	43.9%	30.0%	12.5%	5.2%	2.5%	3.3%	0.8%	1.8%	-	
非常勤実人数	841	669	117	29	5	3	1	2	15	0.3		
	100.0%	79.6%	13.9%	3.4%	0.6%	0.4%	0.1%	0.2%	1.8%	-		
	うち福祉用具専門 相談員資格保有者 数	841	549	182	47	26	11	7	4	15	0.6	
	100.0%	65.3%	21.6%	5.6%	3.1%	1.3%	0.8%	0.5%	1.8%	-		
その他	常勤実人数	841	650	88	35	18	10	16	9	15	0.6	
		100.0%	77.2%	10.5%	4.2%	2.1%	1.2%	1.9%	1.1%	1.8%	-	
	非常勤実人数	841	762	35	15	7	4	1	2	15	0.2	
		100.0%	90.6%	4.2%	1.8%	0.8%	0.5%	0.1%	0.2%	1.8%	-	
うち福祉用具専門 相談員資格保有者 数	841	693	65	33	12	8	9	6	15	0.4		
	100.0%	82.4%	7.7%	3.9%	1.4%	1.0%	1.1%	0.7%	1.8%	-		
	福祉用具専門 相談員資格保 有者の経験年 数	5年以上	841	116	156	187	166	63	99	26	28	2.9
		100.0%	13.8%	18.5%	22.3%	19.7%	7.5%	11.8%	3.1%	3.3%	-	
3～5年未満	841	397	201	120	47	18	26	4	28	1.1		
	100.0%	47.2%	23.9%	14.3%	5.6%	2.1%	3.1%	0.5%	3.3%	-		
	3年未満	841	295	235	133	72	34	38	6	28	1.4	
	100.0%	35.2%	27.9%	15.8%	8.6%	4.0%	4.5%	0.7%	3.3%	-		

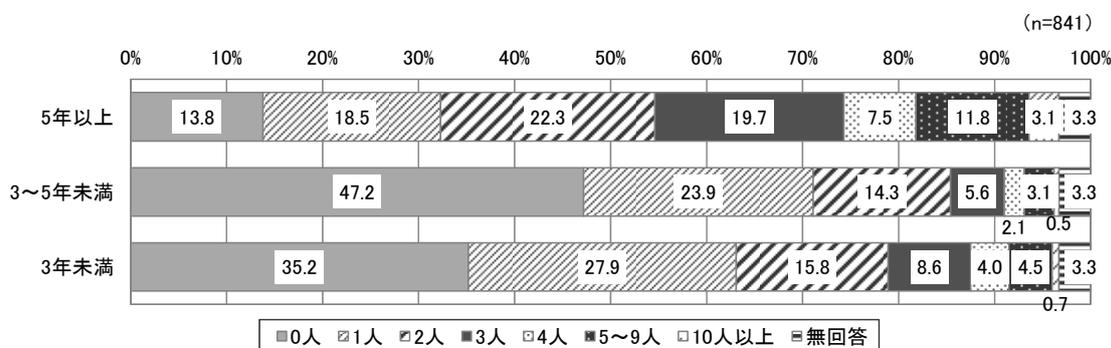
図表 36 事業所の職員体制<<現場担当職（営業職）のうち  
福祉用具専門相談員資格保有者数>>



### 9) 福祉用具専門相談員資格保有者の経験年数別人数

福祉用具専門相談員資格保有者の経験年数別人数は、『5年以上』の経験者が「2人」の事業所が 22.3%と最も多く、次いで、「3人」が 19.7%となっている。『3～5年未満』は、「0人」の事業所が 47.2%、「1人」の事業所が 23.9%となっている。「3年未満」は、「0人」が 35.2%、「1人」が 27.9%となっている。

図表 37 事業所の職員体制<<福祉用具専門相談員資格保有者の経験年数別人数>>



## (2) 管理者の属性

### 1) 福祉用具専門相談員としての業務経験年数

福祉用具専門相談員としての業務経験年数は、「10～15年未満」が 34.0%と最も多く、次いで「5～10年未満」が 25.0%、「15年以上」が 14.7%であり、平均は 9.0年であった。

図表 38 【管理者】福祉用具専門相談員としての業務経験年数

全体	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15年以上	無回答	平均
841 100.0%	43 5.1%	67 8.0%	83 9.9%	210 25.0%	286 34.0%	124 14.7%	28 3.3%	9.0

## 2) 管理者としての経験年数

管理者としての経験年数は、「1～3年未満」が25.8%で最も多く、次いで「5年～10年未満」が25.7%、「3年～5年未満」が16.9%であり、平均は5.8年であった。

図表 39 【管理者】管理者としての経験年数

全体	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15年以上	無回答	平均
841 100.0%	49 5.8%	218 25.8%	142 16.9%	216 25.7%	135 16.1%	56 6.7%	25 3.0%	5.8

## 3) 回答者の年齢

回答者の年齢は、「40代」が最も多く、34.0%であった。

図表 40 【管理者】回答者の年齢

全体	20代	30代	40代	50代	60代以上	無回答
841 100.0%	22 2.6%	216 25.7%	286 34.0%	175 20.8%	131 15.6%	11 1.3%

## 4) 「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格

「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格は、「ヘルパー1級、2級」が29.6%で最も多く、次いで、「その他」の資格が11.2%、「介護支援専門員」が8.2%、「介護福祉士」が7.5%となっている。

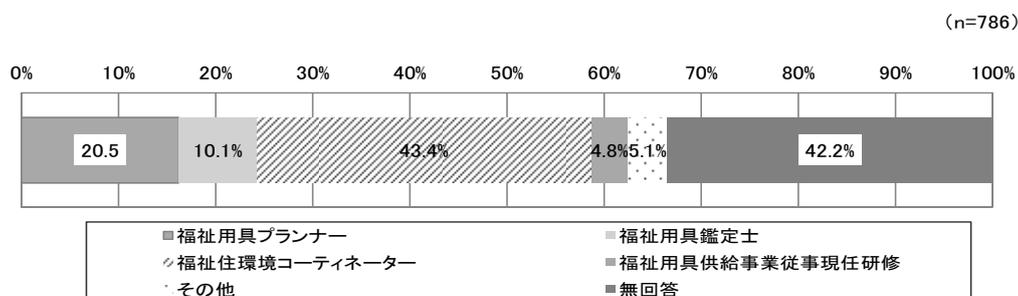
図表 41 【管理者】「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格

全体	社会福祉士	介護福祉士	義肢装具士	作業療法士	理学療法士	ヘルパー1級・2級	介護支援専門員	その他	無回答
841 100.0%	22 2.6%	63 7.5%	2 0.2%	2 0.2%	1 0.1%	249 29.6%	69 8.2%	94 11.2%	440 52.3%

### 5) 現在履修済みの研修や取得している民間資格

現在履修済みの研修や取得している民間資格は、「福祉住環境コーディネーター」が43.4%と最も多く、次いで「福祉用具プランナー」が20.5%となっている。

図表 42 【管理者】現在履修済みの研修や取得している民間資格



### 6) 管理者としての業務以外に福祉用具専門相談員として行っている業務

管理者として業務以外に、福祉用具専門相談員として行っている業務は、「福祉用具専門相談員として利用者を担当している」が最も多く、67.6%であった。

図表 43 【管理者】管理者として業務以外に福祉用具専門相談員として行っている業務

全体	福祉用具専門相談員として利用者を担当している	個別の利用者を担当していないが福祉用具専門相談員としての業務を行っている	管理者としての業務のみを行っている	無回答
841	568	107	145	21
100.0%	67.6%	12.7%	17.2%	2.5%

### 7) 「福祉用具専門相談員として利用者を担当している」担当人数

「福祉用具専門相談員として利用者を担当している」担当人数は、「50～99件」が25.8%と最も多く、次いで「1～29件」及び「100～149件」が共に17.8%となっており、平均は88.7件であった。

図表 44 【管理者】「福祉用具専門相談員として利用者を担当している」担当人数

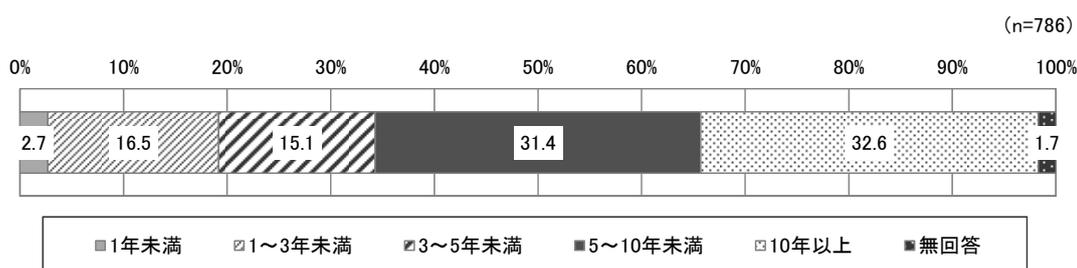
全体	1～29件	30～49件	50～99件	100～149件	150～199件	200件以上	無回答	平均
568	101	71	147	101	45	55	48	88.7
100.0%	17.8%	12.5%	25.8%	17.8%	7.9%	9.7%	8.5%	-

### (3) 福祉用具専門相談員の属性

#### 1) 福祉用具専門相談員としての業務経験年数

福祉用具専門相談員としての業務経験年数は、「10年以上」が32.6%と最も多く、次いで、「5～10年未満」が31.4%、「1～3年未満」が16.5%となっている。

図表 45 【福祉用具専門相談員】福祉用具専門相談員としての業務経験年数



#### 2) (他事業所も含む、通算の)福祉用具貸与事業所での就業経験年数

(他事業所も含む、通算の)福祉用具貸与事業所での就業経験年数は、「10年以上」が33.9%と最も多く、次いで「5～10年未満」が29.3%、「3～5年未満」が15.1%となっており、平均は7.6年であった。

図表 46 【福祉用具専門相談員】(他事業所も含む、通算の)福祉用具貸与事業所での就業経験年数

全体	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	無回答	平均
786	18	109	119	230	267	43	7.6
100.0%	2.3%	13.9%	15.1%	29.3%	33.9%	5.5%	-

#### 3) 回答者の年齢

回答者の年齢は、「30代」が最も多く、33.6%であった。

図表 47 【福祉用具専門相談員】回答者の年齢

全体	20代	30代	40代	50代	60代以上	無回答
786	80	264	253	123	57	9
100.0%	10.2%	33.6%	32.2%	15.6%	7.3%	1.1%

#### 4) 「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格

「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格は、「ヘルパー1級・2級」が29.0%で最も多く、次いで、「介護福祉士」及び「その他」が共に7.8%、「介護支援専門員」が6.7%となっている。

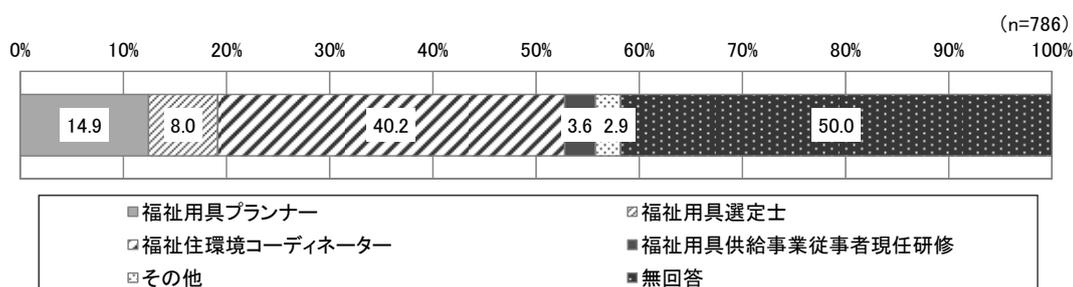
図表 48 【福祉用具専門相談員】「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格

全体	社会福祉士	介護福祉士	義肢装具士	作業療法士	理学療法士	ヘルパー1級・2級	介護支援専門員	その他	無回答
786	16	61	0	2	1	228	53	61	441
100.0%	2.0%	7.8%	0.0%	0.3%	0.1%	29.0%	6.7%	7.8%	56.1%

#### 5) 現在履修済みの研修や取得している民間資格

現在履修済みの研修や取得している民間資格は、「福祉住環境コーディネーター」が40.2%で最も多く、次いで、「福祉用具プランナー」が14.9%となっている

図表 49 【福祉用具専門相談員】現在履修済みの研修や取得している民間資格

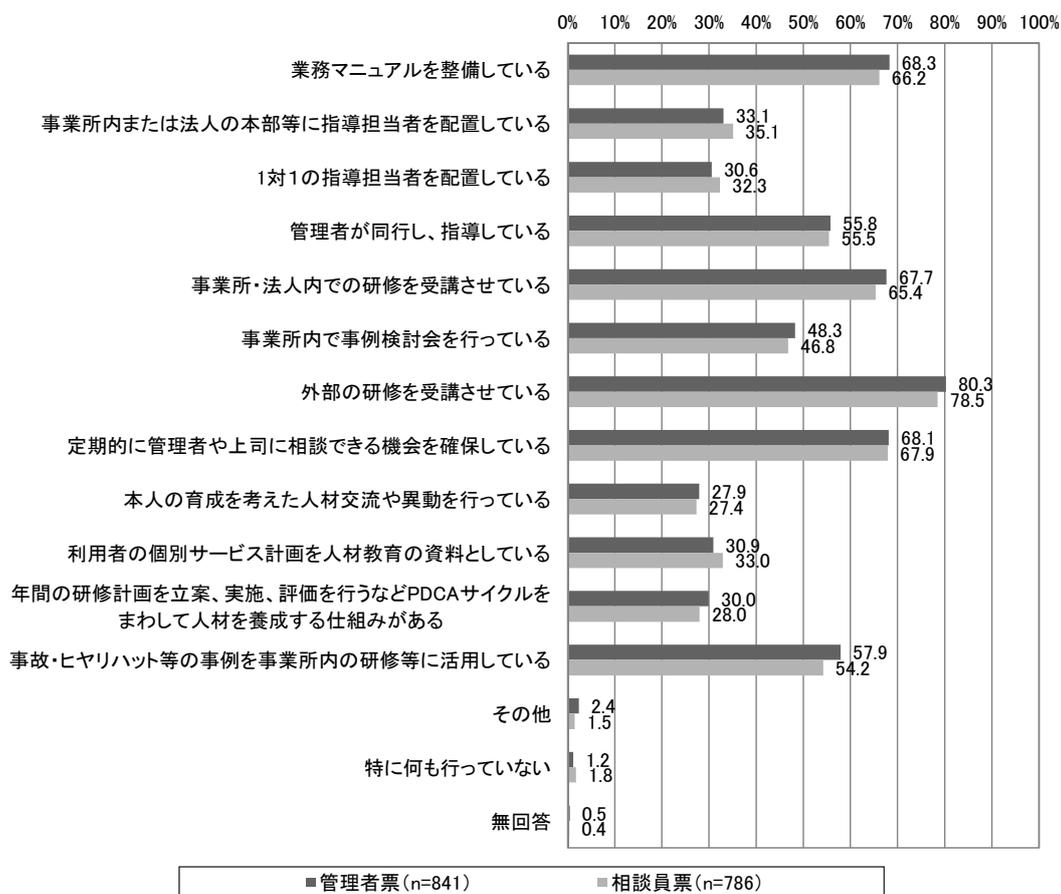


#### (4) 事業所における研修及び、人材養成手法について

##### 1) 事業所で行っている職員の能力開発や養成

事業所で行っている職員の能力開発や養成は、管理者及び福祉用具専門相談員共に、「外部の研修を受講させている」が最も多く、管理者が80.3%、福祉用具専門相談員が78.5%となっている。

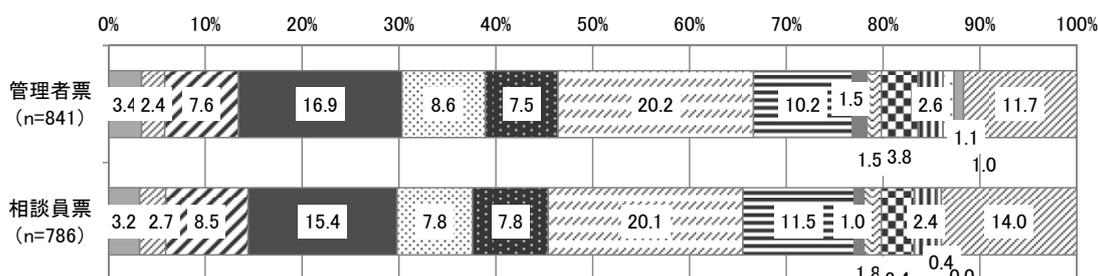
図表 50 【管理者】【福祉用具専門相談員】現状の職員の能力開発や養成の実施状況



## 2) 事業所で行っている職員の能力開発や養成のうち、最も効果的なもの

事業所で行っている職員の能力開発や養成のうち、最も効果的なものについては、管理者及び福祉用具専門相談員共に、「外部の研修を受講させている」が最も効果的だという回答が多く、管理者が 20.2%、福祉用具専門相談員が 20.1%となっている。

図表 51 【管理者】【福祉用具専門相談員】  
事業所で行っている職員の能力開発や養成の項目のうち最も効果的なもの

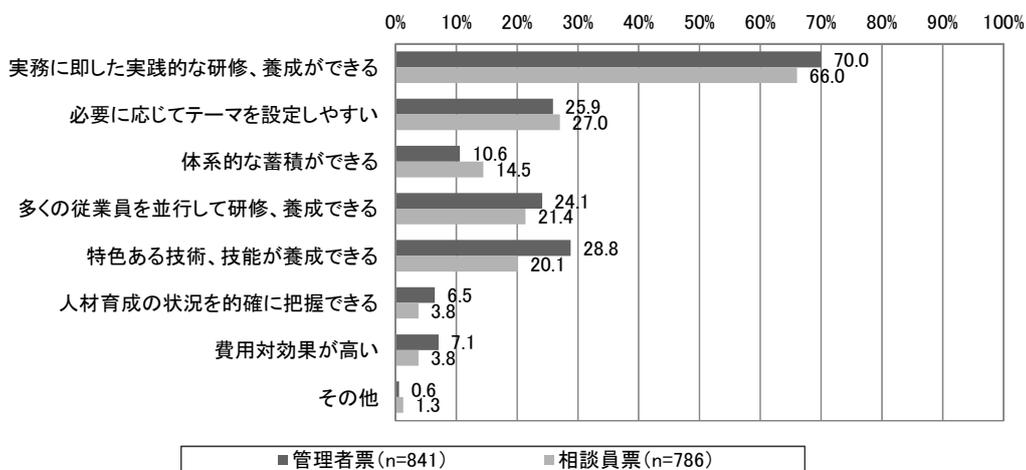


- 業務マニュアルを整備している
- ☑ 事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している
- ☑ 1対1の指導担当者を配置している
- 管理者が同行し、指導している
- ☑ 事業所・法人内での研修を受講させている
- 事業所内で事例検討会を行っている
- ☐ 外部の研修を受講させている
- ☑ 定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している
- 本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている
- ☑ 利用者の個別サービス計画を人材教育の資料としている
- ☑ 年間の研修計画を立案、実施、評価を行うなどPDCAサイクルをまわして人材を養成する仕組みがある
- ☑ 事故・ヒヤリハット等の事例を事業所内の研修等に活用している
- ☐ その他
- 特に何も行ってない
- ☑ 無回答

### 3) 「外部研修の受講」について最も効果的と評価した理由

「外部研修の受講」について最も効果的と評価した理由は、「実務に即した実践的な研修、養成ができる」が最も多く、管理者 70.0%、福祉用具専門相談員 66.0%となっている。それ以外の理由としては、管理者は、「特色ある技術、技能が養成できる」が 28.8%、「必要に応じてテーマを設定しやすい」が 25.9%、福祉用具専門相談員は、「必要に応じてテーマを設定しやすい」が 27.0%、「多くの従業員を並行して研修、養成できる」が 21.4%となっている。

図表 52 【管理者】【福祉用具専門相談員】「外部研修の受講」について最も効果的とした理由



4) 事業所で行っている職員の能力開発や養成のうち、最も効果的と評価した方法と理由  
(管理者)

事業所で行っている職員の能力開発や養成のうち、最も効果的と評価した方法とその理由については、どの方法においても、「実務に即した実践的な研修、養成ができる」が最も多く、『利用者の個別サービス計画を人材教育の資料としている』では100%、『1対1の指導担当者を配置している』が89.1%、『事業所内で事例検討会を行っている』が88.9%、『管理者が同行し、指導している』が80.3%となっている。

図表 53 【管理者】最も効果的と評価した方法と理由

	全体	実務に即した実践的な研修、養成ができる	必要に応じてテーマを設定しやすい	体系的な蓄積ができる	多くの従業員を並行して研修、養成できる	特色ある技術、技能が養成できる	人材育成の状況を的確に把握できる	費用対効果が高い	その他
全体	841 100.0%	562 66.8%	212 25.2%	114 13.6%	159 18.9%	146 17.4%	261 31.0%	48 5.7%	9 1.1%
業務マニュアルを整備している	29 100.0%	14 48.3%	5 17.2%	8 27.6%	10 34.5%	1 3.4%	4 13.8%	2 6.9%	0 0.0%
事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している	20 100.0%	12 60.0%	3 15.0%	3 15.0%	6 30.0%	0 0.0%	10 50.0%	1 5.0%	0 0.0%
1対1の指導担当者を配置している	64 100.0%	57 89.1%	9 14.1%	7 10.9%	0 0.0%	11 17.2%	29 45.3%	3 4.7%	0 0.0%
管理者が同行し、指導している	142 100.0%	114 80.3%	26 18.3%	17 12.0%	8 5.6%	28 19.7%	79 55.6%	14 9.9%	2 1.4%
事業所・法人内での研修を受講させている	72 100.0%	43 59.7%	30 41.7%	9 12.5%	32 44.4%	14 19.4%	17 23.6%	5 6.9%	0 0.0%
事業所内で事例検討会を行っている	63 100.0%	56 88.9%	23 36.5%	12 19.0%	19 30.2%	7 11.1%	10 15.9%	4 6.3%	0 0.0%
外部の研修を受講させている	170 100.0%	119 70.0%	44 25.9%	18 10.6%	41 24.1%	49 28.8%	11 6.5%	12 7.1%	1 0.6%
定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している	86 100.0%	38 44.2%	21 24.4%	6 7.0%	6 7.0%	9 10.5%	47 54.7%	1 1.2%	2 2.3%
本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている	13 100.0%	7 53.8%	1 7.7%	3 23.1%	3 23.1%	2 15.4%	7 53.8%	0 0.0%	1 7.7%
利用者の個別サービス計画を人材教育の資料としている	13 100.0%	13 100.0%	6 46.2%	3 23.1%	2 15.4%	4 30.8%	3 23.1%	1 7.7%	0 0.0%
年間の研修計画を立案、実施、評価を行うなどPDCAサイクルをまわして人材を養成する仕組みがある	32 100.0%	17 53.1%	11 34.4%	6 18.8%	12 37.5%	1 3.1%	16 50.0%	1 3.1%	0 0.0%
事故・ヒヤリハット等の事例を事業所内の研修等に活用している	22 100.0%	16 72.7%	6 27.3%	5 22.7%	5 22.7%	1 4.5%	3 13.6%	1 4.5%	1 4.5%
その他	9 100.0%	5 55.6%	2 22.2%	2 22.2%	2 22.2%	1 11.1%	4 44.4%	1 11.1%	1 11.1%
特に何も行っていない	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

5) 事業所で行っている職員の能力開発や養成のうち、最も効果的と評価した方法と理由  
(福祉用具専門相談員)

事業所で行っている職員の能力開発や養成のうち、最も効果的と評価した方法とその理由については、どの方法においても、「実務に即した実践的な研修、養成ができる」が最もおおく、『事故・ヒヤリハット等の事例を事業所内の研修等に活用している』が89.5%、『事業所内で事例検討会を行っている』が86.9%、『利用者の個別サービス計画を人材教育の資料にしている』が85.7%、『1対1の指導担当者を配置している』が85.1%となっている。

図表 54 【福祉用具専門相談員】最も効果的と評価した方法と理由

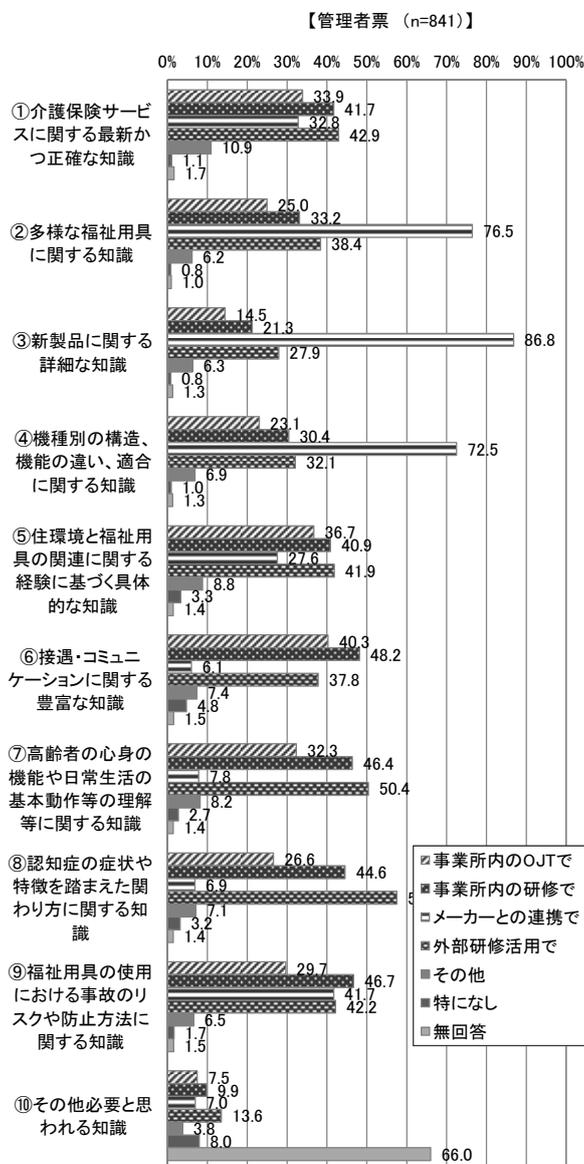
	全体	実務に即した実践的な研修、養成ができる	必要に応じてテーマを設定しやすい	体系的な蓄積ができる	多くの従業員を並行して研修、養成できる	特色ある技術、技能が養成できる	人材育成の状況を的確に把握できる	費用対効果が高い	その他
全体	786 100.0%	520 66.2%	193 24.6%	111 14.1%	138 17.6%	102 13.0%	199 25.3%	28 3.6%	7 0.9%
業務マニュアルを整備している	25 100.0%	13 52.0%	6 24.0%	4 16.0%	6 24.0%	0 0.0%	6 24.0%	1 4.0%	0 0.0%
事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している	21 100.0%	14 66.7%	8 38.1%	3 14.3%	8 38.1%	1 4.8%	9 42.9%	0 0.0%	0 0.0%
1対1の指導担当者を配置している	67 100.0%	57 85.1%	12 17.9%	10 14.9%	1 1.5%	7 10.4%	29 43.3%	1 1.5%	0 0.0%
管理者が同行し、指導している	121 100.0%	96 79.3%	20 16.5%	17 14.0%	6 5.0%	15 12.4%	47 38.8%	6 5.0%	1 0.8%
事業所・法人内での研修を受講させている	61 100.0%	41 67.2%	25 41.0%	9 14.8%	25 41.0%	8 13.1%	10 16.4%	4 6.6%	0 0.0%
事業所内で事例検討会を行っている	61 100.0%	53 86.9%	14 23.0%	8 13.1%	18 29.5%	7 11.5%	10 16.4%	3 4.9%	0 0.0%
外部の研修を受講させている	159 100.0%	105 66.0%	43 27.0%	23 14.5%	34 21.4%	32 20.1%	6 3.8%	6 3.8%	2 1.3%
定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している	90 100.0%	38 42.2%	21 23.3%	9 10.0%	9 10.0%	6 6.7%	44 48.9%	4 4.4%	3 3.3%
本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている	8 100.0%	4 50.0%	1 12.5%	2 25.0%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
利用者の個別サービス計画を人材教育の資料としている	14 100.0%	12 85.7%	3 21.4%	1 7.1%	1 7.1%	3 21.4%	4 28.6%	0 0.0%	0 0.0%
年間の研修計画を立案、実施、評価を行うなどPDCAサイクルをまわして人材を養成する仕組みがある	27 100.0%	12 44.4%	7 25.9%	6 22.2%	8 29.6%	2 7.4%	13 48.1%	0 0.0%	0 0.0%
事故・ヒヤリハット等の事例を事業所内の研修等に活用している	19 100.0%	17 89.5%	9 47.4%	4 21.1%	6 31.6%	5 26.3%	4 21.1%	0 0.0%	0 0.0%
その他	3 100.0%	3 100.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%
特に何も行っていない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(5) 今後の研修について

1) 現状の知識習得方法 (管理者)

現状の知識習得方法は、『多様な福祉用具に関する知識』、『新製品に関する詳細な知識』、『機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識』については、「メーカーとの連携」が最も多く、72%~86%となっている。『接遇、コミュニケーションに関する豊富な知識』、『高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識』、『認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識』については、「メーカーとの連携」は、6.1~7.8%と少なく、「事業所内での研修」と「外部研修の活用」が約40~60%となっている。

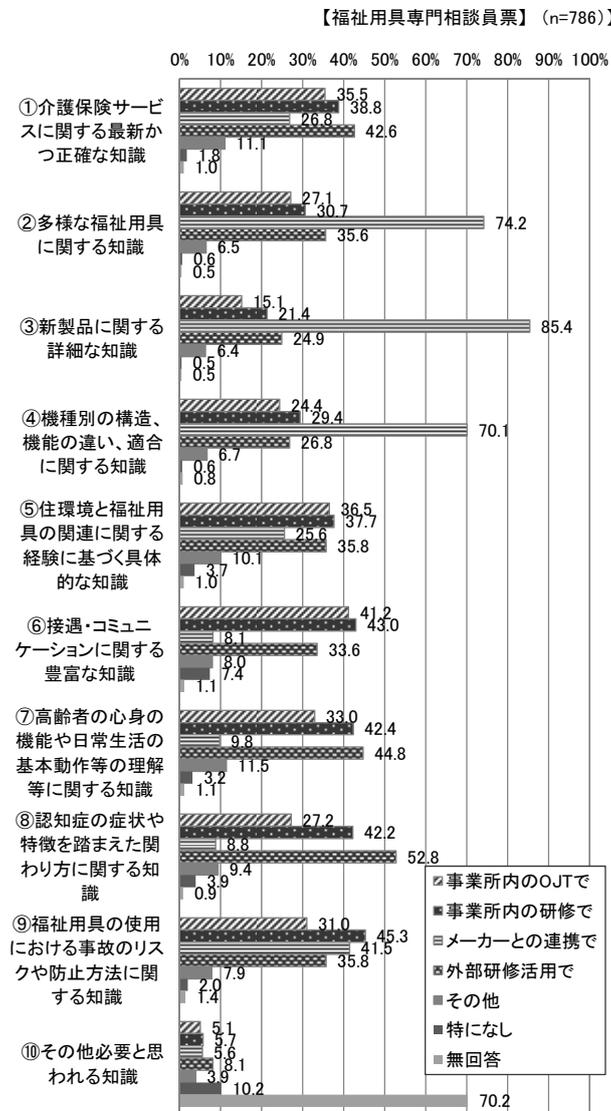
図表 55 【管理者】現状の知識習得方法



## 2) 現状の知識習得方法（福祉用具専門相談員）

現状の知識習得方法は、『多様な福祉用具に関する知識』、『新製品に関する詳細な知識』、『機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識』については、「メーカーとの連携」が最も多く、70.1%～85.4%となっている。『接遇、コミュニケーションに関する豊富な知識』、『高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識』、『認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識』については、「メーカーとの連携」は、8.1～9.8%と少なく、「事業所内のOJT」、「事業所内での研修」、「外部研修の活用」が約30～50%となっている。

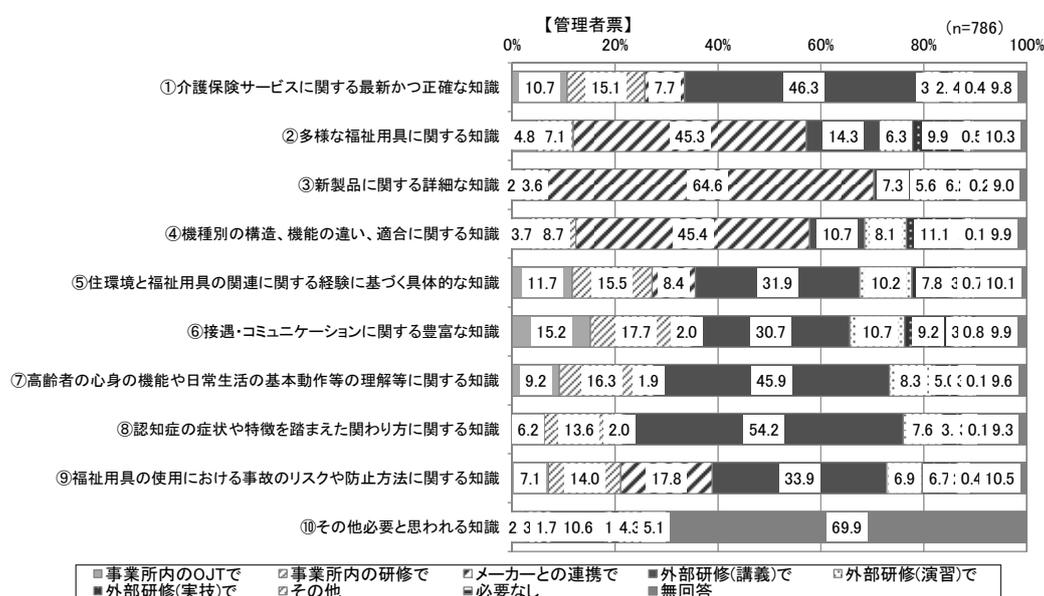
図表 56 【福祉用具専門相談員】現状の知識習得方法



### 3) 今後の知識習得方法（管理者）

今後の知識習得方法は、『介護サービスに関する最新かつ正確な知識』、『住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識』、『接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識』、『高齢者の心身機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識』、『認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識』、『福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識』については、「外部研修（講義）」が最も多く、約30～50%を占めている。それ以外の知識の習得方法については、「メーカーとの連携」が最も多く、『多様な福祉用具に関する知識』が45.3%、『新製品に関する詳細な知識』が64.6%、『機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識』が45.4%となっている。

図表 57 【管理者】 必要な知識を習得するための方法（将来の望ましい知識習得方法）

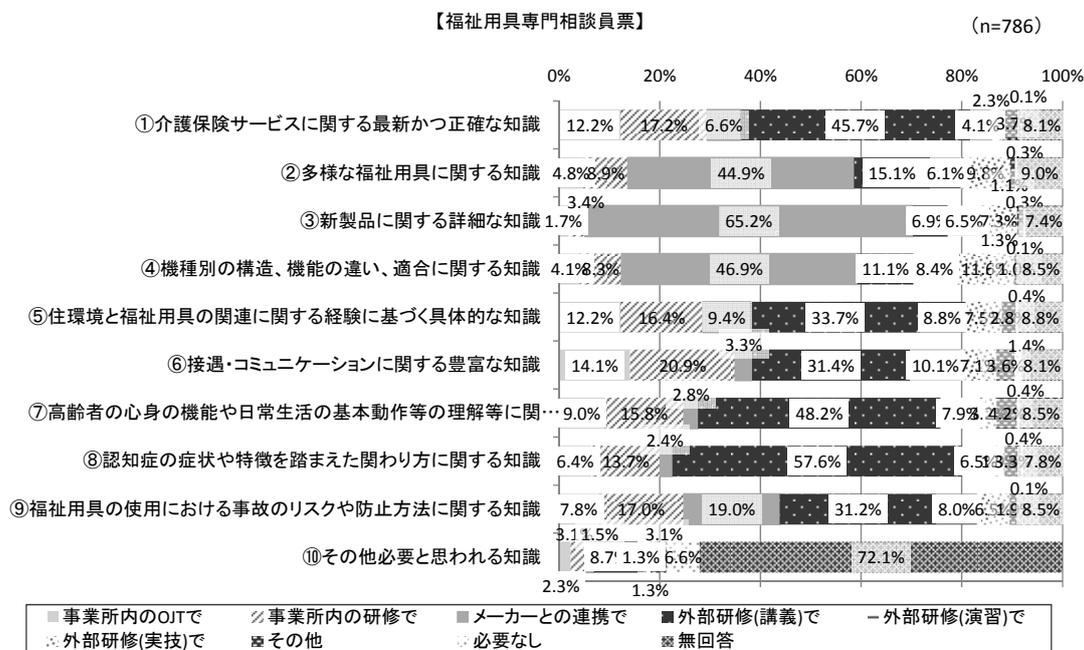


#### 4) 今後の知識習得方法（福祉用具専門相談員）

今後の知識習得方法は、『介護サービスに関する最新かつ正確な知識』、『高齢者の心身機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識』、『認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識』については、約50～60%が「外部研修（講義）」となっており、『住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識』、『接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識』、『福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識』についても、「外部研修（講義）」が最も多く、約30%を占めている。

それ以外の知識の習得方法については、「メーカーとの連携」が最も多く、『多様な福祉用具に関する知識』が44.9%、『新製品に関する詳細な知識』が65.2%、『機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識』が46.9%となっている。

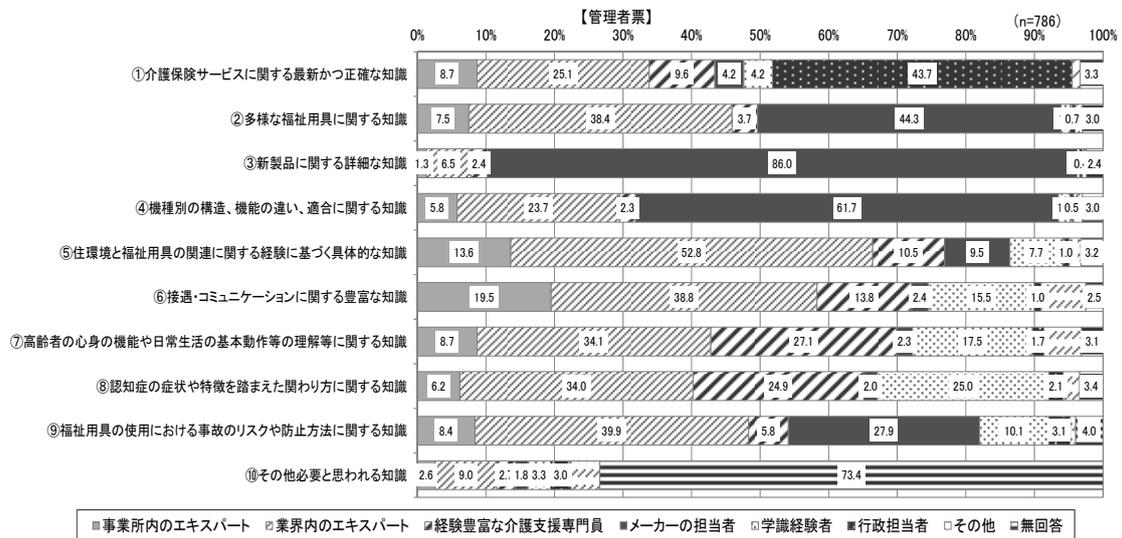
図表 58 【福祉用具専門相談員】必要な知識を習得するための方法（将来の望ましい知識習得方法）



### 5) 知識を習得する講師の適任者（管理者）

知識を習得する講師の適任者は、『介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識』については、「行政担当者」が 43.7%と最も多かった。『多様な福祉用具に関する知識』は、「メーカーの担当者」が 44.3%、『新製品に関する詳細な知識』は「メーカーの担当者」が 86.0%、『機種別の構造、機能の違い適合に関する知識』は、「メーカーの担当者」が 61.7%となっている。『住環境と福祉用具関連に関する経験に基づく具体的な知識』については、「業界内のエキスパート」が 52.8%と最も多く、『接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識』、『高齢者の心身機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識』、『認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識』、『福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識』についても、「業界内のエキスパート」が最も多く、約 40%となっている。

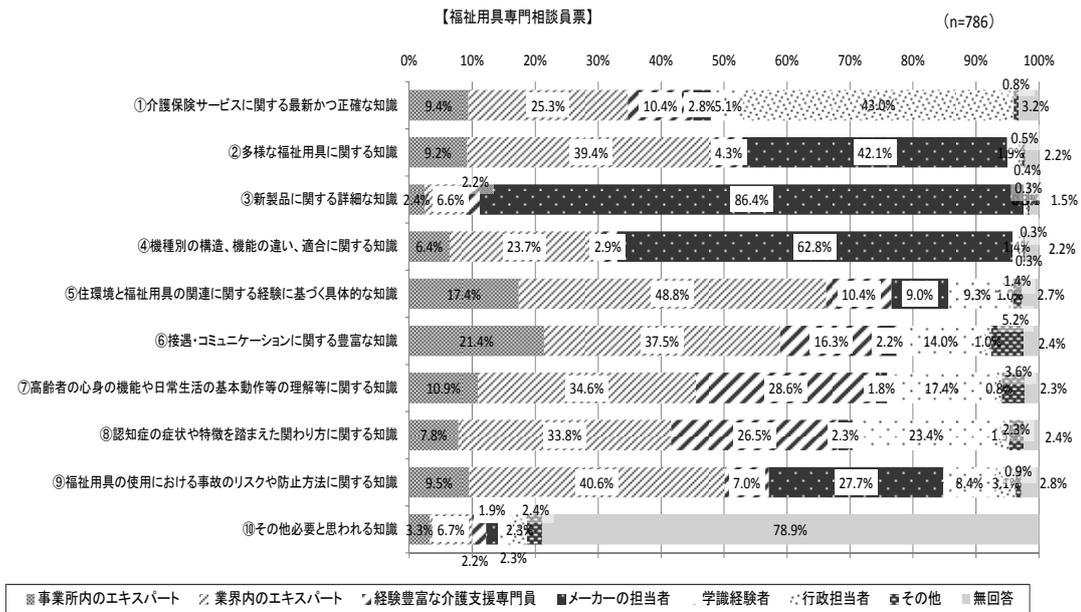
図表 59 【管理者】知識を習得する講師の適任者



## 6) 知識を習得する講師の適任者（福祉用具専門相談員）

知識を習得する講師の適任者は、『介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識』については、「行政担当者」が43.0%と最も多かった。『新製品に関する詳細な知識』は「メーカーの担当者」が86.4%、『機種別の構造、機能の違い適合に関する知識』は、「メーカーの担当者」が62.8%となっている。『住環境と福祉用具関連に関する経験に基づく具体的な知識』は、「業界内のエキスパート」が48.8%と最も多く、『多様な福祉用具に関する知識』、『接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識』、『福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識』についても「業界内のエキスパート」が最も多く、約40%、『高齢者の心身機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識』、『認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識』についても、「業界内のエキスパート」が最も多く、約30%となっている。

図表 60 【福祉用具専門相談員】知識を習得する講師の適任者

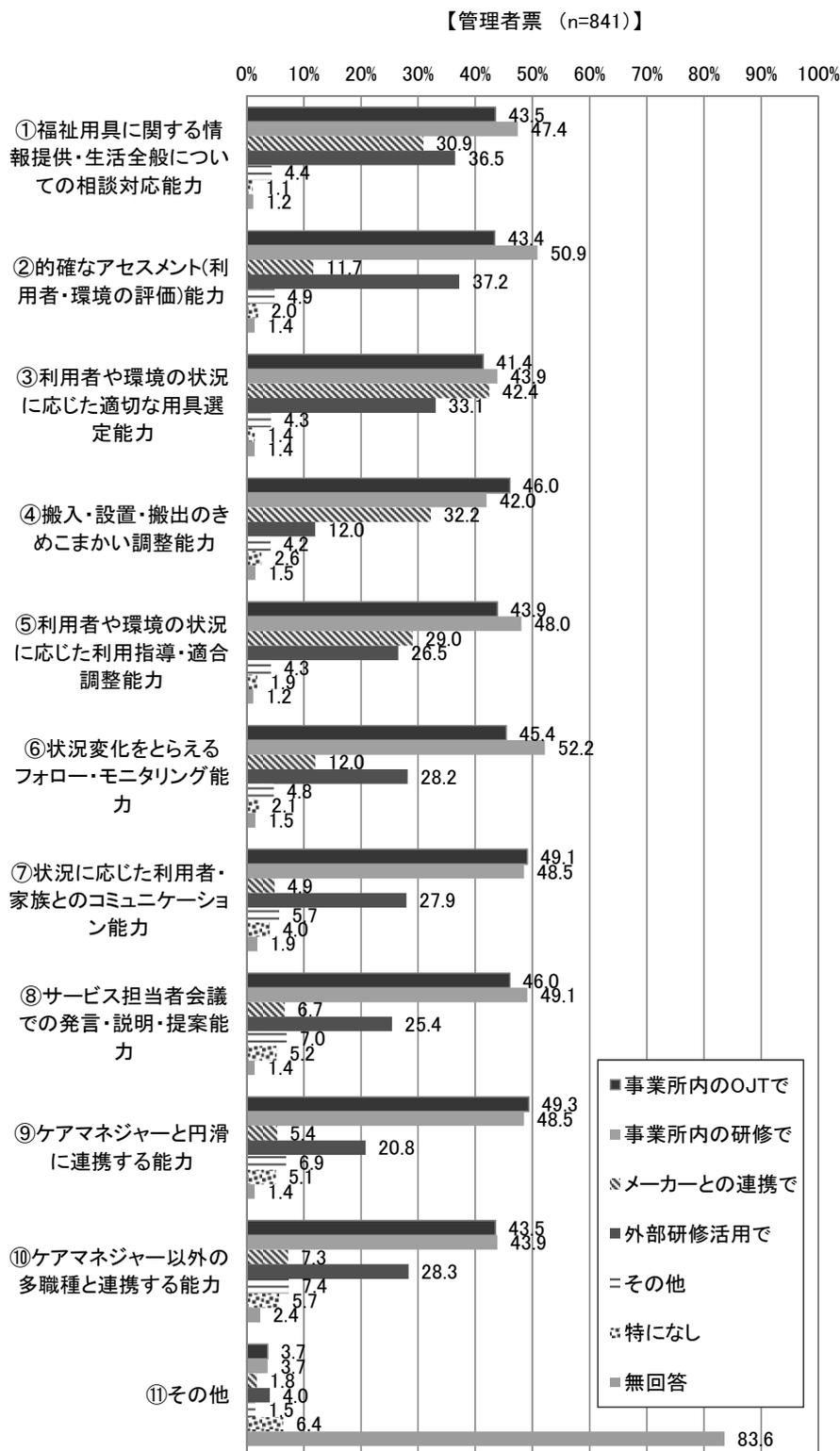


## 7) 現状の能力習得方法（管理者）

現状の能力習得方法は、『福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力』、『的確なアセスメント（利用者・環境の評価）能力』、『利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力』、『利用者や環境の状況に応じた利用者指導・適合調整能力』、『状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力』、『サービス担当者会議での発言・説明・提案能力』、『ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力』については、「事業所内の研修」が最も多く約 50%、次いで、「事業所内のOJT」が約 45%となっている。

『状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力』、『ケアマネジャーと円滑に連携する能力』については、「事業所内のOJT」と「事業所内の研修」が約 50%とほぼ同じ割合となっており、『搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力』については、「事業所内のOJT」が 46.0%、「事業所内の研修」42.0%となっている。

図表 61 【管理者】現状の能力習得方法

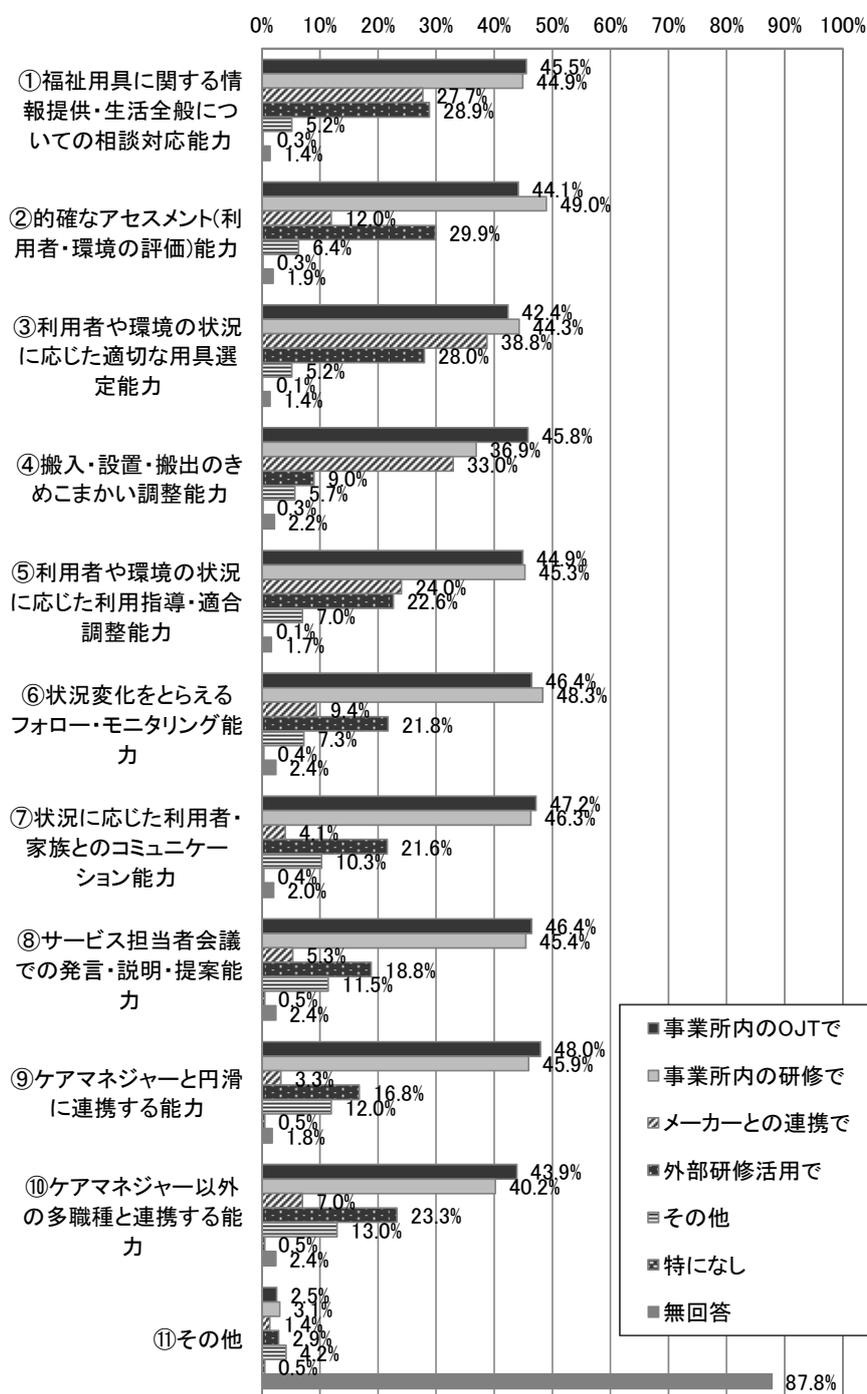


## 8) 現状の能力習得方法（福祉用具専門相談員）

現状の能力習得方法は、『福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力』、『的確なアセスメント（利用者・環境の評価）能力』、『利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力』、『利用者や環境の状況に応じた利用者指導・適合調整能力』、『状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力』、『状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力』、『サービス担当者会議での発言・説明・提案能力』、『ケアマネジャーと円滑に連携する能力』、『ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力』については、「事業所内のOJT」と「事業所内の研修」が45%前後とほぼ同じ割合となっている。『搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力』については、「事業所内のOJT」が45.8%、「事業所内の研修」が36.9%となっている。

図表 62 【福祉用具専門相談員】現状の能力習得方法

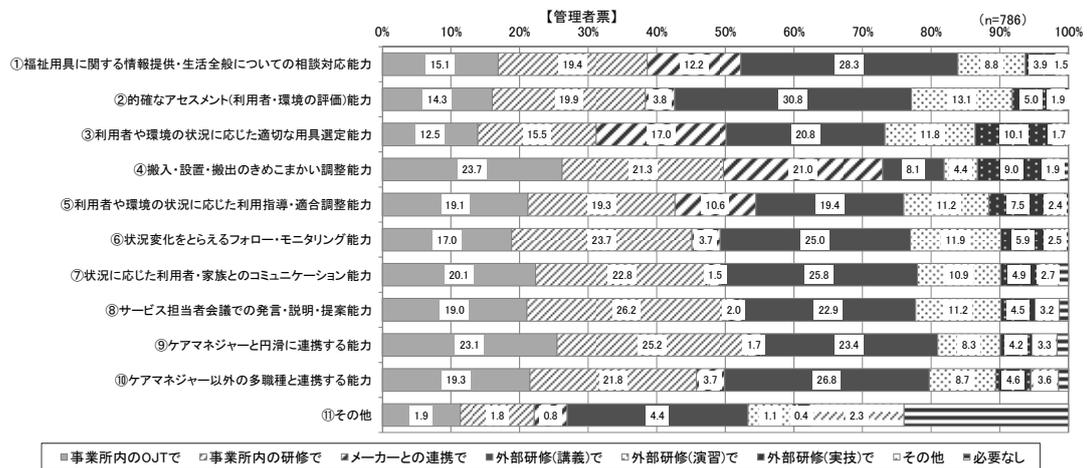
【福祉用具専門相談員票】(n=786)



### 9) 今後の能力習得方法（管理者）

今後の能力習得方法は、「事業所内のOJT」は、『搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力』、『利用者や環境の状況に応じた利用者指導・適合調整能力』、『状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力』、『ケアマネジャーと円滑に連携する能力』、『ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力』について、約20%となっている。「事業所内の研修」は、『利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力』については15.5%とやや低いですが、それ以外の能力習得方法については約20~25%となっている。「外部研修（講義）」は、『搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力』については8.1%だが、その他の能力習得方法については約20~30%となっている。また、『搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力』については、「メーカーとの連携」が21.0%となっている。

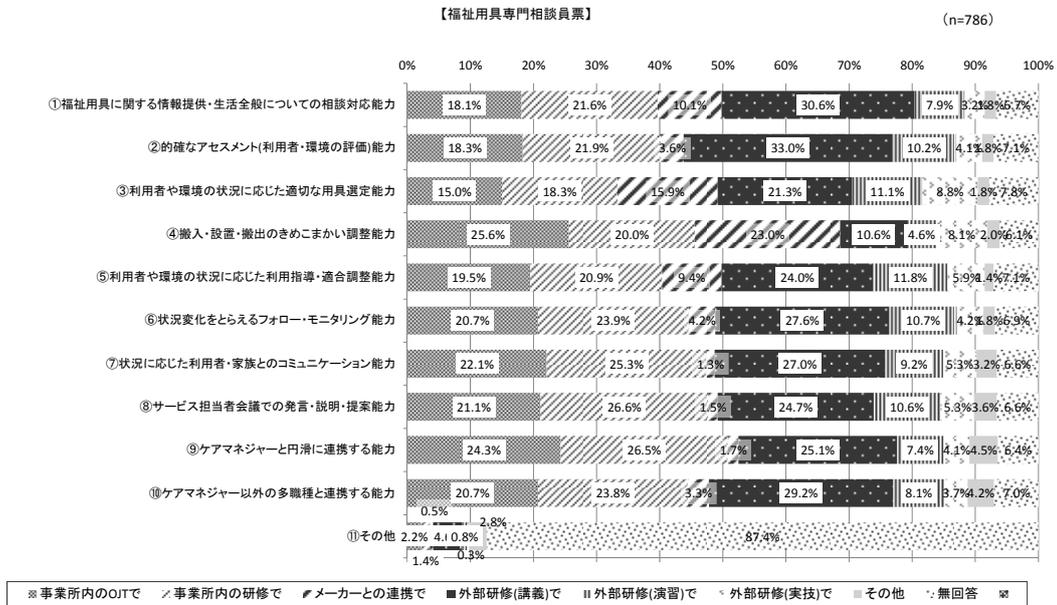
図表 63 【管理者】必要な能力を習得するための方法（将来の望ましい能力習得方法）



10) 今後の能力習得方法（福祉用具専門相談員）

今後の能力習得方法は、「外部研修（講義）」が『搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力』については10.6%だが、その他の能力習得方法については約30%となっている。また、『搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力』については、「事業所内のOJT」が25.6%、「メーカーとの連携」が23.0%となっている。『状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力』については、「事業所内の研修」が25.3%となっている。『サービス担当者会議での発言・説明・提案能力』については、「事業所内の研修」が26.6%となっている。「ケアマネジャーと円滑に連携する能力」については、「事業所内のOJT」が24.3%、「事業所内の研修」が26.5%となっている。

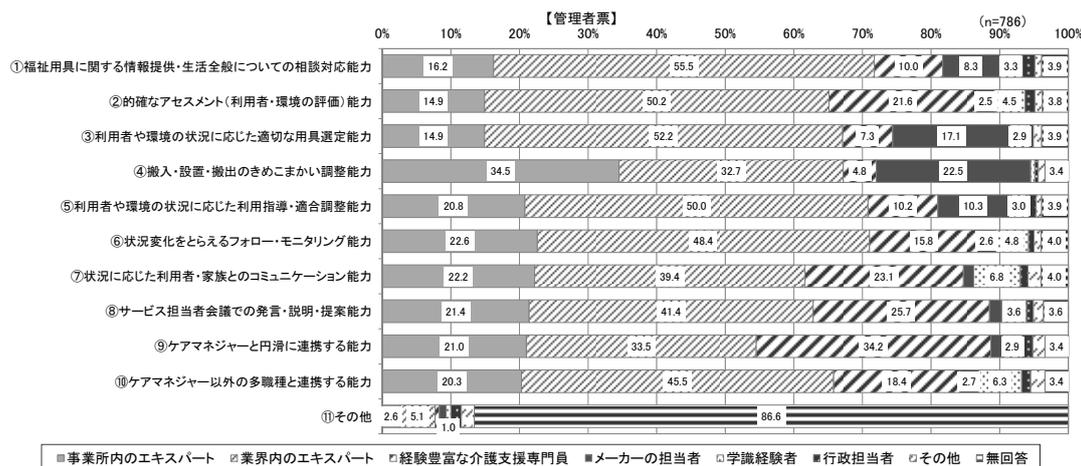
図表 64 【福祉用具専門相談員】必要な能力を習得するための方法  
(将来の望ましい能力習得方法)



### 1 1) 能力を習得する講師の適任者（管理者）

能力を習得する講師の適任者は、全ての適任者について、「業界内のエキスパート」が最も多く約 30～55%となっている。『搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力』については、「事業所内のエキスパート」も 34.5%となっている。

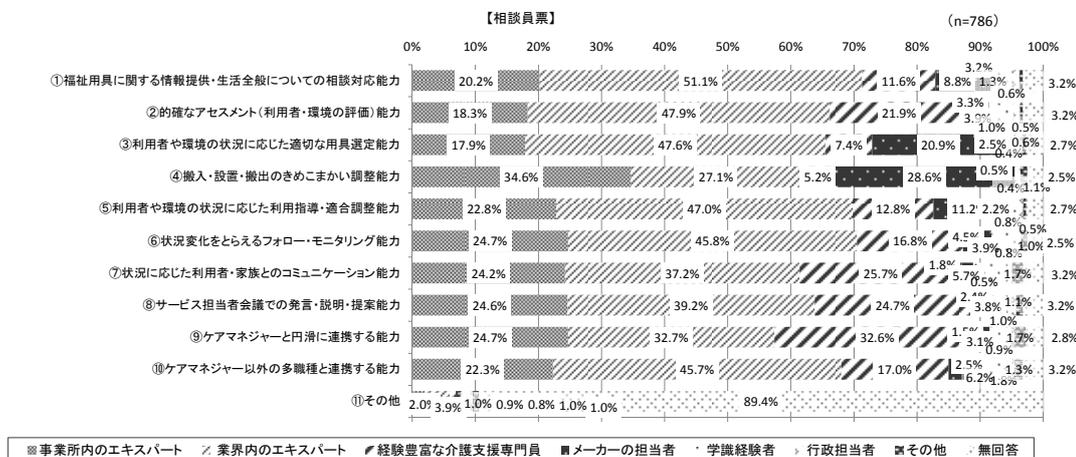
図表 65 【管理者】能力を習得する講師の適任者



### 1 2) 能力を習得する講師の適任者（福祉用具専門相談員）

能力を習得する講師の適任者は、『搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力』については、「事業所内のエキスパート」が 34.6%と最も多い。それ以外科目の講師の適任者については、「業界内のエキスパート」が最も多く約 40～50%となっている。『ケアマネジャー以外の多職種との連携能力』については、「経験豊富な介護支援専門員」も 32.7%と多い。

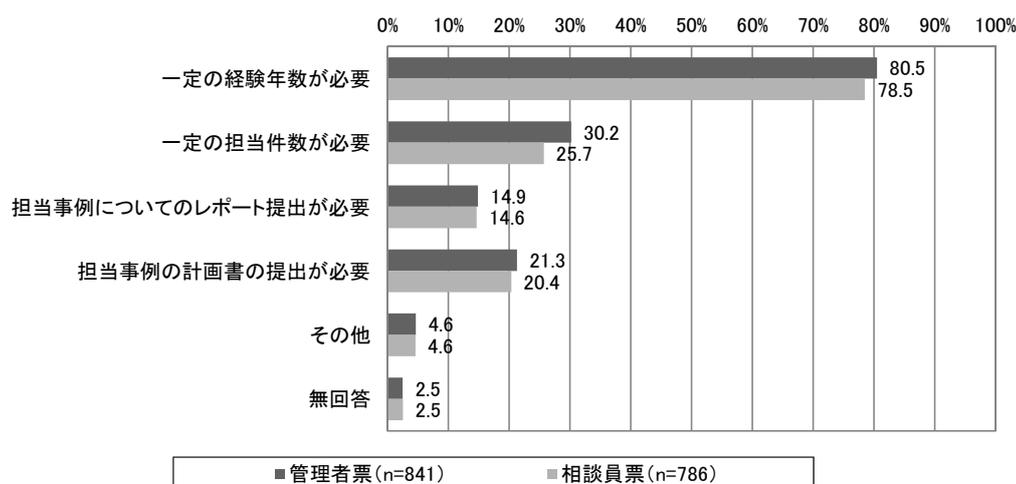
図表 66 【福祉用具専門相談員】能力を習得する講師の適任者



### 13) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行う受講要件

「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行う受講要件は、「一定の経験年数が必要」が最も多く、管理者が80.5%、福祉用具専門相談員が78.5%、次いで「一定の担当件数が必要」が管理者30.2%、福祉用具専門相談員25.7%となっている。

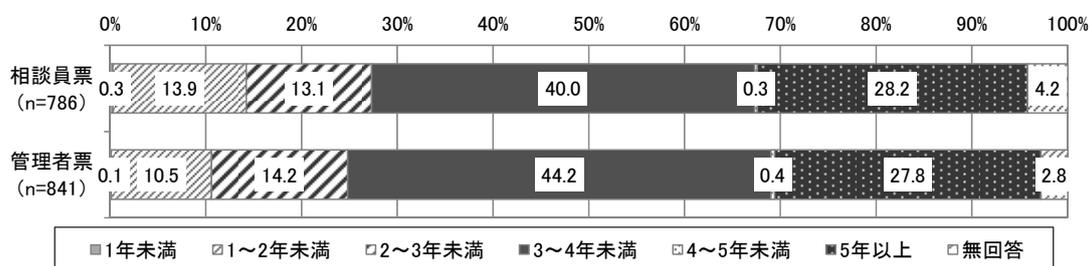
図表 67 【管理者】【福祉用具専門相談員】「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行う受講要件



### 14) 必要な経験年数

必要な経験年数は、「3～4年未満」が最も多く、管理者44.2%、福祉用具専門相談員40.0%、次いで、「5年以上」が、管理者27.8%、福祉用具専門相談員28.2%となっている。

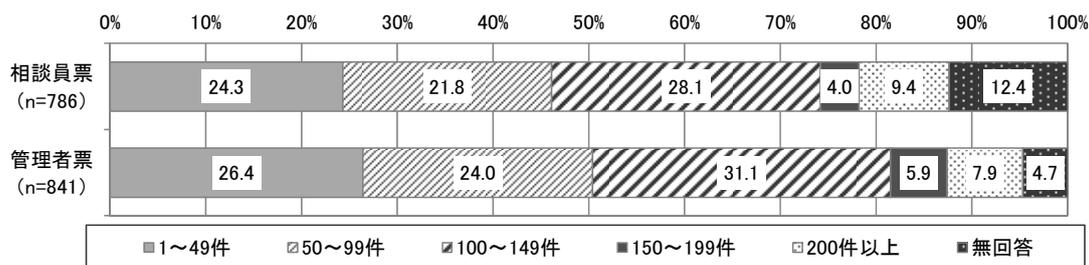
図表 68 【管理者】【福祉用具専門相談員】受講要件 (必要な経験年数)



### 15) 必要な担当件数

必要な担当件数は「100～149件」が最も多く、管理者が31.1%、福祉用具専門相談員が28.1%、次いで、「1～49件」が管理者26.4%、福祉用具専門相談員24.3%、「50～99件」が管理者24.0%、福祉用具専門相談員21.8%となっている。

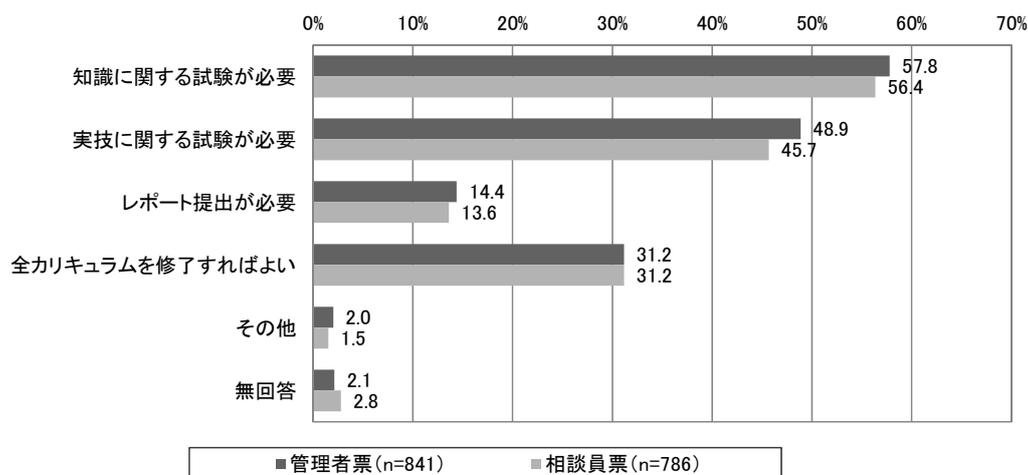
図表 69 【管理者】【福祉用具専門相談員】受講要件（必要な担当件数）



### 16) 「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行う修了要件

「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行う修了要件は、「知識に関する試験が必要」が最も多く、管理者が57.8%、福祉用具専門相談員が56.4%、次いで「実技に関する試験が必要」が管理者48.9%、福祉用具専門相談員45.7%、「全カリキュラムを修了すればよい」が管理者、福祉用具専門相談員共に31.2%となっている。

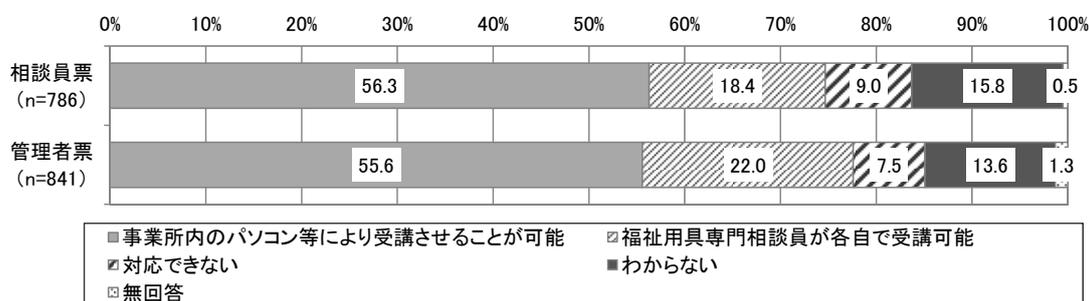
図表 70 【管理者】【福祉用具専門相談員】「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行う修了要件



### 17) e-ラーニングの受講\_対応可否

e-ラーニングの受講に対する対応可否について、「事業所内のパソコン等により受講させることが可能」が、管理者 56.3%、福祉用具専門相談員 55.6%、また、「福祉用具専門相談員が各自で受講可能」が管理者 22.0%、福祉用具専門相談員 18.4%であった。一方で、「対応できない」が管理者 7.5%、福祉用具専門相談員 9.0%、「わからない」が管理者 13.6%、福祉用具専門相談員 15.8%となっている。

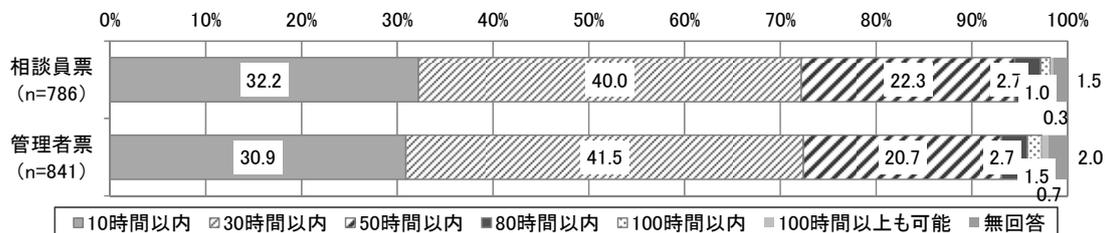
図表 71 【管理者】【福祉用具専門相談員】(e-ラーニングの対応可否)



### 18) 1人の福祉用具専門相談員が1年間に受講する外部研修(集合研修)について、妥当と思われる受講時間

1人の福祉用具専門相談員が1年間に受講する外部研修について、妥当と思われる受講時間は、「30時間以内」が最も多く、管理者 41.5%、福祉用具専門相談員 40.0%、次いで「10時間以内」が管理者 30.9%、福祉用具専門相談員 32.2%、「50時間以内」が管理者 20.7%、福祉用具専門相談員 22.3%となっている。

図表 72 【管理者】【福祉用具専門相談員】(1年間に受講する外部研修の妥当な受講時間)



### 19) 50時間程度の研修(集合研修)を受講させる場合の望ましい日程

50時間程度の研修を受講させる場合の望ましい日程は、管理者については、「平日(月～金)のみで何か月にわたって分散させた日程」が37.6%と最も多く、次いで、「土日のみで一定期間に集中させた日程」が20.1%となっている。福祉用具専門相談員については、「平日(月～金)のみで何か月にわたって分散させた日程」が40.1%と最も多く、次いで「平日(月～金)のみで一定期間に集中させた日程」が21.1%となっており、全体では、「平日(月～金)のみで何か月にわたって分散させた日程」が38.7%、次いで「平日(月～金)のみで一定期間に集中させた日程」が19.5%、「土日のみで一定期間に集中させた日程」が19.3%であった。

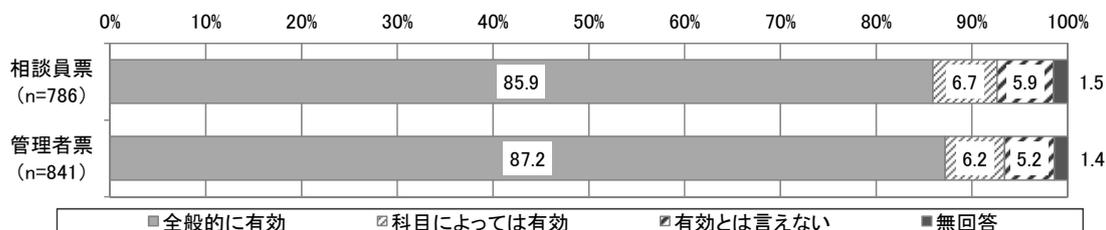
図表 73 【管理者】【福祉用具専門相談員】集合研修への参加\_50時間程度の研修を受講させる場合の望ましい日程

		全体	平日(月～金)のみで一定期間に集中させた日程	平日(月～金)のみで何か月にわたって分散させた日程	土日のみで一定期間に集中させた日程	土日のみで何か月にわたって分散させた日程	その他	無回答
全体		1627 100.0%	317 19.5%	631 38.7%	314 19.3%	289 17.8%	41 2.5%	35 2.2%
調査票種別	管理者票	841 100.0%	151 18.0%	317 37.6%	169 20.1%	160 19.0%	25 3.0%	19 2.3%
	相談員票	786 100.0%	166 21.1%	314 40.1%	145 18.4%	129 16.4%	16 2.0%	16 2.0%

### 20) 事例を用いた演習の有効性

事例を用いた演習の有効性については、「全般的に有効」が管理者87.2%、福祉用具専門相談員85.9%となっている。

図表 74 【管理者】【福祉用具専門相談員】事例を用いた演習



## 2 1) 教材となる事例提供の可否

教材となる事例提供の可否は、「可能」が 16.9%、「難しい」が 37.4%、「わからない」が 44.4%となっている。

図表 75 【管理者】【福祉用具専門相談員】教材となる事例提供の可否

		全体	可能	難しい	わからな い	無回答
全体		1627 100.0%	275 16.9%	608 37.4%	723 44.4%	21 1.3%
調査票種別	管理者票	841 100.0%	152 18.1%	328 39.0%	348 41.4%	13 1.5%
	相談員票	786 100.0%	123 15.6%	280 35.6%	375 47.8%	8 1.0%

## 2 2) 事業所に所属する福祉用具専門相談員の研修受講状況の管理方法

事業所に所属する福祉用具専門相談員の研修受講状況の管理方法は、管理者については、「事業所が研修ごとに受講者を管理している」が 31.3%と最も多く、次いで、「事業所が個別の福祉用具専門相談員ごとの受講状況を管理している」が 31.2%となっている。福祉用具専門相談員については、「事業所が個別の福祉用具専門相談員ごとの受講状況を管理している」が 34.0%と最も多く、次いで、「事業所が研修ごとに受講者を管理している」が 28.8%、全体では、「事業所が研修ごとに受講者を管理している」が 32.6%、「事業所が研修ごとに受講者を管理している」が 30.1%となっている。

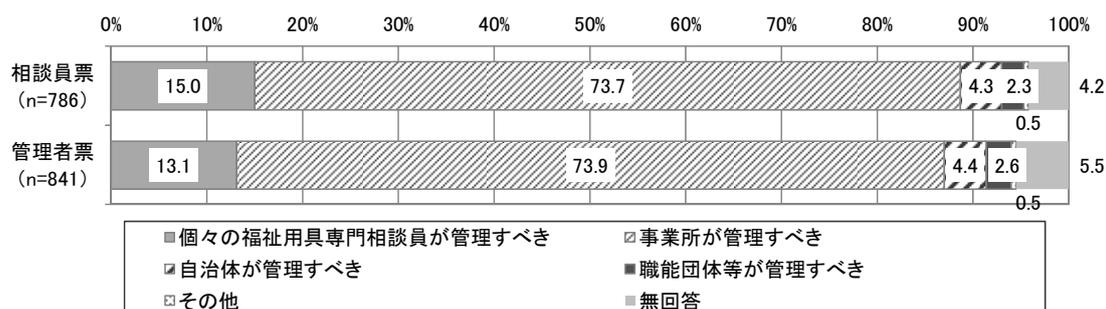
図表 76 【管理者】【福祉用具専門相談員】事業所に所属する福祉用具専門相談員の研修受講状況の管理方法

		全体	個々の福 祉用具専 門相談員 が自分で 受講状況 を管理し ている	事業所が 個別の福 祉用具専 門相談員 ごとの受 講状況を 管理して いる	事業所 が、研修 ごとに受 講者を管 理してい る	その他	特に管理 していな い	無回答
全体		1627 100.0%	368 22.6%	530 32.6%	490 30.1%	15 0.9%	145 8.9%	79 4.9%
調査票種別	管理者票	841 100.0%	183 21.8%	263 31.2%	264 31.3%	8 1.0%	82 9.8%	41 4.9%
	相談員票	786 100.0%	185 23.5%	267 34.0%	226 28.8%	7 0.9%	63 8.0%	38 4.8%

### 2 3) 福祉用具専門相談員の研修受講状況の今後の管理方法

福祉用具専門相談員の研修受講状況は今後の管理については、「事業所が管理すべき」が最も多く、管理者 73.9%、福祉用具専門相談員 73.7%、次いで「個々の福祉用具専門相談員が管理すべき」が、管理者 13.1%、福祉用具専門相談員 15.0%となっている。

図表 77 【管理者】【福祉用具専門相談員】研究受講状況の今後の望ましい管理方法



### 2 4) 研修費用として妥当と考える金額(円)

研修費用として妥当と考える金額(円)は、管理者については、「4万円以上」が21.0%と最も多く、次いで、「1万円～2万円」が13.8%となっている。福祉用具専門相談員については、「1万円～2万円未満」が22.9%と最も多く、次いで、「1万円未満」が19.0%となっている。全体としては、「1万円～2万円未満」が18.3%と最も多く、次いで、「4万円以上」が17.2%、「3万円～4万円未満」が15.4%でとなっており、平均は、管理者が29,381円、福祉用具専門相談員が22,140円、全体では24,674円(小数点以下切捨)であった。

図表 78 【管理者】【福祉用具専門相談員】研修費用として妥当と考える金額(円)

		合計	0円	1～1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円以上	無回答	平均
全体		1627	84	248	297	161	250	280	307	24674.9
		100.0%	5.2%	15.2%	18.3%	9.9%	15.4%	17.2%	18.8%	-
調査票種別	管理者票	841	18	99	116	104	141	177	186	29381.7
		100.0%	2.1%	11.8%	13.8%	12.4%	16.8%	21.0%	22.1%	-
相談員票	相談員票	786	66	149	181	57	109	103	121	20038.9
		100.0%	8.4%	19.0%	22.9%	7.3%	13.9%	13.1%	15.4%	-

## 25) 想定研修期間(日)

想定研修期間(日)については、「～10日」が22.2%と最も多く、次いで「～3日」が19.2%となっており、平均は7.4日であった。

図表 79 【管理者】【福祉用具専門相談員】想定研修期間(日)

		合計	1日以内	～3日	～5日	～10日	11日以上	無回答	平均
全体		1627 100.0%	162 10.0%	313 19.2%	262 16.1%	361 22.2%	93 5.7%	436 26.8%	7.4
調査票種別	管理者票	841 100.0%	74 8.8%	156 18.5%	144 17.1%	199 23.7%	42 5.0%	226 26.9%	7.4
	相談員票	786 100.0%	88 11.2%	157 20.0%	118 15.0%	162 20.6%	51 6.5%	210 26.7%	7.4

## 26) 1日あたりの研修費用(円/日)

1日あたりの研修費用(円/日)について、管理者は、「5千～7千円/日未満」が20.1%と最も多く、次いで、「1万円/日以上」が14.1%となっている。福祉用具専門相談員は、「1千～3千円/日未満」が20.9%と最も多く、次いで、「5千円～7千円/日未満」が17.0%となっている。全体では、「5千円～7千円/日未満」が18.6%と最も多く、次いで、「1千～3千円/日未満」が16.2%、「3千円～5千円/日未満」が14.6%となっており、平均は、管理者が8,074円、福祉用具専門相談員が4,553円、全体では5,438円(小数点以下切捨)であった。

図表 80 【管理者】【福祉用具専門相談員】1日あたりの研修費用(円/日)

		合計	1千円/日未満	1千～3千円/日未満	3千～5千円/日未満	5千～7千円/日未満	7千～1万円/日未満	1万円/日以上	無回答	平均
全体		1627 100.0%	77 4.7%	264 16.2%	237 14.6%	303 18.6%	109 6.7%	189 11.6%	448 27.6%	5438.2
調査票種別	管理者票	841 100.0%	26 3.1%	100 11.9%	117 13.9%	169 20.1%	76 9.0%	119 14.1%	234 27.9%	6271.7
	相談員票	786 100.0%	51 6.5%	164 20.9%	120 15.3%	134 17.0%	33 4.2%	70 8.9%	214 27.2%	4553.6

## 27) 研修費用の負担者

研修費用を誰が負担すべきかについては、「事業所が負担すべき」が 67.5%で最も多く、次いで「事業所が一部負担すべき(残りは受講者)」が 19.3%となっている。

図表 81 【管理者】【福祉用具専門相談員】研修費用の負担者

		全体	事業所が負担すべき	受講者(福祉用具専門相談員)が負担すべき	事業所が一部負担すべき(残りは受講者)	その他	無回答
全体		1627 100.0%	1098 67.5%	116 7.1%	314 19.3%	51 3.1%	48 3.0%
調査票種別	管理者票	841 100.0%	557 66.2%	67 8.0%	167 19.9%	23 2.7%	27 3.2%
	相談員票	786 100.0%	541 68.8%	49 6.2%	147 18.7%	28 3.6%	21 2.7%

## 28) 事業所として福祉用具専門相談員の研修受講のためにしたい支援

事業所として福祉用具専門相談員の研修受講のためにしたい支援について、管理者は、「業務の一環としての研修受講を認める」が 62.1%と最も多く、次いで、「受講のために業務スケジュールを調整する」が 52.0%となっている。福祉用具専門相談員は、「業務の一環としての研修受講を認める」が 41.5%と最も多く、次いで「受講費用を補助する」が 39.8%となっている。全体としては、「業務の一環としての研修受講を認める」が 52.1%と最も多く、「受講費用を補助する」が 45.1%、「受講のために業務スケジュールを調整する」が 42.0%となっている。

図表 82 【管理者】【福祉用具専門相談員】福祉用具専門相談員の研修受講支援

		全体	受講の案内、推薦をする	業務の一環としての研修受講を認める	受講費用を補助する	受講のために業務スケジュールを調整する	特に支援はしない	その他	無回答
全体		1627 100.0%	552 33.9%	848 52.1%	734 45.1%	684 42.0%	24 1.5%	9 0.6%	308 18.9%
調査票種別	管理者票	841 100.0%	349 41.5%	522 62.1%	421 50.1%	437 52.0%	16 1.9%	6 0.7%	18 2.1%
	相談員票	786 100.0%	203 25.8%	326 41.5%	313 39.8%	247 31.4%	8 1.0%	3 0.4%	290 36.9%

29) 福祉用具専門相談員の研修受講のためにしたい支援（組み合わせパターン）

事業所として福祉用具専門相談員の研修受講のためにしたい支援（組み合わせ）は、「1、2、3、4」の組み合わせが最も多く、13.1%となっている。

図表 83 【管理者】【福祉用具専門相談員】福祉用具専門相談員の研修受講のためにしたい支援（組み合わせパターン）

		全体	1	1,2	1,2,3	1,2,3,4	1,2,3,4,5	1,2,3,4,6	1,2,3,3,4	1,2,4	1,2,6	1,3	1,3,4	1,3,6	1,4	1,5
全体		1627	100	29	72	213	1	1	1	34	1	37	34	1	27	1
		100.0%	6.1%	1.8%	4.4%	13.1%	0.1%	0.1%	0.1%	2.1%	0.1%	2.3%	2.1%	0.1%	1.7%	0.1%
調査票種別	管理者票	841	68	18	40	130	1	0	1	24	1	19	23	1	22	1
		100.0%	8.1%	2.1%	4.8%	15.4%	0.1%	0.0%	0.1%	2.9%	0.1%	2.3%	2.7%	0.1%	2.6%	0.1%
相談員票	786	32	11	32	83	0	1	0	10	0	18	11	0	5	0	
	100.0%	4.1%	1.4%	4.1%	10.6%	0.0%	0.1%	0.0%	1.3%	0.0%	2.3%	1.4%	0.0%	0.6%	0.0%	

		全体	2	2,3	2,3,4	2,4	3	3,4	4	5	6
全体		1627	195	92	152	57	79	52	112	22	6
		100.0%	12.0%	5.7%	9.3%	3.5%	4.9%	3.2%	6.9%	1.4%	0.4%
調査票種別	管理者票	841	127	46	90	44	47	24	76	14	4
		100.0%	15.1%	5.5%	10.7%	5.2%	5.6%	2.8%	9.3%	1.7%	0.5%
相談員票	786	68	46	62	13	32	28	34	6	2	
	100.0%	8.7%	5.9%	7.9%	1.7%	4.1%	3.6%	4.3%	1.0%	0.3%	

1. 受講の案内、推薦をする  
 2. 業務の一環としての研修受講を認める  
 3. 受講費用を補助する  
 4. 受講のために業務スケジュールを調整する  
 5. 特に支援はしない  
 6. その他

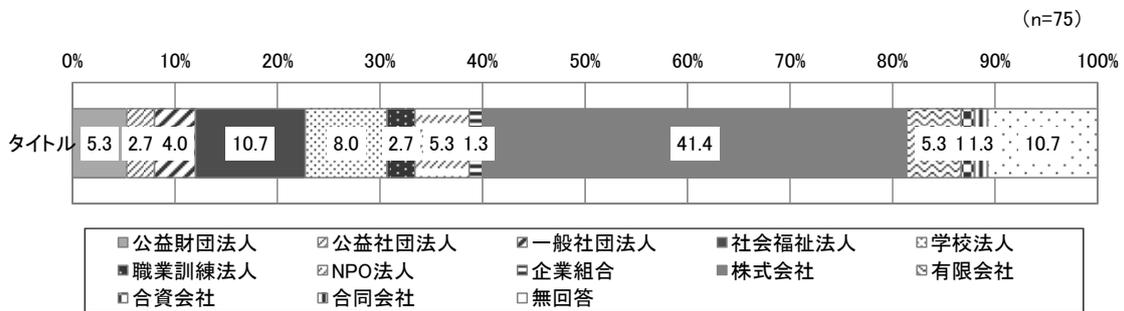
### 5-3. 指定講習実施機関へのアンケート調査結果

#### (1) 基本情報

##### 1) 法人種別

法人種別は、「株式会社」が41.4%と最も多く、次いで、「社会福祉法人」が10.7%、「学校法人」が8.0%となっている。

図表 84 法人種別



##### 2) 事業所の所在地(都道府県)

事業所の所在地は、以下のとおりであった。

図表 85 事業所の所在地(都道府県)

全体	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
75 100.0%	1 1.3%	0 0.0%	1 1.3%	4 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.0%	1 1.3%	2 2.7%	1 1.3%	2 2.7%	4 5.3%	4 5.3%	1 1.3%	0 0.0%	3 4.0%
	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
	2 2.7%	0 0.0%	1 1.3%	3 4.0%	0 0.0%	1 1.3%	6 8.4%	0 0.0%	2 2.7%	0 0.0%	4 5.3%	0 0.0%	1 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.3%
	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
	0 0.0%	4 5.3%	1 1.3%	1 1.3%	2 2.7%	1 1.3%	0 0.0%	3 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.0%	2 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	4 5.3%	6 8.0%

### 3) 事業所の開設年

事業所の開設年は、「1989年以前」が17.3%と最も多く、次いで、「2000～2004年」及び「2010年以降」が共に16.0%であった。

図表 86 事業所の開設年

全体	1989年以前	1990～1994年	1995～1999年	2000～2004年	2005～2009年	2010年～	無回答
75	13	2	8	12	7	12	21
100.0%	17.3%	2.7%	10.7%	16.0%	9.3%	16.0%	28.0%

### 4) 福祉用具に関連する研修の実施状況

福祉用具に関する研修の実施状況は、「その他」が26.7%、次いで、「福祉住環境コーディネーター」が8.0%、「福祉用具供給事業従事者現任研修」が6.7%となっている。

図表 87 福祉用具に関連する研修の実施状況

全体	福祉用具プランナー	福祉用具選定士	福祉住環境コーディネーター	福祉用具供給事業従事者現任研修	その他	無回答
75	2	0	6	5	20	43
100.0%	2.7%	0.0%	8.0%	6.7%	26.7%	57.3%

## (2) 福祉用具専門相談員指定講習の実施状況

### 1) 平成26年度の福祉用具専門相談員指定講習の実施実績

平成26年度の福祉用具専門相談員指定講習の実施実績は、「1回」が22.8%で最も多く、次いで、「0回」及び、「5回以上」が21.3%となっており、平均は5.5回であった。

図表 88 平成26年度の福祉用具専門相談員指定講習の実施実績

全体	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	無回答	平均
75	16	17	9	4	7	16	6	5.5
100.0%	21.3%	22.8%	12.0%	5.3%	9.3%	21.3%	8.0%	-

## 2) 平成 26 年度の福祉用具専門相談員指定講習受講者数(合計)

平成 26 年度の福祉用具専門相談員指定講習受講者数の合計は、「0 人」が 19.9%で最も多く、次いで「40～59 人」が 18.7%、「100 人以上」が 11%となっており、平均は 120.1 人であった。

図表 89 平成 26 年度の福祉用具専門相談員指定講習受講者数(合計)

全体	0人	1～19人	20～39人	40～59人	60～99人	100人以上	無回答	平均
75 100.0%	15 19.9%	8 10.7%	9 12.0%	14 18.7%	9 12.0%	11 14.7%	9 12.0%	120.1

## 3) 独自のカリキュラムの有無

独自のカリキュラムの有無は、「あり」が 12.0%、「なし」が 81.3%であった。

図表 90 独自のカリキュラムの有無

全体	あり	なし	無回答
75 100.0%	9 12.0%	61 81.3%	5 6.7%

## 4) 「筆記による修了評価」の方法

「筆記による修了評価」の方法は、「試験形式」が 88.0%、「その他」が 8.0%であった。

図表 91 「筆記による修了評価」の方法

全体	試験形式	その他	無回答
75 100.0%	66 88.0%	6 8.0%	3 4.0%

## 5) 目標に達しない人

目標に達しない人については、「達しない人はいない」が53.3%、「達しない人はいる」が40.0%となっている。

図表 92 「目標に達しない人」への対応

全体	「達しない人」はいる	「達しない人」はいない	無回答
75 100.0%	30 40.0%	40 53.3%	5 6.7%

## (3) 指定講習以外の福祉用具専門相談員を対象とする研修の実施状況

### 1) 形態別時間数

形態別時間数は、以下のとおりであった。

図表 93 形態別時間数

	全体(※記載されている研修数ベース)	0時間	～3時間未満	3～5時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40～50時間未満	50時間以上	無回答	平均
講義	59 100.0%	2 3.4%	4 6.8%	17 28.7%	9 15.3%	2 3.4%	3 5.1%	3 5.1%	14 23.7%	5 8.5%	36.6
演習	59 100.0%	14 23.7%	7 11.9%	12 20.3%	5 8.5%	2 3.4%	0 0.0%	3 5.1%	11 18.6%	5 8.5%	21.4
実習	59 100.0%	38 64.3%	2 3.4%	7 11.9%	4 6.8%	1 1.7%	1 1.7%	1 1.7%	0 0.0%	5 8.5%	3.8
その他	59 100.0%	37 62.6%	9 15.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.4%	4 6.8%	2 3.4%	5 8.5%	19.9

### 2) 修了認定の方法

修了認定の方法は、「出席」が79%と最も多く、次いで「試験」が39.0%となっている。

図表 94 修了認定の方法

全体(※記載されている研修数ベース)	出席	試験	レポート提出	その他	無回答
59 100.0%	47 79.7%	23 39.0%	15 25.4%	12 20.3%	0 0.0%

### 3) 平成 26 年度開催回数

平成 26 年度開催回数は、「1 回」が 25.4%で最も多く、次いで「10～14 回」が 20.3%、「2 回」が 16.9%となっており、平均は 11.5 回であった。

図表 95 平成 26 年度開催回数

全体（※記載されている研修数ベース）	1回	2回	3～4回	5～9回	10～14回	15回以上	無回答	平均
59 100.0%	15 25.4%	10 16.9%	9 15.3%	7 11.9%	12 20.3%	5 8.5%	1 1.7%	11.5

### 4) 平成 26 年度受講者数

平成 26 年度受講者数は、「10～29 人」が 23.5%と最も多く、次いで「100～149 人」が 16.9%、「50～99 人」が 15.3%となっており、平均は、107.7 人であった。

図表 96 平成 26 年度受講者数

全体（※記載されている研修数ベース）	9人以下	10～29人	30～49人	50～99人	100～149人	150～199人	200人以上	無回答	平均
59 100.0%	5 8.5%	14 23.6%	8 13.6%	9 15.3%	10 16.9%	4 6.8%	7 11.9%	2 3.4%	107.7

### 5) 研修を実施する上での課題

研修を実施する上での課題は、「受講生が確認できない」が 65.3%と最も多く、次いで「受講生の質にばらつきがある」が 26.7%、「適切な講師が確保できない」が 20.0%となっている。

図表 97 研修を実施する上での課題

全体（※記載されている研修数ベース）	受講生が確保できない	受講生の質にばらつきがある	受講生が時間をとることが困難である	適切な講師が確保できない	内容の充実がはかれない	会場の確保が困難である	採算が合わない	その他	無回答
75 100.0%	49 65.3%	20 26.7%	7 9.3%	15 20.0%	2 2.7%	3 4.0%	14 18.7%	2 2.7%	19 25.3%

## 6) 今後の展開意向

今後の展開意向は、「研修の内容を充実させたい」が 26.7%と最も多く、次いで「より多くの会場で実施したい」が 25.3%、「講師のレベルを向上させたい」が 24.0%となっている。

図表 98 今後の展開意向

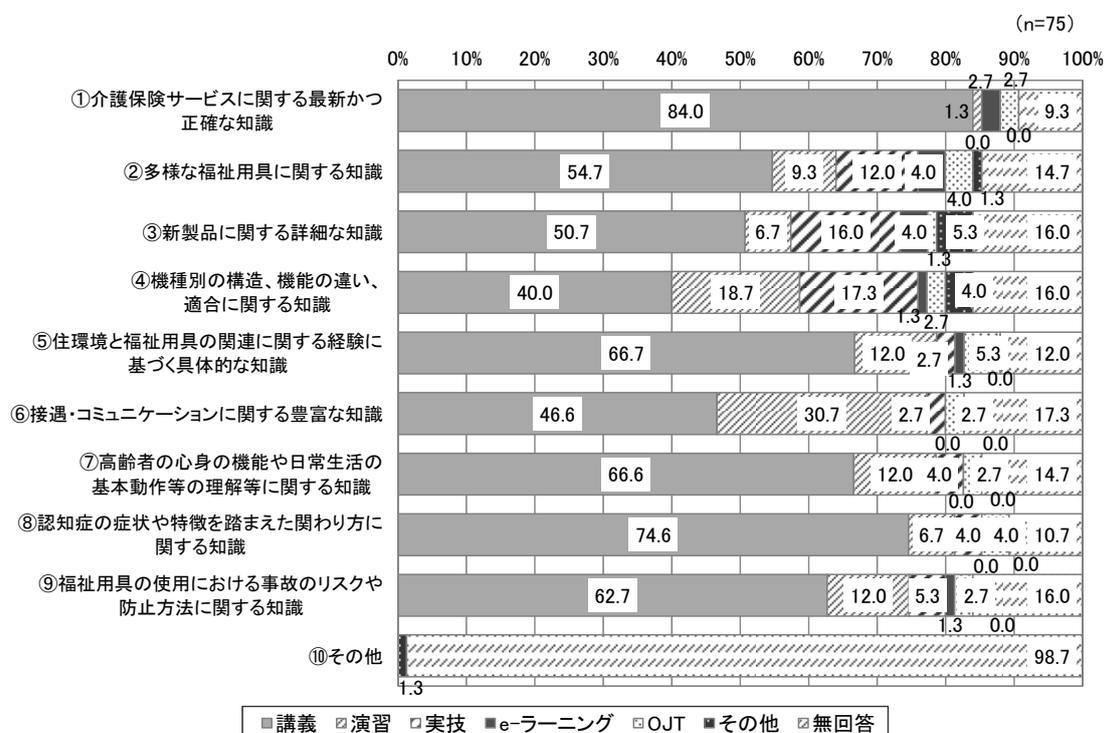
全体	研修の種類を充実させたい	研修の内容を充実させたい	講師のレベルを向上させたい	より回数を増やしたい	より多くの会場で実施したい	現状維持でよい	規模を縮小したい	無回答
75	14	20	18	8	19	12	5	19
100.0%	18.7%	26.7%	24.0%	10.7%	25.3%	16.0%	6.7%	25.3%

### (4) より専門的な知識・経験を有する福祉用具専門相談員の養成研修について

#### 1) 知識を修得するための研修と方法

どの知識を修得する研修についても、「講義」の割合が最も多く、特に『介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識』では 84.0%、「認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識」で 74.6%となっている。

図表 99 知識を修得するための研修と方法（実施可能で最も妥当と考える方法）



## 2) 知識を修得するための研修についての対応の可能性

知識を修得するための研修についての対応の可能性は、『介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識』、『多様な福祉用具に関する知識』、『接遇・コミュニケーションに関する知識』、『高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識』、『認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識』について約50%が「対応可能」となっている。また、「検討可能」を含めると、全ての研修について70～80%となっている。

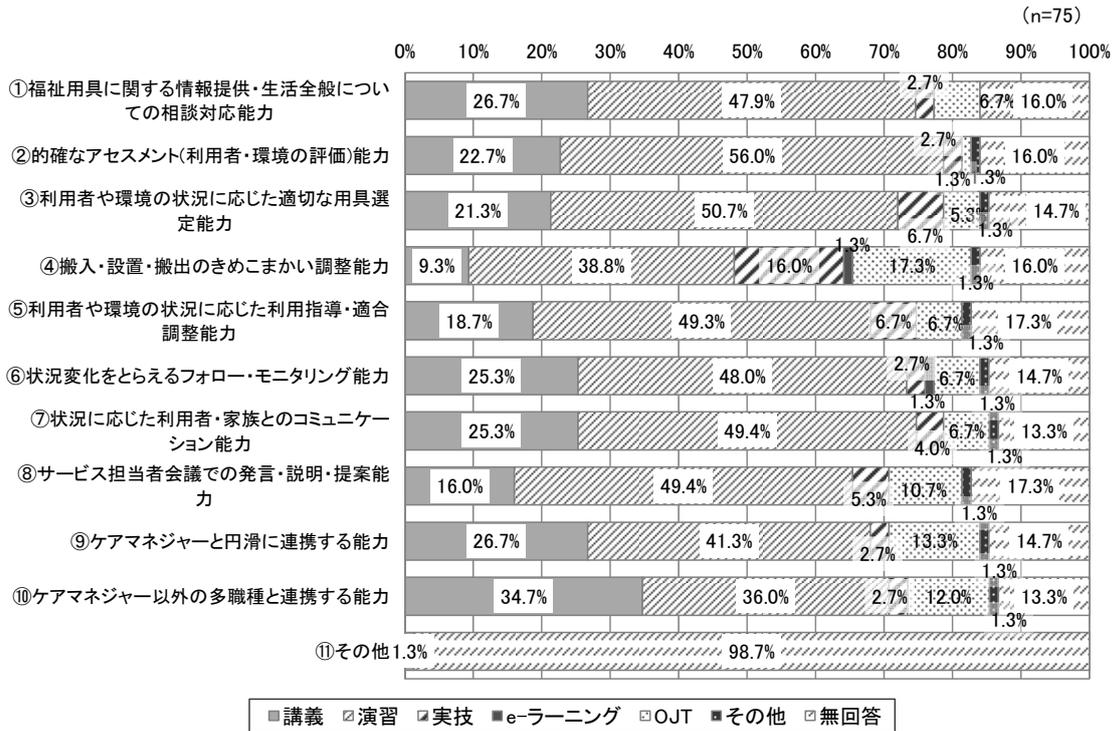
図表 100 知識を修得するための研修についての対応可能性

	全体	対応可能	検討可能	対応不可	無回答
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	75	38	24	1	12
	100.0%	50.7%	32.0%	1.3%	16.0%
②多様な福祉用具に関する知識	75	38	22	3	12
	100.0%	50.7%	29.3%	4.0%	16.0%
③新製品に関する詳細な知識	75	22	30	10	13
	100.0%	29.3%	40.1%	13.3%	17.3%
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	75	26	32	5	12
	100.0%	34.7%	42.6%	6.7%	16.0%
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	75	30	29	4	12
	100.0%	40.0%	38.7%	5.3%	16.0%
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	75	37	24	2	12
	100.0%	49.3%	32.0%	2.7%	16.0%
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	75	39	20	3	13
	100.0%	52.0%	26.7%	4.0%	17.3%
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	75	38	20	3	14
	100.0%	50.6%	26.7%	4.0%	18.7%
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	75	31	22	6	16
	100.0%	41.4%	29.3%	8.0%	21.3%
⑩その他	75	1	0	0	74
	100.0%	1.3%	0.0%	0.0%	98.7%

### 3) 能力を修得するための研修方法

能力を修得するための研修方法は、全ての能力について、「演習」が最も多く約 40～50%を占めている。

図表 101 能力を修得するための研修と方法（実施可能で最も妥当と考える方法）



#### 4) 能力を修得するための研修の対応の可能性

能力を修得するための研修の対応可能性については、『福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力』、『的確なアセスメント（利用者・環境の評価）能力』、『利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力』については、「対応可能」が約 40%となっており、「検討可能」を含めると、『搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力』の 61.3%を除いた全ての研修について 70～80%となっている。

図表 102 能力を修得するための研修の対応の可能性

	全体	対応可能	検討可能	対応不可	無回答
①福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力	75	29	28	4	14
	100.0%	38.7%	37.3%	5.3%	18.7%
②的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力	75	31	25	4	15
	100.0%	41.4%	33.3%	5.3%	20.0%
③利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	75	29	28	4	14
	100.0%	38.7%	37.3%	5.3%	18.7%
④搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力	75	20	26	15	14
	100.0%	26.7%	34.6%	20.0%	18.7%
⑤利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	75	24	31	4	16
	100.0%	32.0%	41.4%	5.3%	21.3%
⑥状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力	75	23	31	6	15
	100.0%	30.7%	41.3%	8.0%	20.0%
⑦状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力	75	27	28	5	15
	100.0%	36.0%	37.3%	6.7%	20.0%
⑧サービス担当者会議での発言・説明・提案能力	75	23	29	8	15
	100.0%	30.7%	38.6%	10.7%	20.0%
⑨ケアマネジャーと円滑に連携する能力	75	25	26	9	15
	100.0%	33.3%	34.7%	12.0%	20.0%
⑩ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力	75	26	25	9	15
	100.0%	34.7%	33.3%	12.0%	20.0%
⑪その他	75	1	0	0	74
	100.0%	1.3%	0.0%	0.0%	98.7%

5) 知識習得の研修をする場合の講師・スタッフの確保についての懸念

知識習得の研修をする場合の講師・スタッフの確保についての懸念は、「おおむね目途がつく」が48.0%、「一部の科目には懸念がある」が40.0%となっている。

図表 103 知識習得の研修をする場合の講師・スタッフの確保についての懸念

全体	おおむね目途がつく	一部の科目には懸念がある	多くの科目に懸念がある	無回答
75	36	30	5	4
100.0%	48.0%	40.0%	6.7%	5.3%

6) 能力習得の研修をする場合の講師・スタッフの確保についての懸念

能力習得の研修をする場合の講師・スタッフの確保についての懸念は、「おおむね目途がつく」が44.0%、「一部の科目には懸念がある」が38.7%となっている。

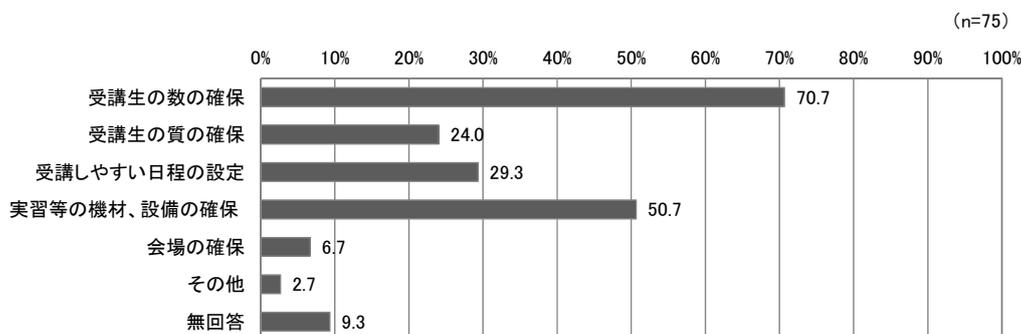
図表 104 能力習得の研修をする場合の講師・スタッフの確保についての懸念

全体	おおむね目途がつく	一部の科目には懸念がある	多くの科目に懸念がある	無回答
75	33	29	9	4
100.0%	44.0%	38.7%	12.0%	5.3%

7) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」養成研修をする場合の講師の確保以外の課題

養成研修をする場合の講師の確保以外の課題は、「受講生の数の確保」が70.7%と最も多く、次いで「自習等の機材、設備の確保」が50.7%、「受講しやすい日程の設定」が29.3%となっている。

図表 105 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」養成研修をする場合の講師の確保以外の課題



#### 5-4. 他の研修制度等のカリキュラム、運用方法等の把握

より専門的知識及び経験を有する者の養成に向けて、介護福祉士（ファーストステップ研修、認定介護福祉士）、主任介護支援専門員研修の制度概要、カリキュラム、運用方法、運用上の課題等について調査を行った。以下に結果の概要を示す。

##### （1）介護福祉士

##### 1) 資格の位置付け

研修名	ファーストステップ研修	認定介護福祉士養成研修(検討中)
キャリアパスにおける資格の位置づけ	施設におけるユニットリーダー	施設内：ユニットリーダーを指導 施設外：多職種連携、地域包括支援の実現  【備考】 ・「上級資格」とは言えない →介護福祉士のキャリアアップ研修の1つとしての位置づけ。
受講要件とその考え方		「一定のレベル」 →受講歴などで判断 ファーストステップ研修を受けたユニットリーダーの指導的役割を期待されている→ファーストステップ研修の受講を要件にすべきという意見も ※しかしⅠ、Ⅱ合わせて400-500時間を要する+ファーストステップ(200時間)を必須化→負担大 →ファーストステップ研修の受講、その他の団体の研修の受講、学会発表経験 などを判断基準に検討中。  【備考】 経験値の客観的判断基準は年数が適切か？ →事業所の規模によって役職の付きやすさ異なる →年数が客観的

研修名	ファーストステップ研修	認定介護福祉士養成研修(検討中)
		今後経験の浅い研修性も増える見込み→妥当な長さ ファーストステップ研修の1,2年後、現場経験浅くても認定になりうる。 →業界全体として広めていきたい
修了・認定の要件	福祉士会実施:最終レポートを役員が査読→修了認定 他団体実施:実施時に申請書類(講師の履歴、カリキュラムなど)→質の担保を判断、団体により独自の+αも →修了認定を独自に出すことができる 他団体認定の質の維持は→申請書類に修了認定法のチェックもある、不十分なら助言。	今秋新たに立ち上げる別機構(一般社団法人)で行う。

## 2) 研修プログラムの内容とその考え方

研修名	ファーストステップ研修	認定介護福祉士養成研修(検討中)
カリキュラムの構成と特徴	スクーリング 100 時間 事前自己課題 100 時間 支部により+αあり(ex. コミュニケーション、総合学習など追加 →全 232 時間)	I 類 : 345 時間 II 類 : 255 時間 (他資料より)
事前課題の設定や提出・評価方法	ファーストステップ研修では全ての項目に課題あり。(本を読む、レポートを書く、など)	ファーストステップ研修同様に、すべての項目に課題を課す予定。
研修における演習方法、指導に関する項目	グループワーク (受講者の満足感、上司の成長実感から) →すべての科目で知識の講義+グループワークでの実践を課す	
受講者の負担軽減	福祉士会・他団体 : 1 年かける	

研修名	ファーストステップ研修	認定介護福祉士養成研修(検討中)
<b>減のための配慮</b>	<p>(講義 100 時間=1 回/月、土日利用)</p> <p>+事前レポート課題はあるが、負担感はさほど大きくない。</p> <p>(特に意見は上がっていないということ?)</p> <p>ファーストステップ研修受講者の広まり</p> <p>→事業所などの理解</p> <p>→業務の一環、費用の支給</p> <p>費用面で負担が大きい可能性。</p> <p>(研修費：75,000-80,000 円)</p>	

(2) 研修の実施、運営の仕組みについて

研修名	ファーストステップ研修	認定介護福祉士養成研修(検討中)
<p><b>講師要件</b></p>	<p>講師養成： 福祉士会が行う。 (300人、年1回講習実施) 養成校や大学教員を講師に送る場合も 講師調達： 福祉士会が支援。全国に派遣することもある。 <b>【備考】</b> 将来→支部で人材を育成&amp;地域ごとに学校などと連携 →派遣しなくてもよくなる</p>	
<p><b>研修実施団体の要件、指定方法</b></p>	<p>県介護福祉士会、県社協、県社労士協会など 地域により受講しやすさに偏りあり(東北・四国は会場が無い) (※他団体実施の場合：介護福祉士会に入会してもらう＝表向きにも見える化) <b>【備考】</b> 地域ごとに各協会や養成校、事業所の連携を密にすることにより、全都道府県での実施を目指している。 広めていく方法：核になる支部の存在(背景：事務局体制に差) 近県・ブロック合同実施(2,3年) →他支部にもノウハウ浸透→全支部での独自実施が可能になる</p>	<p>今秋設立の新しい一般社団法人が管理・運営(介護福祉士会とは別団体)</p>
<p><b>研修の質の担保の仕組み</b></p>	<p>テキストなし。 (実施主体の独自性を生かすため)</p>	<p>研修時間が長い＝e-ラーニングの有効性高い →テキスト作成の方向(ファーストステップ研修も)</p>
<p><b>研修の実施回数、</b></p>	<p>全国でおよそ3,000名が修了。</p>	<p>2025年度までに福祉士の1割を</p>

研修名	ファーストステップ研修	認定介護福祉士養成研修(検討中)
育成人数	受講者数は上限なし（他団体に対しても） 【備考】 全体の底上げを重視。	目指す  【備考】 地域包括支援センター、施設、事業所における配置を必須にしたい →12万人ほどの需要創生 →制度による引っ張り上げへの要求 ⇔他の研修認定との兼ね合いにより困難が予想
知識等の維持の方法 (キャリアパス)		5年更新制を予定。 更新管理は秋設立の別法人が行う。
実務要件	実務2, 3年	実施団体が領域・科目ごとに定める（要別団体による検証） リーダー経験は欲しい（リーダーを育成する役割を担うため）
科目評価方法	レポート（多）、面接、職場で研修内容についての報告会→報告書、など 講師らによる到達度チェック。	
その他	ユニットリーダー研修と違い制度上必然ではない →費用に見合う効果が出せるか。 →理解の広がり実感としてある（6-7年かかった）	H23-25 厚労省の補助金でカリキュラム検討、モデル研修を実施
	入口は広く、修了は厳しく →誰もが目指せる、質を保てる ⇔インセンティブなど明確な指標の不足 ・・・他でも役立つ知識を得られるなど	

### (3) 介護支援専門員

#### 1) 資格の位置づけについて

研修名	主任介護支援専門員研修
キャリアパスにおける資格の位置づけ	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができる専門職の養成を図る
研修のねらい	主任介護支援専門員研修は、他の介護支援専門員に適切な指導・助言、さらに事業所における人材育成及び業務管理を行うことが出来、また、地域包括ケアシステムを構築していくために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整を行うことにより地域課題を把握し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築など、個別支援を通じた地域づくりを行うことができる者を養成するための研修。
受講要件とその考え方	<p>十分な知識と経験を有する介護支援専門員。以下①～④のいずれかに該当し、かつ「介護支援専門員専門研修実施要項」に基づく専門研修課程Ⅰ及びⅡまたは「介護支援専門員更新研修実施要項」の3の(3)に基づく実務経験者に対する更新研修を修了した者。</p> <p>① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60か月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できる)</p> <p>② 「ケアマネリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(H14年4月24日厚労省通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算3年以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できる)</p> <p>③ 施行規則第140条の66第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者</p> <p>④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者</p> <p>また、受講対象者の選定にあたっては、上記の要件以外に、<u>都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差支えない。</u></p> <p>⇒【東京都】では、保険者による推薦制度を設け、保険者から推薦された者(推薦者名と推薦順位)。保険者によって推薦の考え方は異なり、面接を行う保険者もある。</p>

研修名	主任介護支援専門員研修
修了・認定の要件	平成 28 年度からは研修の実施に当たって、各科目における到達目標を達成しているかについて終了評価を実施することが厚労省通知の実施上の留意点に示されている。 【都】では、平成 27 年度までは研修が終了すれば修了認定。

## 2) 研修プログラムの内容とその考え方

研修名	主任ケアマネ研修
カリキュラムの構成と特徴	カリキュラムは国が定めている。特徴としては、リスクマネジメント、指導に関するもの。科目と時間数は以下。  ○主任介護支援専門員の役割と視点（講義 5 時間） ○ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援（講義 5 時間） ○ターミナルケア（講義 2 時間） ●人材育成及び業務管理（講義 3 時間） ●運営管理におけるリスクマネジメント（講義 3 時間） ○地域援助技術（講義及び演習 6 時間） ○ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協同の実現（講義及び演習 6 時間） ●対人援助者監督指導（講義及び演習 18 時間） ●個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開（講義及び演習 24 時間）  （●：他のケアマネ研修には入っていない項目）
事前課題の設定や提出・評価方法	2つの課題を事前に提出する（それぞれ異なる利用者の事例で作成）。課題は研修で用いる。 課題説明会（任意参加）、1次提出（全員参加、課題自己チェックを得て提出）あり。 【課題 1】対人援助者監督指導【スーパービジョン】 【課題 2】事例研究及び事例指導方法について ※課題についての事前評価は行わない。事務局として事前チェックを行う。
研修における演習方法、指導	演習は基本的に 8 人 1 グループのグループワーク。個別事例では、1 グループに 1 人ファシリテーターを配置（ファシリテーターはベテラン主任ケ

研修名	主任ケアマネ研修
に関する項目	アマネジャー)。他グループワークでは2グループに1人のファシリテーター。
時間と日程	日程は11日間。 都では、平成27年度は250人規模で研修のため昨年はA日程、B日程あり。
受講者の負担軽減のための配慮	特になし（講師や会場等の都合により土日開催もあり）。 振替は日程が複数あれば病気等の理由があれば可。ただし、平成27年度は複数日程開催がないため、演習科目は振替が困難。講義科目はビデオで補講。 費用は都道府県によって異なる。都では5万円弱。受講者負担。

### 3) 研修の実施。運営の仕組みについて

研修名	主任ケアマネ研修
講師要件	厚労省通知に講師について、原則アからエのとおり。 ア 「主任介護支援専門員の役割と視点」他の講師については、相当の実務経験のある主任介護支援員、大学教員または法人内における研修の責任者として指導に従事している者を充てること。 イ 「ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援」の講師については相当の実務経験のある現認の主任介護支援専門員を充てること。 ウ 「ターミナルケア」の講師については、知見のある医療関係者または病院等において医療連携業務に従事している者を充てること。 エ 「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現」の講師については、在宅介護に知見のある医療関係者または病院等において医療連携業務に従事している者を充てること。 ※東京都では、講師を固定していない。
研修実施団体の要件、指定方法	指定について、現状は、厚労省通知により、介護保険法、介護保険法施行令（H10年政令第412号）及び施工規則で定める要件による。 研修の実施機関に係る要件は、①研修事業を継続的に毎年1回以上実施すること、②研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規定を定めること（開講目的、研修事業の名称、実施場所、等）、③研修の出席状況等研修受講者に関する状況を把握し保存すること、④事業運営上知りえた研修受講者に係る秘密の保持については厳格に行うこと、⑤演習等において知りえた個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに研修受講者が十分に留意するよう指導すること。

研修名	主任ケアマネ研修
	通常は、社会福祉協議会、職能団体が実施している。
研修の質の担保の仕組み	テキストは特に作っていない。国のガイドラインに沿って、各科目の講師に依頼している。(他の複数コース開催する 2000 人規模の研修では同じ講師が講義できないのでテキストを用意している) ファシリテーターは、事前に集まって打ち合わせを実施。
研修の実施回数、育成人数	東京都では、2015 年度は 1 回開催 (2014 年度までは年 2 回) 定員は 260 名 (過去の平均、および保険者にきいた必要な人数の値をふまえ決めている)  ※現時点では主任ケアマネが足りないという声は少ない。
知識等の維持の方法 (キャリアパス)	来年度から「主任介護支援専門員更新研修」制度が始まる。5 年に 1 度更新。更新研修の目的は、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の維持・向上を図ること。
受講実績の管理方法	有効期限の 2 年前より更新研修は受けられる。 基本的に個人管理。更新制度が始まるため、今後は管理が課題。 都道府県間の出入りがあり、管理が難しい。 保険者による管理は保険者によって異なる。
運用における課題とその対応方法	受講者を確保できないことはない。

# 参 考 资 料



## 福祉用具貸与事業所調査票（管理者用）

### ■ 記入にあたってのご注意

- ・ この調査票は福祉用具貸与事業所の「管理者」の方がご記入下さい。
- ・ 社会保障審議会介護保険部会において、今後は「より専門的知識及び経験を有する」福祉用具専門相談員の配置を促進することについて検討するという方針が示されています。それを踏まえ、この調査では、より専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員を養成するための研修のあり方を検討することを目的としています。
- ・ 特に指定の無い限り、2015年10月1日時点の状況についてご回答下さい。
- ・ 特に指定の無い限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付け下さい。
- ・ ( ) の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入下さい。
- ・ 数字を記入する欄が0（ゼロ）の場合は「0」とご記入下さい。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で 2015年10月30日(金)までにご返送下さい。

### ■ 調査に関するお問い合わせ先・返送先

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局

〒108-0073東京都港区三田2-14-7ローレル三田404

TEL：03-5418-7700（平日 10:00～17:00）

FAX：03-5418-2111

メール：info@zfssk.com

### 事業所の基本情報について

事業所の所在地	( ) 都・道・府・県				
事業所の開設年	西暦 ( ) 年	事業所の福祉用具レンタルの利用者数 (実人数)		人	
同一法人の持つ福祉用具貸与事業所数	1. 1事業所 (貴事業所のみ)		2. 2～10事業所	3. 11事業所以上	
事業所に併設しているサービス (○はいくつでも)	1. 病院・診療所・歯科診療所 2. 訪問看護事業所 3. 訪問介護事業所 4. 訪問リハビリテーション事業所 5. 通所リハビリテーション事業所		6. 訪問入浴介護事業所 7. 通所介護事業所 8. 介護老人保健施設 9. 居宅介護支援事業所 10. その他 ( )		
事業所における福祉用具の調達方法 (○はひとつ)	1. 主に自社で調達・保有している 3. 「1」と「2」を併用している		2. 主にレンタル卸を利用している		
事業所の職員体制		常勤 実人数	非常勤 実人数	うち福祉用具 専門相談員 資格保有者数	福祉用具専門相談員 資格保有者の 経験年数別の人数
	現場担当職 (営業職)	人	人	人	5年以上( )人
	事務専門職	人	人	人	3～5年未満( )人
	その他	人	人	人	3年未満( )人

# 1. あなた（管理者）自身のことや業務の状況について

(1) 福祉用具専門相談員としての業務経験年数	年	(2) 管理者としての経験年数	年	(3) 年齢	1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代以上
(4) 「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格（○はいくつでも）	1. 社会福祉士                      2. 介護福祉士                      3. 義肢装具士 4. 作業療法士                      5. 理学療法士                      6. ヘルパー1級・2級 7. 介護支援専門員                      8. その他（                      ）				
(5) 現在履修済みの研修や取得している民間資格（○はいくつでも）	1. 福祉用具プランナー                      2. 福祉用具選定士 3. 福祉住環境コーディネーター                      4. 福祉用具供給事業従事者現任研修 5. その他（                      ）				
(6) あなたは、管理者としての業務以外に、福祉用具専門相談員としての業務を行っていますか。	1. 福祉用具専門相談員として利用者を担当している ⇒ 担当数（                      ）人 2. 個別の利用者を担当していないが福祉用具専門相談員としての業務を行っている ⇒ 具体的に（                      ） 3. 管理者としての業務のみを行っている				

# 2. 貴事業所※における研修、人材養成手法について

※複数のサービスを併設している場合も、福祉用具貸与事業に限定してあてはまるものをお答えください。

		実施項目に ○（いくつ でも）	最も効果的 なものに○ （1つだけ）
(1) あなたの事業所では、どのようにして職員の能力開発や養成を行っていますか。  また、行っているもののうち最も効果的と思われるものはどれですか。	1. 業務マニュアルを整備している		
	2. 事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している		
	3. 1対1の指導担当者を配置している		
	4. 管理者が同行し、指導している		
	5. 事業所・法人内での研修を受講させている		
	6. 事業所内で事例検討会を行っている		
	7. 外部の研修を受講させている		
	8. 定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している		
	9. 本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている		
	10. 利用者の個別サービス計画を人材教育の資料としている		
	11. 年間の研修計画を立案、実施、評価を行うなどPDCAサイクルをまわして人材を養成する仕組みがある		
	12. 事故・ヒヤリハット等の事例を事業所内の研修等に活用している		
	13. その他（                      ）		
	14. 特に何も行っていない		
(2) (1) で最も効果的と評価した方法について、その理由はどのようなことですか。あてはまる項目を選んで下さい。（○はいくつでも）	1. 実務に即した実践的な研修、養成ができる 2. 必要に応じてテーマを設定しやすい 3. 体系的な蓄積ができる 4. 多くの従業員を並行して研修、養成できる 5. 特色ある技術、技能が養成できる 6. 人材育成の状況を的確に把握できる 7. 費用対効果が高い 8. その他（                      ）		

### 3. 「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」※の養成のために必要な研修について

※ここでは「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」とは、事業所に配置される福祉用具専門相談員のうち、別紙の点線枠内の知識・能力を有する福祉用具専門相談員を想定しています。(別紙資料参照)

(1)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には以下のような知識が求められると考えられます。こうした知識は、現在どのように習得されていますか。(○はいくつでも) また、将来的にどのように習得すべきだと思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	現状の知識習得方法	今後の知識習得方法
		1. 事業所内のOJTで 2. 事業所内の研修で 3. メーカーとの連携で 4. 外部研修活用で 5. その他 6. 特になし
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
②多様な福祉用具に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
③新製品に関する詳細な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8
⑩その他必要と思われる知識 ( )	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8

(2)(1)で検討いただいた専門的な知識を研修で習得するとした場合、講師はどのような人が適任だと思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のエキスパート 2. 業界内のエキスパート 3. 経験豊富な介護支援専門員 4. メーカーの担当者 5. 学識経験者 6. 行政担当者 7. その他	7.その他を選んだ場合は具体的にご記入ください。
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
②多様な福祉用具に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
③新製品に関する詳細な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑩その他必要と思われる知識 ( )	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	

	現状の能力習得方法	今後の能力習得方法
	(3)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には以下のような能力が求められると考えられます。こうした能力は、現在どのように習得されていますか。(○はいくつでも)また、将来的にどのように習得すべきだと思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のOJTで 2. 事業所内の研修で 3. メーカーとの連携で 4. 外部研修活用で 5. その他 6. 特になし
①福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
②的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
③利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
④搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑤利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑥状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑦状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑧サービス担当者会議での発言・説明・提案能力	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑨ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑩ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑪その他( )	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.

(4)(3)で検討いただいた専門的な能力を研修で習得するとした場合、講師はどのような人が適任と思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のエキスパート 2. 業界内のエキスパート 3. 経験豊富な介護支援専門員 4. メーカーの担当者 5. 学識経験者 6. 行政担当者 7. その他	7.その他を選んだ場合は具体的にご記入ください。
①福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
②的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
③利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
④搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑤利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑥状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑦状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑧サービス担当者会議での発言・説明・提案能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑨ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑩ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑪その他( )	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	

<p>(5) 「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行うとしたら、どのような受講要件が必要と考えますか。 (○はいくつでも)</p>	<p>1. 一定の経験年数が必要 → ( ) 年 2. 一定の担当件数が必要 → ( ) 件 3. 担当事例についてのレポート提出が必要 4. 担当事例の計画書の提出が必要 5. その他 ( )</p>	<p>具体的に：</p>
<p>(6) 「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行うとしたら、どのような修了要件が必要と考えますか。 (○はいくつでも)</p>	<p>1. 知識に関する試験が必要 2. 実技に関する試験が必要 3. レポート提出が必要 4. 全カリキュラムを修了すればよい 5. その他 ( )</p>	<p>具体的に：</p>
<p>(7) 貴事業所には「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の候補者となる福祉用具専門相談員がおられますか。</p>	<p>1. 多数の候補者がいる → 2. 少数だが候補者がいる → 3. 候補者が想定できない</p>	<p>1. 2. と回答した場合候補者は何人くらいですか。  人</p>

(8) 「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行う場合に、以下のような研修の方法についてどのように考えますか。もっとも近いものを選んでください。

<p>① e-ラーニング※の受講</p>	<p>貴事業所では対応可能ですか。</p>	<p>1. 事業所内のパソコン等により受講させることが可能 2. 福祉用具専門相談員が各自で受講可能 3. 対応できない 4. わからない</p>	
	<p>福祉用具専門相談員に受講させる負担感はどの程度ありますか。</p>	<p>1. 負担感は小さい 2. 負担感は大い 3. どちらともいえない</p>	<p>その理由</p>
<p>② 集合研修への参加</p>	<p>外部の集合研修を受講する場合、1人の福祉用具専門相談員が1年間に受講する外部研修はどの程度が妥当と考えますか。</p>	<p>1. 10時間以内 2. 30時間以内 3. 50時間以内 4. 80時間以内 5. 100時間以内 6. 100時間以上も可能</p>	
	<p>仮に50時間程度の研修を受講させる場合、どのような日程が望ましいですか。</p>	<p>1. 平日(月～金)のみで一定期間に集中させた日程 2. 平日(月～金)のみで何か月かにわたって分散させた日程 3. 土日のみで一定期間に集中させた日程 4. 土日のみで何か月かにわたって分散させた日程 5. その他 ( )</p>	
<p>③ 事例を用いた演習</p>	<p>事例を用いた演習は有効だと思いますか</p>	<p>1. 全般的に有効 2. 科目によっては有効 →有効と思う分野 ( ) 3. 有効とは言えない</p>	
	<p>貴事業所から教材となる事例を提供することは可能ですか。</p>	<p>1. 可能 2. 難しい 3. わからない</p>	

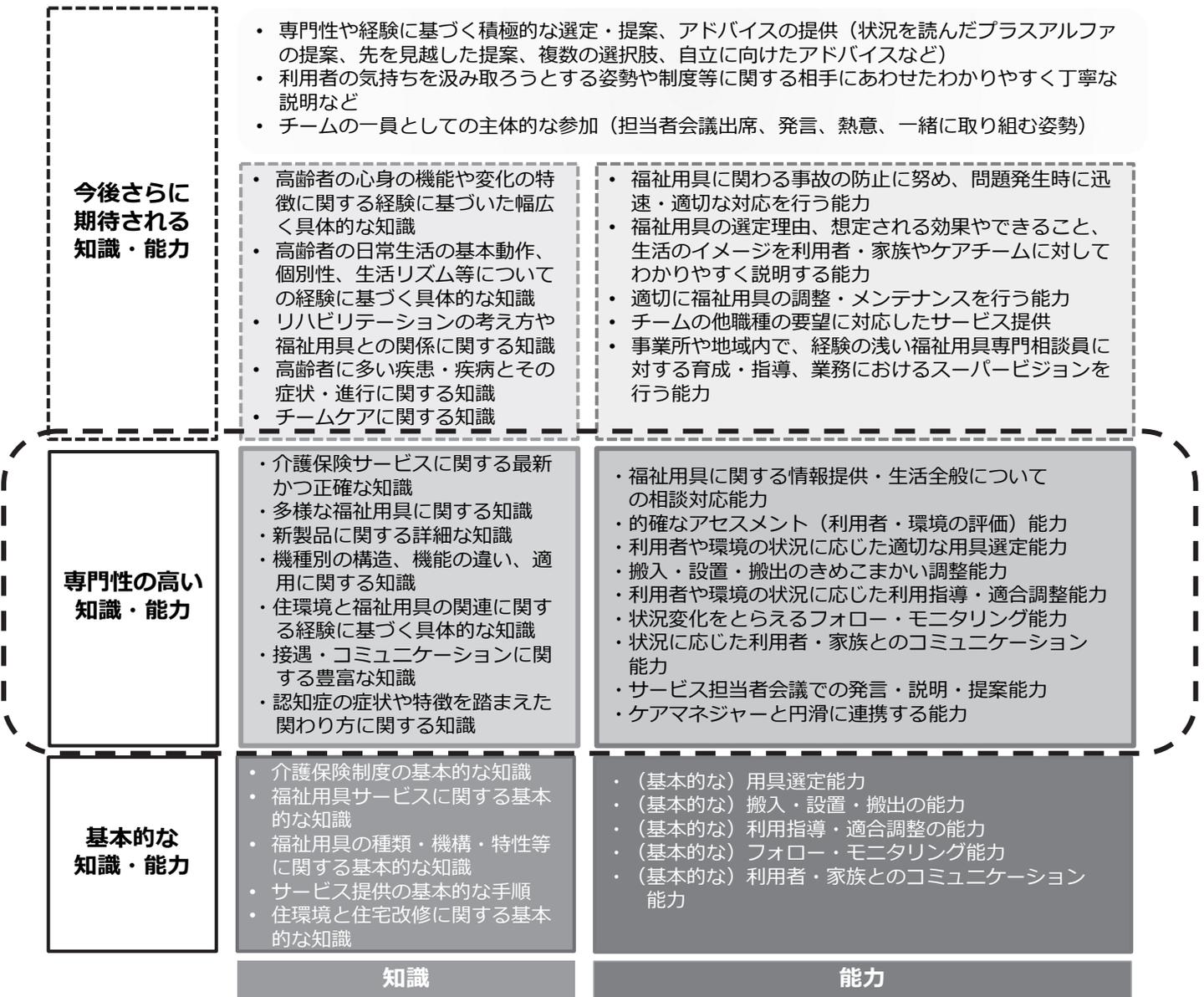
※：e-ラーニングとは、インターネットなどの情報ネットワークにアクセスして、ネットワーク上に用意された教材を学習したり、教材提供者（講師）と学習者、あるいは学習者同士で双方向に質問・回答しながら学習を進められる仕組みです。

④ 受講状況の管理について	現在、貴事業所に所属する福祉用具専門相談員の研修の受講状況について、どのように管理していますか。	1. 個々の福祉用具専門相談員が自分で受講状況を管理している 2. 事業所が個別の福祉用具専門相談員ごとの受講状況を管理している 3. 事業所が、研修ごとに受講者を管理している 4. その他 ( ) 5. 特に管理していない
	福祉用具専門相談員の研修受講状況は、今後どのように管理すべきと思いますか。	1. 個々の福祉用具専門相談員が管理すべき 2. 事業所が管理すべき 3. 自治体が管理すべき 4. 職能団体等が管理すべき 5. その他 ( )
⑤ 研修費用について	研修費用として妥当と考える金額はいくらぐらいですか。	( ) 円 (研修期間 日想定)
	研修費用は誰が負担すべきとお考えですか。	1. 事業所が負担すべき 2. 受講者（福祉用具専門相談員）が負担すべき 3. 事業所が一部負担すべき（残りは受講者） 4. その他 ( )
⑥ 受講の支援について	貴事業所として、福祉用具専門相談員の研修受講のために次のような支援をしたいと考えますか。 (○はいいくつかでも)	1. 受講の案内、推薦をする 2. 業務の一環としての研修受講を認める 3. 受講費用を補助する 4. 受講のために業務スケジュールを調整する 5. 特に支援はしない 6. その他 ( )
(9) その他、「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成について、ご意見がありましたら自由にご記入ください。		

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

本調査では、下図において   で囲んだ範囲が「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に相当するものとして回答して下さい。

### 福祉用具専門相談員に求められる知識・能力



出典：平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」報告書



## 福祉用具貸与事業所調査票（福祉用具専門相談員用）

### ■ 記入にあたってのご注意

- ・ この調査票は事業所内で福祉用具専門相談員の業務経験が最も長い方（ただし事業所管理者は除く）がご記入下さい。
- ・ 社会保障審議会介護保険部会において、今後は「より専門的知識及び経験を有する」福祉用具専門相談員の配置を促進することについて検討するという方針が示されています。それを踏まえ、この調査では、より専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員を養成するための研修のあり方を検討することを目的としています。
- ・ 特に指定の無い限り、2015年10月1日時点の状況についてご回答下さい。
- ・ 特に指定の無い限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付け下さい。
- ・ （        ）の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入下さい。
- ・ 数字を記入する欄が0（ゼロ）の場合は「0」とご記入下さい。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で 2015年10月30日（金）までにご返送下さい。

### ■ 調査に関するお問い合わせ先・返送先

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局

〒108-0073東京都港区三田2-14-7ローレル三田404

TEL：03-5418-7700 （平日 10:00～17:00）

FAX：03-5418-2111

メール：info@zfssk.com

## 1. あなた自身のことや業務の状況について

(1) 福祉用具専門相談員としての業務経験年数	年	(2) (他事業所も含む、通算の) 福祉用具貸与事業所での就業経験年数	年
(3) ご回答者の年齢	1. 20代	2. 30代	3. 40代 4. 50代 5. 60代以上
(4) 「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格 (○はいくつでも)	1. 社会福祉士 4. 作業療法士 7. 介護支援専門員	2. 介護福祉士 5. 理学療法士 8. その他 ( )	3. 義肢装具士 6. ヘルパー1級・2級
(5) 現在履修済みの研修や取得している民間資格 (○はいくつでも)	1. 福祉用具プランナー 3. 福祉住環境コーディネーター 5. その他 ( )	2. 福祉用具選定士 4. 福祉用具供給事業従事者現任研修	

## 2. 貴事業所※における研修、人材養成手法について

※複数のサービスを併設している場合も、福祉用具貸与事業に限定してあてはまるものをお答えください。

		実施項目に ○(いくつ でも)	最も効果的 なものに○ (1つだけ)
(1) あなたの事業所では、どのようにして職員の能力開発や養成を行っていますか。  また、行っているもののうち、あなたが最も効果的と思われるものはどれですか。	1. 業務マニュアルを整備している		
	2. 事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している		
	3. 1対1の指導担当者を配置している		
	4. 管理者が同行し、指導している		
	5. 事業所・法人内での研修を受講させている		
	6. 事業所内で事例検討会を行っている		
	7. 外部の研修を受講させている		
	8. 定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している		
	9. 本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている		
	10. 利用者の個別サービス計画を人材教育の資料としている		
	11. 年間の研修計画を立案、実施、評価を行うなど PDCA サイクルをまわして人材を養成する仕組みがある		
	12. 事故・ヒヤリハット等の事例を事業所内の研修等に活用している		
	13. その他 ( )		
	14. 特に何も行っていない		
(2) 最も効果的と評価した方法について、その理由はどのようなことですか。あてはまる項目を選んで下さい。(○はいくつでも)	1. 実務に即した実践的な研修、養成ができる 2. 必要に応じてテーマを設定しやすい 3. 体系的な蓄積ができる 4. 多くの従業員を並行して研修、養成できる 5. 特色ある技術、技能が養成できる 6. 人材育成の状況を的確に把握できる 7. 費用対効果が高い 8. その他 ( )		

### 3. 「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」※の養成のために必要な研修について

※ここでは「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」とは、事業所に配置される福祉用具専門相談員のうち、別紙の点線枠内の知識・能力を有する福祉用具専門相談員を想定しています。(別紙資料参照)

	現状の知識習得方法	今後の知識習得方法
(1)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には以下のような知識が求められると考えられます。こうした知識は、現在どのように習得されていますか。(○はいくつでも) また、将来的にどのように習得すべきだと思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のOJTで 2. 事業所内の研修で 3. メーカーとの連携で 4. 外部研修活用で 5. その他 6. 特になし	1. 事業所内のOJTで 2. 事業所内の研修で 3. メーカーとの連携で 4. 外部研修(講義)で 5. 外部研修(演習)で 6. 外部研修(実技)で 7. その他 8. 必要なし
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
②多様な福祉用具に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
③新製品に関する詳細な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.
⑩その他必要と思われる知識( )	1. 2. 3. 4. 5. 6.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.

(2)(1)で検討いただいた専門的な知識を研修で習得するとした場合、講師はどのような人が適任と思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)	1. 事業所内のエキスパート 2. 業界内のエキスパート 3. 経験豊富な介護支援専門員 4. メーカーの担当者 5. 学識経験者 6. 行政担当者 7. その他	7.その他を選んだ場合は具体的にご記入ください。
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
②多様な福祉用具に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
③新製品に関する詳細な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑩その他必要と思われる知識( )	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	

<p>(3)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には以下のような能力が求められると考えられます。こうした能力は、現在どのように習得されていますか。(○はいくつでも)また、将来的にどのように習得すべきだと思いますか。特にあてはまる方に○をつけてください。(○はひとつ)</p>	現状の能力習得方法	今後の能力習得方法
		1. 事業所内のOJTで 2. 事業所内の研修で 3. メーカーとの連携で 4. 外部研修活用で 5. その他 6. 特になし
①福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
②的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
③利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
④搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑤利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑥状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑦状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑧サービス担当者会議での発言・説明・提案能力	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑨ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑩ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.
⑪その他( )	1. 2. 3. 4. 5.	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.

<p>(4) (3) で検討いただいた専門的な能力を研修で習得するとした場合、講師はどのような人が適任と思いますか。特にあてはまるものに○をつけてください。(○はひとつ)</p>	現状の能力習得方法	今後の能力習得方法
		1. 事業所内のエキスパート 2. 業界内のエキスパート 3. 経験豊富な介護支援専門員 4. メーカーの担当者 5. 学識経験者 6. 行政担当者 7. その他
①福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
②的確なアセスメント(利用者・環境の評価)能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
③利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
④搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑤利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑥状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑦状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑧サービス担当者会議での発言・説明・提案能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑨ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑩ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	
⑪その他( )	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	

<p>(5)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行うとしたら、どのような受講要件が必要と考えますか。(○はいくつでも)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一定の経験年数が必要 → ( ) 年</li> <li>2. 一定の担当件数が必要 → ( ) 件</li> <li>3. 担当事例についてのレポート提出が必要</li> <li>4. 担当事例の計画書の提出が必要</li> <li>5. その他 ( )</li> </ol>	<p>具体的に：</p>
<p>(6)「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を行うとしたら、どのような修了要件が必要と考えますか。(○はいくつでも)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知識に関する試験が必要</li> <li>2. 実技に関する試験が必要</li> <li>3. レポート提出が必要</li> <li>4. 全カリキュラムを修了すればよい</li> <li>5. その他 ( )</li> </ol>	<p>具体的に：</p>

(7) あなたが「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成研修を受講することを想定した場合に、以下のような研修の方法についてどのように考えますか。もっとも近いものを選んでください。

<p>① e-ラーニング※ の受講</p>	<p>あなたは対応可能ですか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業所内のパソコンを使って受講が可能</li> <li>2. 自分のパソコンを使って受講可能</li> <li>3. 対応できない</li> <li>4. わからない</li> </ol>	
	<p>e-ラーニングの経験はありますか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経験あり →</li> <li>2. 経験なし</li> </ol>	<p>どのような e-ラーニングでしたか</p>
	<p>e-ラーニングに抵抗感がありますか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 抵抗感はない</li> <li>2. 抵抗感がある</li> <li>3. どちらともいえない</li> </ol>	
<p>② 集合研修への参加</p>	<p>外部の集合研修を受講するとした場合、1 年間に受講する外部研修はどの程度が妥当と考えますか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 10 時間以内</li> <li>2. 30 時間以内</li> <li>3. 50 時間以内</li> <li>4. 80 時間以内</li> <li>5. 100 時間以内</li> <li>6. 100 時間以上も可能</li> </ol>	
	<p>仮に 50 時間程度の研修を受講する場合、どのような日程が望ましいですか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平日(月～金)のみで一定期間に集中させた日程</li> <li>2. 平日(月～金)のみで何か月かにわたって分散させた日程</li> <li>3. 土日のみで一定期間に集中させた日程</li> <li>4. 土日のみで何か月かにわたって分散させた日程</li> <li>5. その他 ( )</li> </ol>	
<p>③ 事例を持ち寄った演習</p>	<p>事例を用いた演習は有効だと思いますか</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全般的に有効</li> <li>2. 科目によっては有効 →有効と思う分野 ( )</li> <li>3. 有効とは言えない</li> </ol>	
	<p>あなたは教材となる事例を提供することは可能ですか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 可能</li> <li>2. 難しい</li> <li>3. わからない</li> </ol>	

※：e-ラーニングとは、インターネットなどの情報ネットワークにアクセスして、ネットワーク上に用意された教材を学習したり、教材提供者（講師）と学習者、あるいは学習者同士で双方向に質問・回答しながら学習を進められる仕組みです。

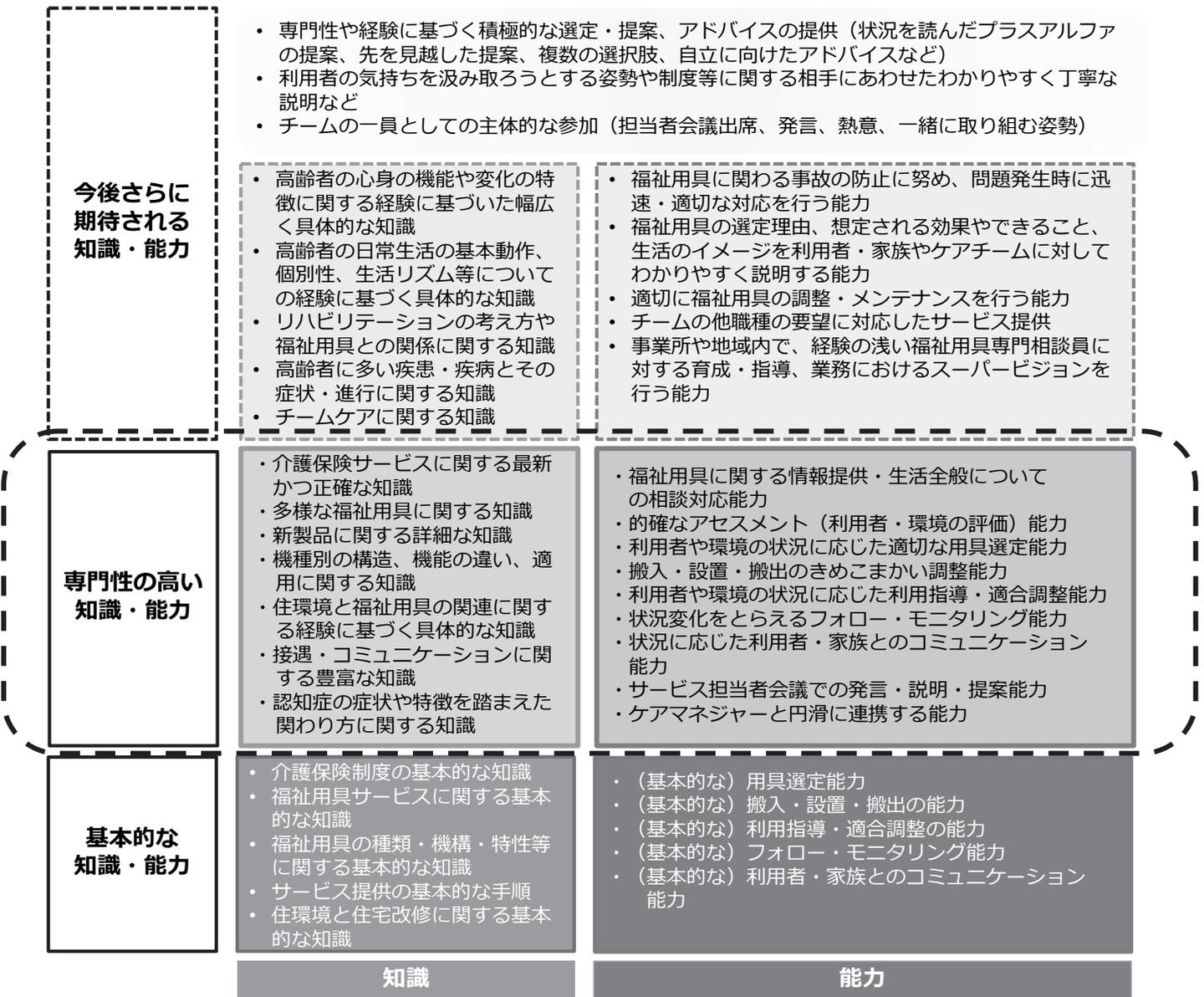
④ 受講状況の管理について	現在、貴事業所に所属する福祉用具専門相談員の研修の受講状況について、どのように管理していますか。	1. 個々の福祉用具専門員が自分で受講状況を管理している 2. 事業所が個別の福祉用具専門員ごとの受講状況を管理している 3. 事業所が、研修ごとに受講者を管理している 4. その他 ( ) 5. 特に管理していない
	福祉用具専門相談員の研修受講状況は、今後どのように管理すべきと思いますか。	1. 個々の福祉用具専門相談員が管理すべき 2. 事業所が管理すべき 3. 自治体が管理すべき 4. 職能団体等が管理すべき 5. その他 ( )
⑤ 研修費用について	自分が払う場合、研修費用として妥当と考える金額はいくらぐらいですか。	( ) 円 (研修期間 日想定)
	研修費用は誰が負担すべきとお考えですか。	1. 事業所が負担すべき 2. 受講者が負担すべき 3. 事業所が一部負担すべき (残りは受講者) 4. その他 ( )
⑥ 受講の支援について	あなたは、福祉用具専門相談員の研修受講のために、事業所から次のような支援を受けたいと思いますか。 (〇はいくつでも)	1. 受講の案内、推薦 2. 業務の一環としての研修受講が認められる 3. 受講費用が補助される 4. 受講のために業務スケジュールが調整される 5. 特に支援はいらない 6. その他 ( )

(8) その他、「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成について、ご意見がありましたら自由にご記入ください。	
--	--

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

本調査では、下図において   で囲んだ範囲が「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に相当するものとして回答して下さい。

### 福祉用具専門相談員に求められる知識・能力



出典：平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」報告書



## 指定講習事業者調査票

### ■ 記入にあたってのご注意

- ・ この調査票は貴団体において**福祉用具専門相談員に関する研修を担当している方**がご記入下さい。
- ・ 社会保障審議会介護保険部会において、今後は「専門的知識及び経験を有する」福祉用具専門相談員の配置を促進することを検討するという方針が示されていることを踏まえ、この調査では、専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員を養成するための研修のあり方を検討することを目的としています。
- ・ 特に指定の無い限り、**2015年10月1日時点**の状況についてご回答下さい。
- ・ 特に指定の無い限り、**選択肢の番号1つを選んで○印をお付け下さい。**
- ・ ( ) の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入下さい。
- ・ 数字を記入する欄が0（ゼロ）の場合は「0」とご記入下さい。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で**2015年10月30日(金)まで**にご返送下さい。

### ■ 調査に関するお問い合わせ先・返送先

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局  
 〒108-0073東京都港区三田2-14-7ローレル三田404  
 TEL：03-5418-7700 (平日 10:00~17:00)  
 FAX：03-5418-2111 メール：info@zfssk.com

### 団体の基本情報について

名称（差支えなければ）		法人種別	
所在地	( ) 都・道・府・県	開設年	西暦 ( ) 年
福祉用具に関連する研修の実施状況（実施しているものに○）	1. 福祉用具プランナー 2. 福祉用具選定士 3. 福祉住環境コーディネーター 4. 福祉用具供給事業者現任研修 5. その他 ( )		

### 1. 福祉用具専門相談員指定講習の実施状況

(1) 平成 26 年度の福祉用具専門相談員指定講習の実施実績	回	(2) 平成 26 年度の福祉用具専門相談員指定講習受講者数（合計）	人
(3) 独自のカリキュラムの有無	1. あり 2. なし	ありの場合、その内容	
(4) 「筆記による修了評価」の方法	1. 試験形式 2. その他	「評価」の具体的な方法	
(5) 「目標に達しない人」への対応	1. 「達しない人」はいる 2. 「達しない人」はいない	「達しない人」への対応方法	

## 2. 福祉用具専門相談員を対象とする指定講習以外の研修の実施状況

(1) 貴団体に実施している研修のうち、福祉用具専門相談員を対象とする指定講習以外の研修についてお答えください。

名称	概要	形態	時間数	修了認定の方法	H26年度 開催回数	H26年度 受講者数
		講義	時間	1. 出席 2. 試験 3. レポート提出 4. その他	回	人
		演習	時間			
		実習	時間			
		その他	時間			
		講義	時間	1. 出席 2. 試験 3. レポート提出 4. その他	回	人
		演習	時間			
		実習	時間			
		その他	時間			
		講義	時間	1. 出席 2. 試験 3. レポート提出 4. その他	回	人
		演習	時間			
		実習	時間			
		その他	時間			
		講義	時間	1. 出席 2. 試験 3. レポート提出 4. その他	回	人
		演習	時間			
		実習	時間			
		その他	時間			
		講義	時間	1. 出席 2. 試験 3. レポート提出 4. その他	回	人
		演習	時間			
		実習	時間			
		その他	時間			

(2) 研修を実施する上でどのような課題がありますか(○はいくつでも)

1. 受講生が確保できない
2. 受講生の質にばらつきがある
3. 受講生が時間をとることが困難である
4. 適切な講師が確保できない
5. 内容の充実がはかれない
6. 会場の確保が困難である
7. 採算が合わない
8. その他( )

(3) 今後、どのように展開したいと考えていますか

1. 研修の種類を充実させたい
2. 研修の内容を充実させたい
3. 講師のレベルを向上させたい
4. より回数を増やしたい
5. より多くの会場で実施したい
6. 現状維持でよい
7. 規模を縮小したい

### 3. より専門的な知識・経験を有する福祉用具専門相談員※の養成研修について

※ここでは「より専門的な知識・経験を有する福祉用具専門相談員」とは、事業所に配置される福祉用具専門相談員のうち、別紙の点線枠内の知識・能力を有する福祉用具専門相談員を想定しています。(別紙資料参照)

(1) 以下のような知識を習得するための研修はどのような方法なら可能と思いますか。	方法 (実施可能で最も妥当と考える方法を1つ選択)	講師要件 (自由にコメント)	貴団体の対応可能性
① 介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可 3. 対応不可
② 多様な福祉用具に関する知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
③ 新製品に関する詳細な知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
④ 機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑤ 住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑥ 接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑦ 高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑧ 認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑨ 福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑩ その他 ( )	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可

(2) 以下のような能力を習得するための研修はどのような方法なら可能と思いますか。	方法 (実施可能で最も妥当と考える方法を1つ選択)	講師要件 (自由にコメント)	貴団体の対応可能性
① 福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
② 的確なアセスメント（利用者・環境の評価）能力	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
③ 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
④ 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑤ 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑥ 状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑦ 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑧ サービス担当者会議での発言・説明・提案能力	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑨ ケアマネジャーと円滑に連携する能力	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑩ ケアマネジャー以外の多職種と連携する能力	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可
⑪ その他 ( )	1. 講義 4. e-ラーニング 2. 演習 5. OJT 3. 実習 6. その他		1. 対応可能 2. 検討可能 3. 対応不可

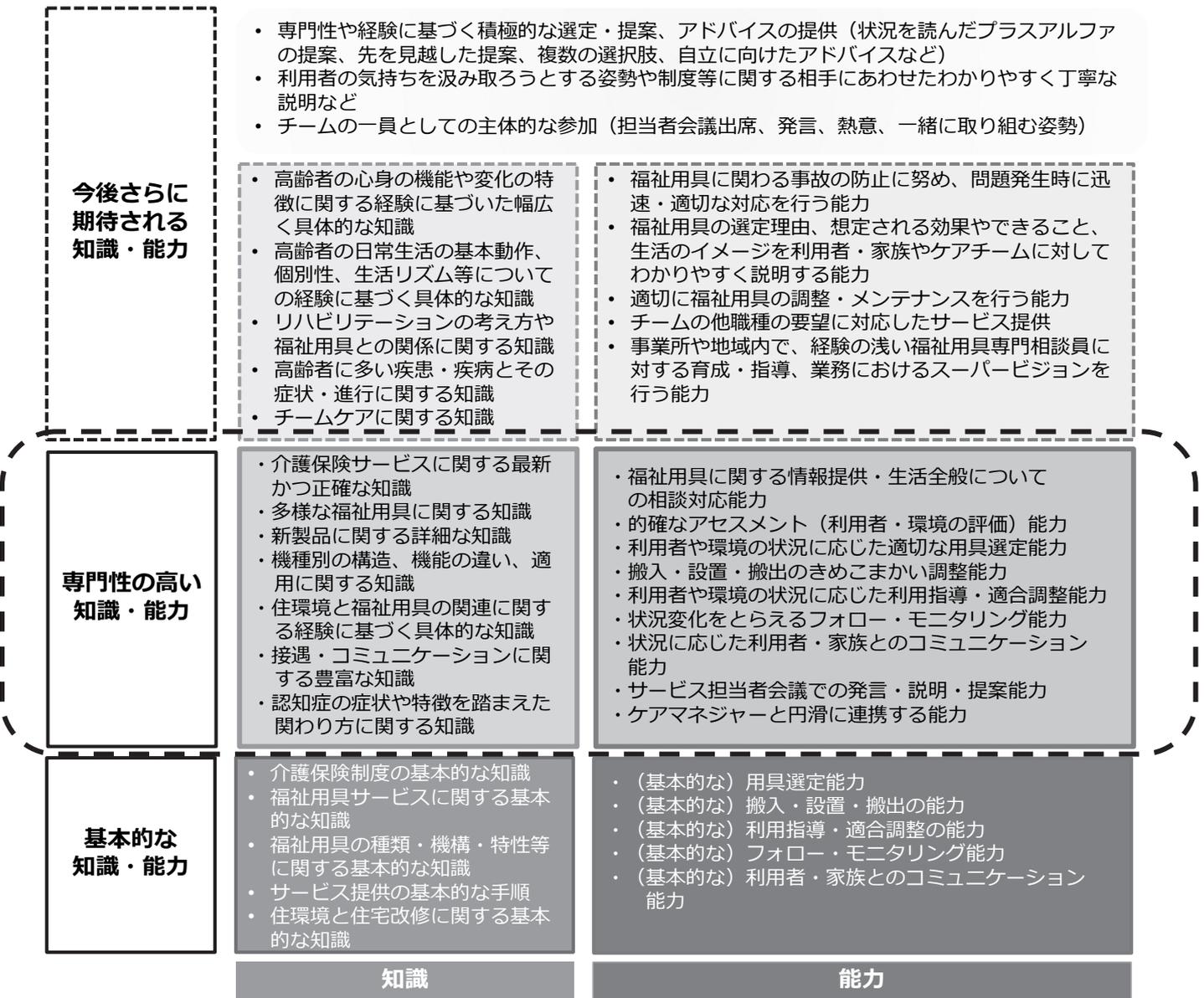
(3) (1) で示した知識習得の研修を実施するとした場合、講師・スタッフの確保は可能と考えますか。懸念があるとすればどの科目ですか。	1. おおむね目途がつく 2. 一部の科目には懸念がある 3. 多くの科目に懸念がある	具体的に：
(4) (2) で示した能力習得の研修を実施するとした場合、講師・スタッフの確保は可能と考えますか。懸念があるとすればどの科目ですか。	1. おおむね目途がつく 2. 一部の科目には懸念がある 3. 多くの科目に懸念がある	具体的に：

<p>(5)「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」養成研修を実施とした場合、講師の確保以外にどのような課題があると考えますか。 (○はいくつでも)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受講生の数の確保</li> <li>2. 受講生の質の確保</li> <li>3. 受講しやすい日程の設定</li> <li>4. 実習等の機材、設備の確保</li> <li>5. 会場の確保</li> <li>6. その他</li> </ol>	<p>具体的に：</p>
<p>(6) その他、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」の養成について、ご意見がありましたら自由にご記入ください。</p>		

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

本調査では、下図において          で囲んだ範囲が「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に相当するものとして回答して下さい。

### 福祉用具専門相談員に求められる知識・能力



出典：平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」報告書

専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた  
研修カリキュラム等に関する調査研究事業

報告書 概要版

平成28年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会



# 目次

1. 事業実施の目的.....	1
2. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の仕組み等に関する検討.....	2
2-1. 養成研修の仕組み等について .....	2
3. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修カリキュラム等の検討.....	16
3-1. カリキュラム構成の検討 .....	16
3-2. カリキュラム構成（案） .....	17
3-3. 講師要件 .....	25
4. 今後の展望と課題.....	29
4-1. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の実現に向けた検討事項 .....	29

## 1. 事業実施の目的

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、介護人材の確保とともに、自立支援、介護負担の軽減に資する福祉用具や、実用化が進められている介護ロボットの積極的な活用が期待されている。そして、これらを適切なサービスとして提供するためには、個々の福祉用具利用者の心身の状態はもとより、住まい方、生活目標、さらに機器を用いた生活に対する心理的抵抗への配慮などにも考慮した対応が望まれる。また、医療との連携においてもこれまで以上に多くの情報共有の必要性が高まり、多職種間の連携が重要となる。こうした状況に対応していくためには、福祉用具専門相談員の更なる専門性の向上が課題である。

このようななか、国は、自立支援により資する福祉用具の利用を図る観点から、福祉用具専門相談員の入口である、福祉用具専門相談員指定講習（以下、指定講習）のカリキュラム等を見直し、平成27年4月1日から改正制度を施行した。同時に、福祉用具専門相談員の資格要件も、福祉用具に関する知識を有する国家資格保有者と、指定講習修了者に限定することとした。

また、現に従事している福祉用具専門相談員には、指定講習の見直しを踏まえ、必要な知識の修得、能力の向上に努めるとする「自己研鑽の努力義務」（平成27年4月1日施行）を課すこととした。これから従事する者、現に従事している者、それぞれに関連する今回の制度見直しは、専門職養成のための制度設計の一環であり、今後もこの分野を担う人材の専門性を高めるために、さらなる見直しや充実策の検討が求められる。

平成25年12月の社会保障審議会介護保険部会の意見書では、「さらなる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、『より専門的知識及び経験を有する者』の配置を促進」することの検討が求められている。

そこで、本事業では、前述の介護保険部会の意見で示された「より専門的知識及び経験を有する者」の配置に向けて、適切な養成方法の在り方について具現化することを意図して、研修カリキュラムの内容や経験年数等の受講要件、研修の運用方法等、具体的な仕組みを検討した。

## 2. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の仕組み等に関する検討

### 2-1. 養成研修の仕組み等について

平成 26 年度に一般社団法人日本福祉用具供給協会が実施した「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」（厚生労働省老人保健増進等事業）で、専門的知識及び経験を有する者に求められる知識・能力についての整理が行われた。それを出発点として、本会では本研修の仕組み等に関し、以下の 3 点に分けて検討を行った。

- 研修の位置付けについて
- 研修プログラムの内容とその考え方
- 研修の実施、運営の仕組みについて

#### (1) 研修の位置づけについて

##### 1) キャリアパスにおける研修の位置づけとねらい

- ・ 次ページ図表下段に示される「基本的な知識・能力」を有する者を指定講習修了者レベルとし、中段の「専門性の高い知識・能力」を有する者の養成カリキュラムや仕組みについて検討した。
- ・ 「指導」や「スーパービジョン」の視点は、上段「今後さらに期待される知識・能力」で求められるため、今回の養成研修カリキュラムの視点には含まないこととした。
- ・ 現状の福祉用具専門相談員の養成プロセスを考慮し、厳密なハードルを設けてより高い専門性を確立することやそれを認定することを目的とするのではなく、指定講習の次のステップの研修として、より多くの福祉用具専門相談員が受講し、業界全体の質の底上げを図ることを目指した位置づけとした。ただし、地域包括ケアシステムにおいて多職種との連携の中で専門性を発揮していくためには、福祉用具に関わる領域において高い専門性の確立を目指すことが重要である。こうした高度な専門性の獲得は、さらに次のステップで目指すことが望まれる。
- ・ 本研修の位置付けを明確にするため、「指定講習」および、「専門知識及び経験を有する者がさらに専門性を高めるための研修」と対比する形で整理を行った。

図表 1 福祉用具専門相談員に求められる知識・能力

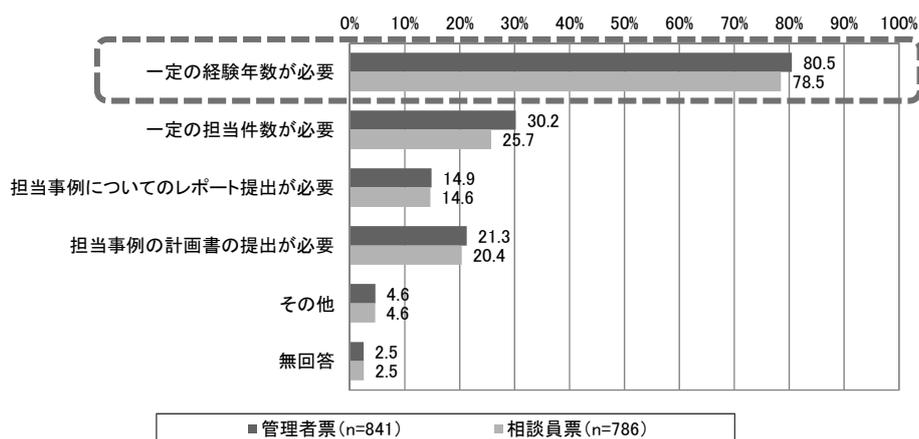
<p><b>今後さらに期待される知識・能力</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門性や経験に基づく積極的な選定・提案、アドバイスの提供（状況を読んだプラスアルファの提案、先を見越した提案、複数の選択肢、自立に向けたアドバイスなど）</li> <li>・ 利用者の気持ちを汲み取ろうとする姿勢や制度等に関する相手に合わせたわかりやすく丁寧な説明など</li> <li>・ チームの一員としての主体的な参加（担当者会議出席、発言、熱意、一緒に取り組む姿勢）</li> </ul>
<p><b>専門性の高い知識・能力</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識</li> <li>・ 高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識</li> <li>・ リハビリテーションの考え方や福祉用具との関係に関する知識</li> <li>・ 高齢者に多い疾患・疾病とその症状・進行に関する知識</li> <li>・ チームケアに関する知識</li> <li>・ 福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行う能力</li> <li>・ 福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを利用者・家族やケアチームに対してわかりやすく説明する能力</li> <li>・ 適切に福祉用具の調整・メンテナンスを行う能力</li> <li>・ チームの他職種の要望に対応したサービス提供</li> <li>・ 事業所や地域内で、経験の浅い福祉用具専門相談員に対する育成・指導、業務におけるスーパービジョンを行う能力</li> </ul>
<p><b>基本的な知識・能力</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識</li> <li>・ 多様な福祉用具に関する知識</li> <li>・ 新製品に関する詳細な知識</li> <li>・ 機種別の構造、機能の違い、適用に関する知識</li> <li>・ 住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識</li> <li>・ 接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識</li> <li>・ 認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識</li> <li>・ 福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力</li> <li>・ 的確なアセスメント（利用者・環境の評価）能力</li> <li>・ 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力</li> <li>・ 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力</li> <li>・ 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力</li> <li>・ 状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力</li> <li>・ 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力</li> <li>・ サービス担当者会議での発言・説明・提案能力</li> <li>・ ケアマネジャーと円滑に連携する能力</li> </ul>
<p>知識</p>	<p>能力</p>

（平成 26 年度老健事業「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」より抜粋）

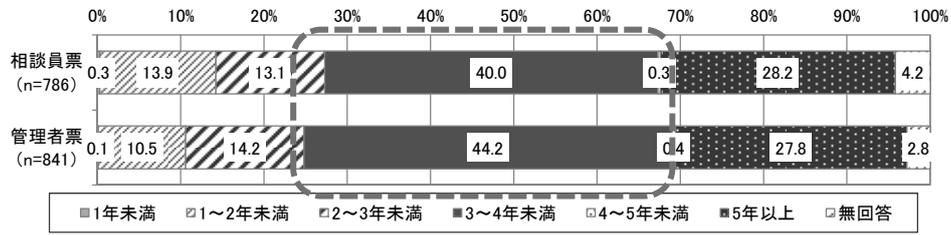
## 2) 受講要件の整理と修了の要件

- ・ 本研修の受講要件としては、一定の実務経験と業務遂行能力を設定する必要があると考えられる。
- ・ 具体的には、実務経験を積み、福祉用具専門相談員としての基本的な業務能力を習得しており、通常業務は1人で対応可能なレベルを想定する。
- ・ 実務経験を把握するための基準として、経験年数と、実際に業務に従事していることの証明を求めることとする。
- ・ 経験年数については、作業部会での議論やアンケート調査の結果を踏まえ3年とした。事業所の職員体制からも、経験年数3年以上の福祉用具専門相談員が一定数以上配置されていることから、実現性が高いと判断された。
- ・ また、本研修は更新制とし（詳細は後述）、更新の際の要件は過去3年間の実務の証明とした。
- ・ さらに、経験と業務遂行能力の確認ならびに研修での活用を目的として、事例（1件）の提出を求めることとした。
- ・ 修了要件については、指定講習の考え方に準じ、研修（全カリキュラム）修了時に、修了評価（筆記）を行い、科目の習得度について、各科目で設ける到達目標に照らして評価することとした。十分でない場合には、補講等により、到達に努める。また、受講者に修了証を発行することとした。

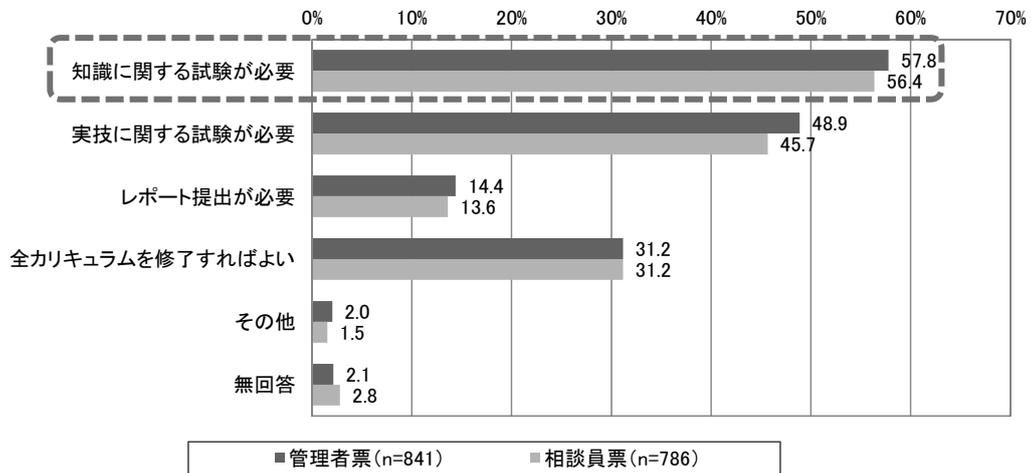
図表 2【管理者】【福祉用具専門相談員】本研修を行う受講要件



図表 3 【管理者】【福祉用具専門相談員】受講要件として必要な経験年数



図表 4 【管理者】【福祉用具専門相談員】本研修を行う修了要件



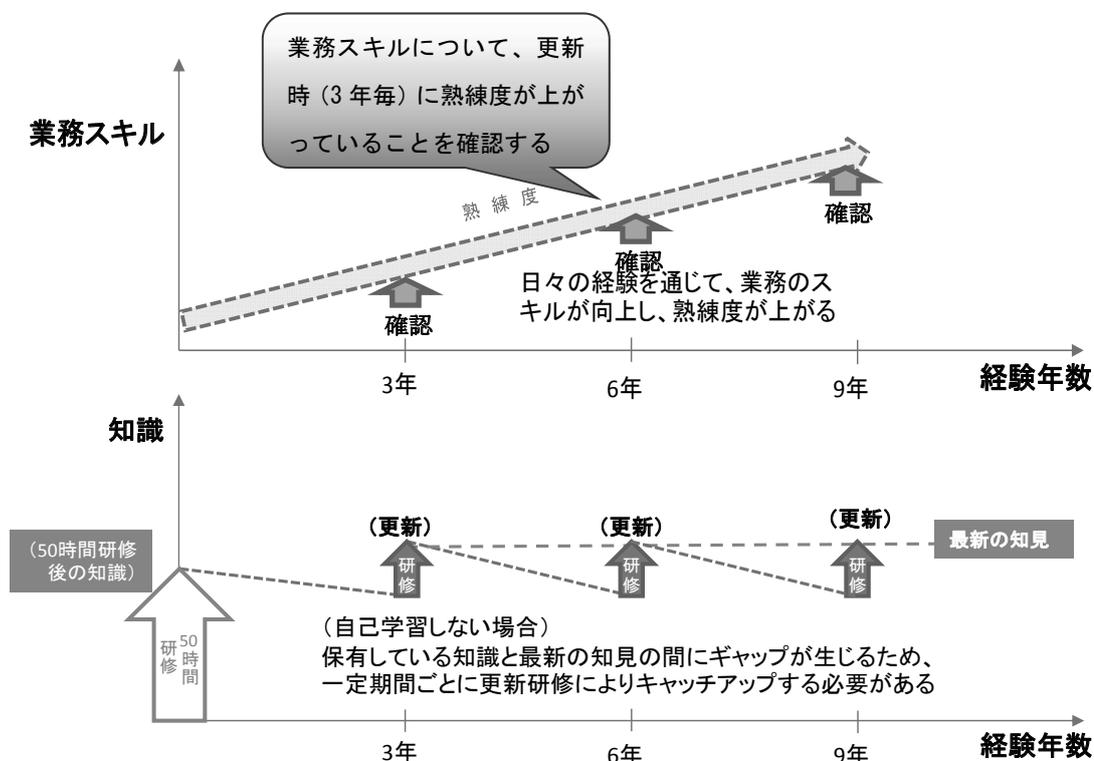
## (2) 研修プログラムの内容とその考え方

### 1) カリキュラム内容と更新の仕組みの導入について

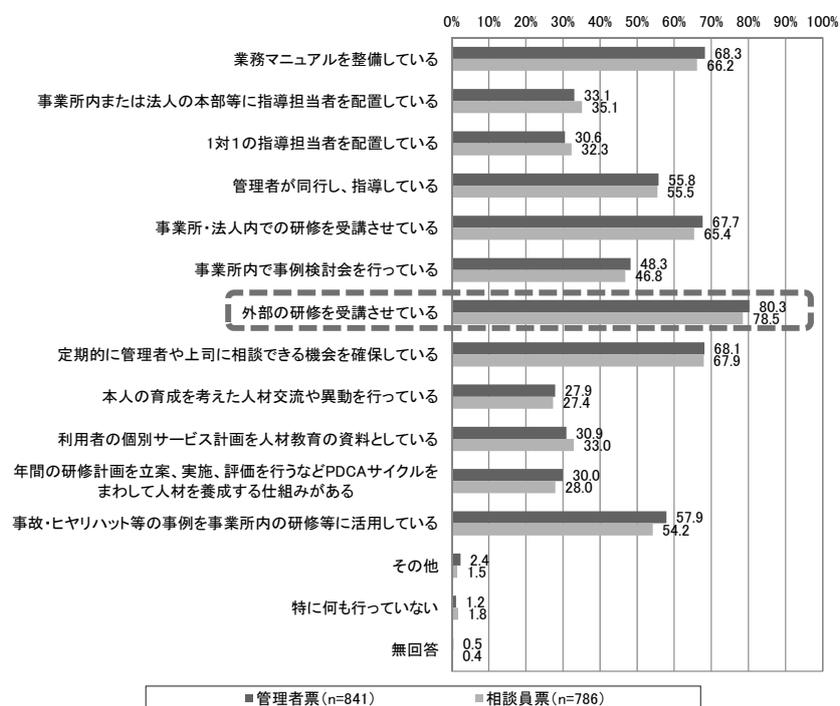
- ・ 研修方法は、地域ごとの集合研修とする（アンケート結果からも、多くの事業所が外部研修を受講し、その有効性を感じていることが確認されている）。
- ・ 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、より専門性の高い知識を習得し、実践する能力を養うための内容とする。
- ・ そのため、新たな知識や技能の習得にとどまらず、実務により蓄積した経験に基づき、知識と実践を結びつける内容とする。具体的には演習を取り入れ、実践的な能力を養う。また、多職種との連携、サービス担当者会議等での発言力を強化する内容とする。
- ・ 一定期間ごとに最新の福祉用具に関する知識や制度の動向を学び、必要とされる知識を維持・更新することが必要と考えられるため、更新制とする。

### <更新制のイメージ>

- 業務の経験を重ねることにより、福祉用具専門相談員としての熟達度は向上する。
- 一方で、知識については、一定頻度で、最新の動向を踏まえて、新しい情報を獲得する必要があると考えられる。
  - ・ 最新の福祉用具に関する知識（介護ロボット等の動向も含む）
  - ・ 介護保険制度の動向
  - ・ 認知症や高齢者の心身の状態に関する新たな知見およびそれに基づく適切な対応のあり方

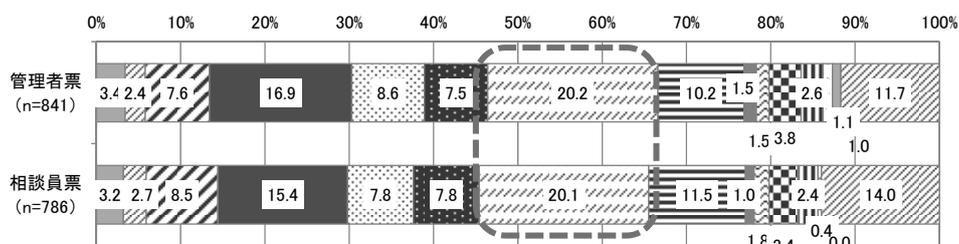


図表 5 【管理者】【福祉用具専門相談員】現状の職員の能力開発や養成の実施状況



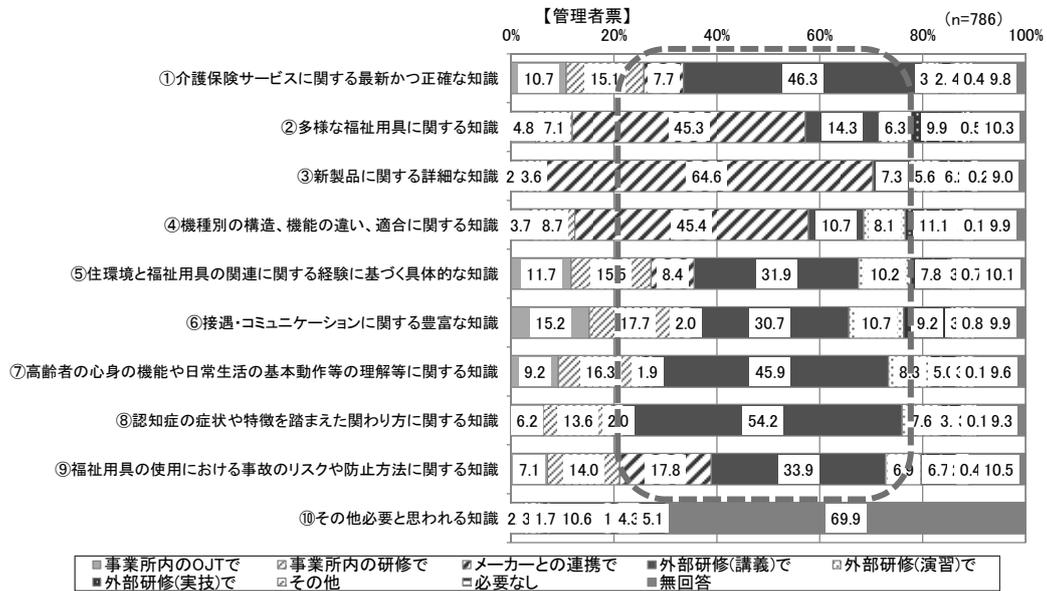
図表 6 【管理者】【福祉用具専門相談員】

事業所で実施している職員の能力開発や養成の項目のうち最も効果的なもの

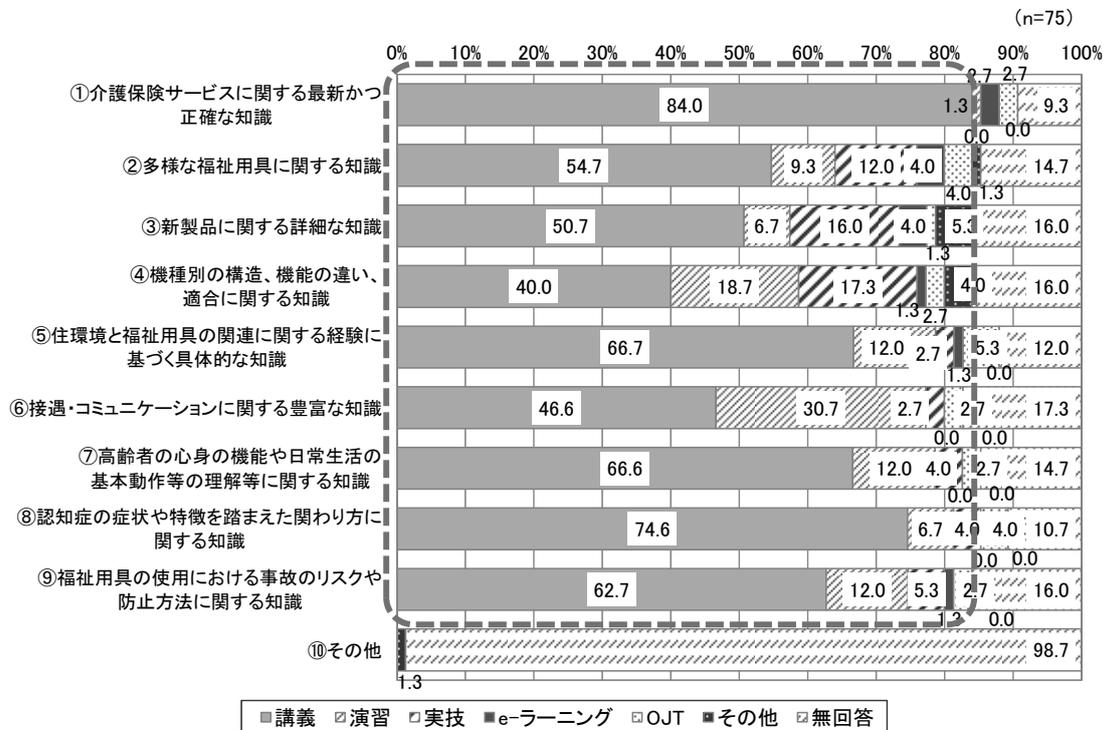


- 業務マニュアルを整備している
- 事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している
- 1対1の指導担当者を配置している
- 管理者が同行し、指導している
- 事業所・法人内での研修を受講させている
- 事業所内で事例検討会を行っている
- 外部の研修を受講させている
- 定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している
- 本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている
- 利用者の個別サービス計画を人材教育の資料としている
- 年間の研修計画を立案、実施、評価を行うなどPDCAサイクルをまわして人材を養成する仕組みがある
- 事故・ヒヤリハット等の事例を事業所内の研修等に活用している
- その他
- 特に何も行っていない
- 無回答

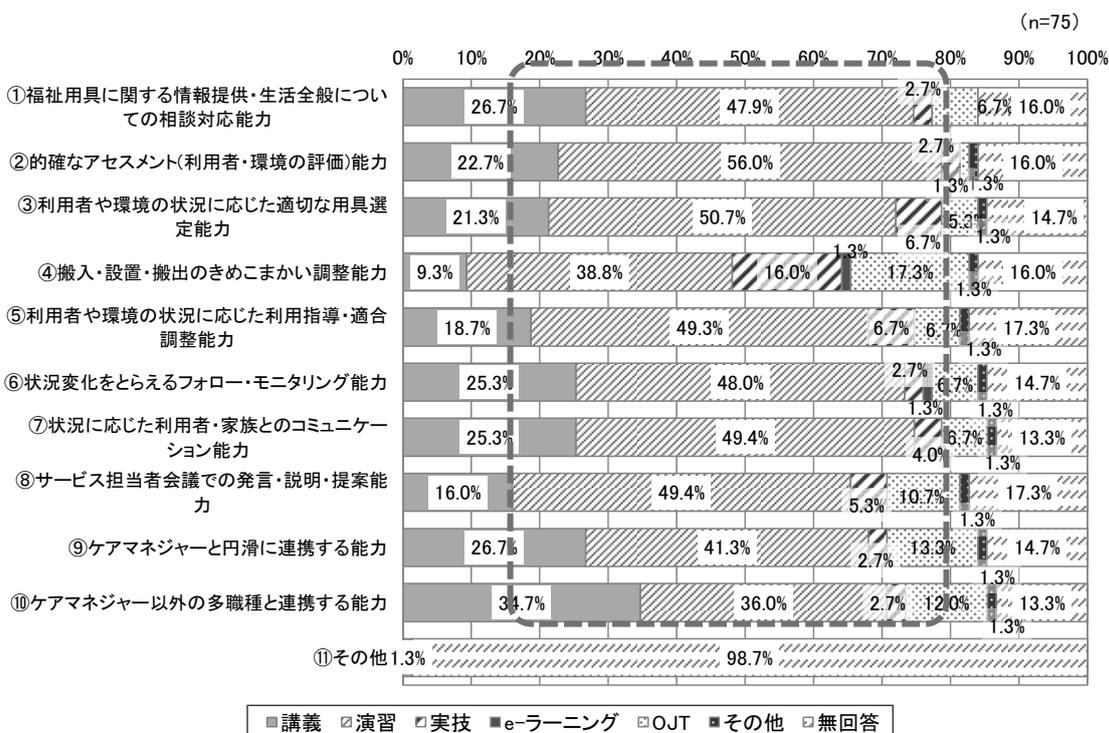
図表 7 【管理者】 必要な知識を習得するための方法（将来の望ましい知識習得方法）



図表 8 【指定講習事業者】 知識を修得するための研修と方法（実施可能で最も妥当と考える方法）



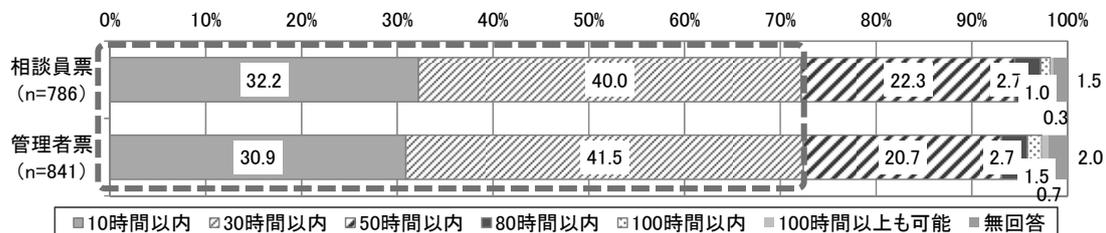
図表 9 【指定講習事業者】能力を修得するための研修と方法（実施可能で最も妥当と考える方法）



2) 時間と日程について

- ・ 研修時間は、更新制を前提として、習得すべき内容と受講負担を考慮して、20 時間（3 日間）と設定した。

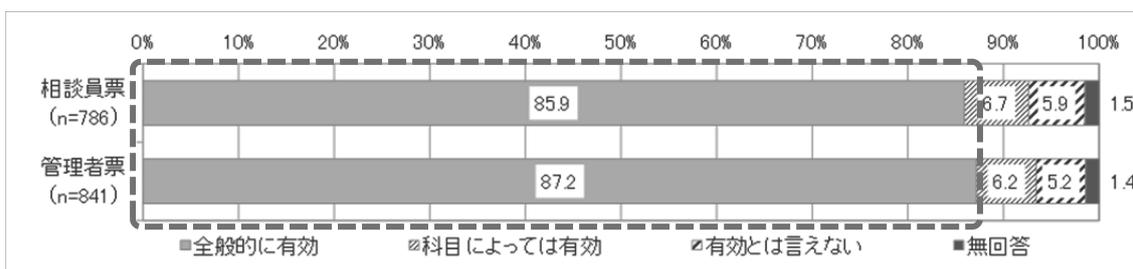
図表 10 【管理者】【福祉用具専門相談員】1 年間に受講する外部研修の妥当な受講時間



### 3) 事例の活用

- 3年間自分がやってきたことをきちんとまとめることができ、福祉用具専門相談員として適切な仕事ができているかを確認するため、事前課題として、事例の提出を求めることとした。提出された事例は演習に活用することも想定する。  
(アンケート調査では、事例提供が「可能」とする回答は2割以下であるが、一定の経験を有する福祉用具専門相談員を受講対象として想定することから、受講要件として設定する。)
- 事例提出のための書式を設ける。
- 個人情報保護に配慮されたもののみ受け取る。事例は、事業所を通じて事業所の確認のもとに出すもの。事業所と利用者が契約しており、事業所の所有する事例を外に出すということであり、利用者の同意も必要になる。そういった手続きもここで学んでもらう。
- カリキュラムに応じて指定されたテーマの事例を提出する。どういう趣旨でその事例を選んだのかも記載してもらおうとする。

図表 11 【管理者】【福祉用具専門相談員】事例を用いた演習



図表 12 【管理者】【福祉用具専門相談員】教材となる事例提供の可否

		全体	可能	難しい	わからない	無回答
全体		1627	275	608	723	21
		100.0%	16.9%	37.4%	44.4%	1.3%
調査票種別	管理者票	841	152	328	348	13
	相談員票	786	123	280	375	8
		100.0%	15.6%	35.6%	47.8%	1.0%

### (3) 研修の実施、運営の仕組みについて

#### 1) 研修実施団体

- ・ 指定講習における知識・能力の体系を骨格として検討していることを踏まえ、委員会、作業部会の協議のもと、本研修の養成機関も指定講習に準ずることとした。
- ・ 指定講習ならびに福祉用具専門相談員を対象とした研修開催の実績もあり、養成機関として最も妥当であると判断した（指定講習事業者を対象としたアンケート結果からも、各科目について、「対応可能」と「検討可能」という回答があわせて約7～8割となっており、養成機関として想定可能であることが確認された）。

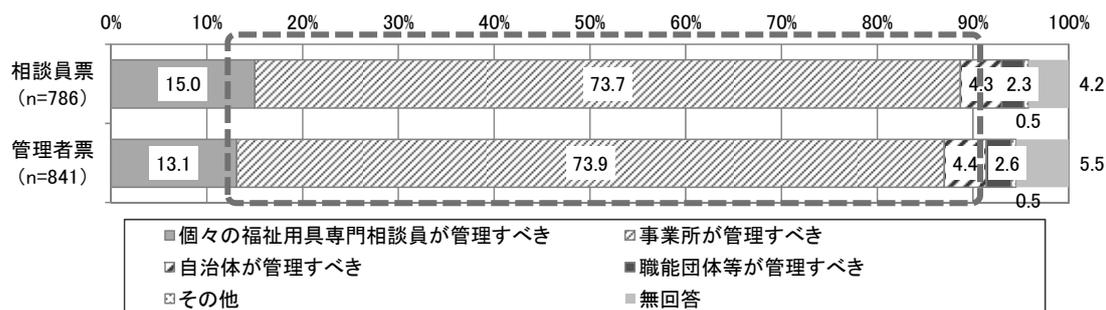
図表 13 知識を修得するための研修についての対応可能性

	全体	対応可能	検討可能	対応不可	無回答
①介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識	75	38	24	1	12
	100.0%	50.7%	32.0%	1.3%	16.0%
②多様な福祉用具に関する知識	75	38	22	3	12
	100.0%	50.7%	29.3%	4.0%	16.0%
③新製品に関する詳細な知識	75	22	30	10	13
	100.0%	29.3%	40.1%	13.3%	17.3%
④機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識	75	26	32	5	12
	100.0%	34.7%	42.6%	6.7%	16.0%
⑤住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	75	30	29	4	12
	100.0%	40.0%	38.7%	5.3%	16.0%
⑥接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識	75	37	24	2	12
	100.0%	49.3%	32.0%	2.7%	16.0%
⑦高齢者の心身の機能や日常生活の基本動作等の理解等に関する知識	75	39	20	3	13
	100.0%	52.0%	26.7%	4.0%	17.3%
⑧認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識	75	38	20	3	14
	100.0%	50.6%	26.7%	4.0%	18.7%
⑨福祉用具の使用における事故のリスクや防止方法に関する知識	75	31	22	6	16
	100.0%	41.4%	29.3%	8.0%	21.3%
⑩その他	75	1	0	0	74
	100.0%	1.3%	0.0%	0.0%	98.7%

## 2) 更新の仕組みの導入と受講管理

- ・ 今後、各福祉用具貸与事業所に専門的知識、経験を有する者を配置することが求められる方向であること、また、本研修は3年ごとの更新制を想定していることから、受講履歴を適切に管理することが重要となる。基本的には、修了証は個人に帰属するものであるが、受講者（個人）が事業所に修了証（コピー）を提出することにより、事業所で修了者の把握や更新について管理することが想定される。（アンケート結果によれば、受講履歴については事業所による管理が望ましいという回答が大半を占めていた）。
- ・ 養成機関においては、指定講習と同様に、受講者の名簿を管理することが求められる。
- ・ 指定講習では、受講者の名簿を管理している養成機関が修了証の発行・再発行の役割を担っている。そのため、養成機関が事業廃止等した場合、修了証の再発行の術はないのが現状である。本研修においても同様の事態が想定できることから、行政等の関与により、再発行の仕組みがあることが望ましい。

図表 14 【管理者】【福祉用具専門相談員】研究受講状況の今後の望ましい管理方法



図表 15 研修の位置付けについて

検討内容	指定講習	専門性・経験を有する福祉用具専門相談員養成研修（イメージ）	（さらに専門性を高める研修）（イメージ）
キャリアパスにおける研修の位置づけ	福祉用具専門相談員の資格取得（キャリアパスの入り口）	一定の経験を有する福祉用具専門相談員が、実践の場で専門性を発揮するために必要な知識・スキルを定期的に確認、習得、更新する。	多職種連携における高度な専門性の発揮。特定分野（ロボット等）の専門性を獲得。マネジメント、リーダーシップ、指導育成力等についても獲得する。
研修のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険サービスの他の専門職と連携しながら、高齢者の自立した生活を福祉用具でサポートする福祉用具専門相談員を育成。</li> <li>● 地域包括ケアシステムの中で、福祉用具専門相談員の職務や職業倫理に対する理解に基づき、福祉用具サービス計画に沿って自立支援に資するサービス提供を実施できる専門職の養成を目指して改定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、より専門性の高い知識を習得し、実践する能力を養う。</li> <li>● 福祉用具専門相談員としての専門性構築のための幅広い知識や手法を習得する基盤づくりをねらいとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連分野に関する広い知識とともに福祉用具分野におけるさらなる高度な専門性とチームケアにおける実践力を養い、専門職として認定する。</li> <li>● 特定分野の専門性獲得においては、地域の中での指導的役割を担うための知識と能力を習得し、専門資格として認定する。</li> </ul>
受講要件とその考え方	制限なし。介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定。	実務経験を積み福祉用具専門相談員としての基本的な業務能力を習得しており、通常業務は1人に対応可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経験年数 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 初回 &gt; 3年以上</li> <li>&lt; 更新 &gt; 過去3年間従事していること</li> </ul> </li> <li>● 実務経験証明（事業所による証明書）</li> <li>● 事前課題としての事例資料提出（1件）</li> </ul>	一定の専門性を有する福祉用具専門相談員としての実績を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経験年数5年以上</li> <li>● 実務経験証明（事業所による証明書）</li> <li>● 事前課題としての事例資料提出（複数）</li> <li>● 特定領域の研修受講履歴等</li> </ul>
修了要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修（全カリキュラム）修了時に、修了評価（筆記）。科目の習得度について、各科目で設ける到達目標に照らして評価。</li> <li>● 十分でない場合には、補講等により、到達に努める。</li> <li>● 受講者に修了証を発行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修（全カリキュラム）修了時に、修了評価（筆記）。科目の習得度について、各科目で設ける到達目標に照らして評価。</li> <li>● 十分でない場合には、補講等により、到達に努める。</li> <li>● 受講者に修了証を発行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 修了時に目標レベルに達していることを確認（筆記・実技試験、その他の方法）して認定するなど、今後さらに検討する。</li> </ul>

図表 16 研修プログラムの内容とその考え方

検討内容	指定講習	専門性・経験を有する福祉用具専門 相談員養成研修（イメージ）
カリキュラム の構成と特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具サービス計画の作成義務化への対応として、福祉用具サービス計画に関する基本理解の促進、福祉用具専門相談員の役割や職業倫理に対する認識の強化、生活環境の理解を扱う科目の明確化がなされている。</li> <li>● 福祉用具専門相談員の職務領域の広がりを踏まえた学習内容の拡充として、認知症に関する理解の強化、住環境や住宅改修に関する理解の促進につながる内容が盛り込まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の基礎能力を有する福祉用具専門相談員を対象とし、より専門性の高い知識を習得し、実践する能力を養う。</li> <li>● 経験に基づき、知識と実践を結びつける内容とする。</li> <li>● 一定期間ごとに最新の福祉用具に関する知識や制度の動向を学び、必要とされる知識を維持・更新する。</li> <li>● 演習を取り入れ、実践的な能力を養う。</li> <li>● 多職種との連携、サービス担当者会議等での発言力を強化する内容とする。</li> </ul>
時間と日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 50 時間</li> </ul> <p>※東京都では、「おおむね7日程度で修了することとし、地域の実情等により7日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了すること」としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 20 時間（3日）</li> </ul>
事例の活用	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前課題として、事例（1件）の提出を求める。</li> <li>● 事例提出用の書式を定め、必要事項がもれなく記入され、個人情報保護に配慮されたもののみ受理することとする。</li> <li>● グループワークを中心とした課題解決型、参加型の演習を取り入れる。</li> <li>● 事前提出した事例の中から、グループワーク教材として用いる事例を選定し、事例検討を行う。</li> </ul>

図表 17 研修の実施、運営の仕組みについて

検討事項	指定講習	専門性・経験を有する 福祉用具専門相談員 養成研修（イメージ）
養成機関の要件、指定方法	<p>&lt;養成機関の要件&gt; 「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」</p> <p>① 必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤</p> <p>② 講習事業の経理が明確に区分され、事業の収支の状況を明らかにする書類を整備</p> <p>③ 講習受講者に係る秘密保持についての措置</p> <p>その他、各都道府県の実情に応じて設定可能</p> <p>&lt;指定方法&gt; 事業所（養成機関）の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定。</p>	<p>&lt;養成機関の要件&gt; 「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」</p> <p>① 必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤</p> <p>② 講習事業の経理が明確に区分され、事業の収支の状況を明らかにする書類を整備</p> <p>③ 講習受講者に係る秘密保持についての措置</p> <p>その他、各都道府県の実情に応じて設定可能</p> <p>&lt;指定方法&gt; 事業所（養成機関）の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定</p>
知識等の維持の方法（更新制など）	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 能力の維持と、新たな知識のキャッチアップのため、3年ごとの更新制とする。</li> <li>● 更新研修は、直近3年間の現業従事を前提に、実務を重視した内容とする。</li> </ul>
受講実績の管理方法	<p>&lt;指定講習事業者による管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定講習事業者が受講者名簿を管理</li> <li>● 修了証の再発行は指定講習事業者によって可能（事業廃止等により連絡手段がない場合、修了証再発行の術はない）</li> </ul>	<p>&lt;本人による管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本は本人（個人）が管理</li> <li>● 修了後、所属事業所に修了証（コピー）を提出</li> </ul> <p>&lt;福祉用具貸与事業所による管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 提出された修了証（コピー）による修了者の把握</li> <li>● 更新の管理（規定を満たす従業者確保の観点から事業所が管理）</li> </ul> <p>&lt;養成機関による管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 養成機関が受講者名簿を管理</li> <li>● 修了証の再発行は養成機関によって可能（事業廃止等により連絡手段がない場合、修了証再発行の術はない）</li> </ul>

### 3. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修カリキュラム等の検討

#### 3-1. カリキュラム構成の検討

2章で整理した仕組みを踏まえつつ、具体的なカリキュラムの構成、内容について検討を行った。検討にあたっては、以下のような考え方に沿って研修項目を抽出し、それぞれの内容や時間配分の目安を検討したうえで、効果的な順序を考慮して構成を設定した。

##### ①研修項目の抽出と整理

指定講習における知識、能力の体系を基本の骨格とし、本研修として充実・強化すべき事項、追加が必要な事項を整理した。具体的には、平成26年度に一般社団法人日本福祉用具供給協会が調査研究でまとめた「福祉用具専門相談員に求められる知識・能力」モデルの中段に示される「専門性の高い知識・能力」にある項目を本研修のレベルで求められる知識・能力とし、これらを指定講習の体系に位置付けて整理した。

##### ②次のレベルを想定した学習内容と到達目標の検討

学習のねらいは、上記の「福祉用具専門相談員に求められる知識・能力」モデル上段に示される「今後さらに期待される知識・能力」を有するものに求められるレベルも想定しながら設定した。このようにして、次のレベルとの切り分けを考慮しながら、本研修に求められるの範囲での学習内容と到達目標について検討し、具体化した。

##### ③学習内容（概要）の検討

学習内容の検討にあたっては、最新の知識の習得や情報の収集、実践能力を高めるための演習を重視した。例えば、実務経験、実践との対応付けや担当事例の活用など、実践力の確認、定着を念頭において検討し、ワークシートを用いた演習やグループワークなどをできるだけ効果的に活用するような構成とした。

##### ④時間配分の設定

時間配分は、アンケート結果および指定講習等の実績を考慮し、委員会、作業部会の協議のもと、20時間（3日間）の研修時間を想定し、項目ごとの時間配分を検討した。

### 3-2. カリキュラム構成（案）

検討した20時間（3日間）のカリキュラム案を以下に示す。1日目は、講義形式による知識の習得を中心とした。2日目は、演習を通して業務プロセスに関するスキルを高める内容とした。3日目は、2日間で学んだ要素を活用した総合演習により、実践力の向上につなげる構成とした。

図表 18 カリキュラム構成（案）

	大項目	小項目	内容等	形式	時間	
一 日 目	1	オリエンテーション	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	講義	0.5	
	2	介護保険制度の最新動向		介護保険制度の仕組みと動向	講義	1.0
	3	高齢者の医療・介護に関する知識	こころとからだのしくみの理解 認知症の理解 障害の理解 発達と老化の理解	（こころとからだのしくみ）（応用編） 認知症、発達・老化、障害等の関わり方に関する知識	講義	1.5
			介護技術	（介護技術）（応用編） コミュニケーションに関する豊富な知識	講義	1.5
	4	福祉用具および住宅改修に関する知識・技術	住環境と住宅改修	住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識	講義	1.0
			新しい福祉用具の特徴と活用	機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識 新しい機能をもつ福祉用具に関する知識 多様な福祉用具に関する知識 事故の防止と安全な利用	講義	2.0
二 日 目	業務プロセスに関する知識、技術	福祉用具貸与計画書の作成	（計画書の意義の理解と作成、活用）（応用編） 的確なアセスメント（利用者・環境の評価）能力 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力	講義 演習	2.0	
		ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割	ケアマネジャーと円滑に連携する能力 サービス担当者会議での発言・説明・提案能力 医療・福祉などの多職種との連携	講義 演習	2.0	
		業務プロセスに関するスキルの向上	福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力	講義 演習	3.5	
三 日 目	6	総合演習	学習内容を踏まえた総合演習 一連のプロセスを実践、チェック	演習	5.0	
				計	20	

※ 上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間程度）を実施すること。

※ 到達目標に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

図表 19 カリキュラム構成 (案) (詳細)

大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
1	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		講義	0.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす福祉用具の役割を<u>確認する</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具の定義について、自立支援の考え方を踏まえて<u>正しく説明</u>できる。</li> <li>福祉用具の種類を<u>正しく説明</u>できる。</li> <li>高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具が果たす役割を、<u>具体的に説明</u>できる。</li> </ul>	<p>○<u>福祉用具の定義と種類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類の復習</li> </ul> <p>○<u>福祉用具の役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の日常生活動作 (ADL) 等の改善</li> <li>介護負担の軽減 (実際の担当事例に即して再確認する)</li> <li>自立支援に対する有用性、<u>効果</u></li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置と役割を<u>確認</u>する。</li> <li>福祉用具専門相談員の役割を説明できる。</li> <li>専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割や知識、能力について理解する。</li> <li>専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を<u>理解</u>する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を説明できる。</li> <li>専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員の役割や、<u>事業所に必ず</u>人配置されていることの意味を説明することができる。</li> <li>専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員の職業倫理の重要性を理解し、<u>倫理性が求められる具体的な場面での留意点</u>を列挙し、説明できる。</li> </ul>	<p>○<u>介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割の確認</u></p> <p>○<u>福祉用具専門相談員の仕事内容の確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具による支援 (利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等)</li> </ul> <p>○<u>専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>事業所に1名配置が求められる背景</u></li> <li><u>福祉用具専門相談員からのステップアップの内容</u> (研修の位置づけ、<u>更新の仕組み</u>)</li> <li><u>さらなる専門性向上に向けて</u></li> </ul> <p>○<u>職業倫理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具専門相談員の倫理 (法令順守、守秘義務、利用者本位、専門性の向上等)</li> </ul>

※注:表中でアンダーライン表示した箇所は、現行の指定講習に対して記述内容を変更していることを示している。

大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
2	介護保険制度の最新動向	● 介護保険制度の仕組みと動向	講義	1. 0	● 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを確認したうえで、 <u>直近の制度改正の動向、内容と意義について理解する。</u> ● 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員が積極的に果たすべき役割、他の職種からの期待について理解する。 ● 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について確認し、 <u>福祉用具専門相談員としての具体的な関わり方について理解する。</u>	● <u>介護保険制度をめぐるとの動向や、直近の制度改正の内容、意味について説明できる。</u> ● 地域包括ケアの理念や、地域包括ケアの構成要素、支える主体に関する理解をもとに、 <u>地域における地域包括ケアの現状や課題について、見解を述べる</u> ことができる。 ● 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を踏まえ、 <u>福祉用具専門相談員として果たすべき役割について説明できる。</u>	○ <u>介護保険制度等の仕組みと動向</u> ● <u>介護保険法の理念、仕組み、関連制度の概要の確認</u> ● <u>介護保険制度を巡る社会状況と制度の動向、今後の展望（高齢者の増加、重度化、認知症、認知症、在宅支援の重要性と看取り、関連する制度の変遷）</u> ● <u>福祉用具サービスをめぐるとの動き、制度の変遷</u> ○ <u>地域包括ケアの考え方と福祉用具専門相談員の関わり</u> ● <u>地域包括ケアの理念や構成要素、多様な支え方の確認</u> ● <u>地域ケア会議の役割・機能の確認</u> ● <u>医療・介護に関わる各専門職の役割の確認</u> ● <u>地域包括ケアにおける福祉用具専門相談員の関わりのポイント（自立した在宅生活の支援に向けた、福祉用具の効果的な利用の観点からの提案、助言）</u>
3	高齢者の医療・介護に関する知識	● (こころとかからだのしくみのしくみ) (応用編) ● 認知症、発達・老化、障害等の関わり方に関する知識	講義	1. 5	● 高齢者等の心身の特徴と、日常生活上の留意点について確認する。 ● 認知症・老化・障害等に関する基本的な知識を踏まえ、新しい知見を学ぶ。 ● 実務経験を踏まえた具体的な場面に応じた認知症や障害をもった高齢者との関わり方を理解する。	● 加齢に伴う心身機能の変化の特徴、高齢者に多い疾病の種類と、症状について、 <u>実務経験や担当した事例を踏まえて説明できる。</u> ● 認知症や障害のある方の症状と心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえて <u>様々な場面における関わり方を具体的に説明できる。</u>	○ <u>加齢に伴う心身機能の変化の特徴</u> ● <u>発達等老化、認知症、障害、こころからのだのしくみについて確認</u> ● <u>心理機能の変化の特徴（喪失体験、環境への不適応等）について確認</u> ○ <u>認知症の理解と対応</u> ● <u>認知症の症状、認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応について学習・復讐</u>

大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
	介護技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (介護技術) (応用編)</li> <li>● コミュニケーションに関する豊富な知識</li> </ul>	講義	1. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活動作 (ADL) ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合にあたって着目すべき動作のポイントを確認する。</li> <li>● 特に配慮を要する状態像の利用者や介護場面について、適切な福祉用具の選定、適合のポイントを理解する。</li> <li>● コミュニケーションスキルの重要性、具体的な方法を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活での各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割について、具体例をもとに説明できる。</li> <li>● 特に配慮を要する状態像の利用者や介護場面について、適切な福祉用具の選定、適合のポイントについて説明できる。</li> <li>● コミュニケーションの重要性や留意点などについて、具体例をもとに説明できる。</li> </ul>	<p>内容</p> <p>○日常生活動作 (ADL) における介護技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具</li> </ul> <p>○特に配慮を要する場面における介護技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に配慮を要する状態像の利用者や、介護場面における介護の内容、適用される福祉用具</li> <li>● 適切な福祉用具の選定、適合のポイント</li> </ul> <p>○コミュニケーションに関する技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者・家族とのコミュニケーションの重要性</li> <li>● コミュニケーション技術の基礎と応用</li> <li>● 意思疎通が困難な場合のコミュニケーションの実践例</li> <li>● 意志確認が難しい人の意思決定</li> </ul>
4	住環境と住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識</li> </ul>	講義	1. 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の住まい方における課題に応じた住環境整備の考え方や、福祉用具と生活環境のポイントを踏まえた住宅改修の方法について確認する。</li> <li>● 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みについて確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の住まい方の課題に応じた住環境整備のポイントや、福祉用具と生活環境の適合のポイント、住宅改修の方法について説明できる。</li> <li>● 介護保険制度における住宅改修の仕組みを利用者の状態、ニーズに応じて説明できる。</li> </ul>	<p>○高齢者の住まい方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅構造・間取り・設備の種類等、高齢者の住まい方における課題</li> <li>● 高齢者の状態、ニーズに応じた望ましい住環境のあり方</li> </ul> <p>○住環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住環境整備、福祉用具と生活環境の適合のポイント (トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取り付け等)</li> </ul> <p>○住環境と福祉用具の関連に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住環境、居住、住まい方に合わせた福祉用具</li> </ul>

大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
	新しい福祉用具の特徴と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識</li> <li>● 新しい機能をもつ福祉用具に関する知識</li> <li>● 多様な福祉用具に関する知識</li> <li>● 事故の防止と安全な利用</li> </ul>	講義	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具の種類、構造及び利用方法について確認する（新しい機能をもつ福祉用具を含む）。</li> <li>● 基本的動作や日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を確認する。</li> <li>● 新製品に関する知識を習得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の状態像に応じた福祉用具の種類、機能、構造及び利用方法を説明できる（新しい機能をもつ福祉用具を含む）。</li> <li>● 基本的動作、日常生活場面に応じた福祉用具の関わりや、福祉用具の特徴を説明できる。</li> </ul>	<p>内容</p> <p>○ <b>福祉用具の種類、機能、構造及び利用方法</b>  ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びその他の福祉用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>新しい機能をもつ福祉用具の特徴、利用方法</u></li> </ul> <p>○ <b>基本的動作と日常生活場面、高齢者の状態像・生活スタイルに応じた福祉用具の特徴</b></p>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>高齢者の状態像に応じた福祉用具の選定・適合技術</u>について確認する。</li> <li>● 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法・利用の際の注意点等について確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>高齢者の状態像に応じた各福祉用具を選定・適合し、それについて説明できる。</u></li> <li>● <u>高齢者の状態像に応じた福祉用具の安全な利用方法、事故防止方法等について説明できる。</u></li> </ul>	<p>○ <b>各福祉用具の選定・適合技術</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具の選定・適合の視点、実施方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉用具の適合には、身体能力・状態への適合と生活環境との適合があることを理解する。</li> <li>・ 生活環境との適合には、住環境と住まい方の両方を含むことを理解した選定・適合の視点、実施方法を習得する。</li> </ul> </li> <li>● 福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点、安全対策（誤った使用方法や重大事故の例示を含む）</li> </ul> <p>○ <b>高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法</b></p>

大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
5	福祉用具貸与計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (計画書の意義の理解と作成、活用) (応用編)</li> <li>● 的確なアセスメント (利用者・環境の評価) 能力</li> <li>● 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力</li> </ul>	講義 演習	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを<u>確認</u>する。</li> <li>● 利用者の自立支援に資する福祉用具貸与計画等を作成し、<u>有効に活用する方法</u>を習得する。</li> <li>● 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解し、<u>適切に目標の設定、選定を行うための要点</u>を学ぶ。</li> <li>● モニタリングの意義を<u>確認</u>し、<u>実務経験を踏まえて適切な実践方法</u>について学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて具体的に説明できる。</li> <li>● 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容、記載する上でのポイントについて事例をもとに具体的に説明できる。</li> <li>● 福祉用具貸与計画等の活用方法、有効に活用するためのポイントを具体的に列挙できる。</li> <li>● 与えられた事例について、利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定を適切に行うことができる。</li> <li>● 「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」に沿った計画作成ができる。</li> <li>● モニタリングの意義を踏まえて、<u>適切な実践方法</u>について、<u>具体例を用いて説明</u>できる。</li> </ul>	<p>○<u>福祉用具による支援の手順の考え方の確認</u></p> <p>以下の内容について、自身の担当事例に沿って要点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性</li> <li>● アセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定、福祉用具貸与計画等の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング等</li> <li>● 状態像に応じた福祉用具の利用事例 (福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等)</li> </ul> <p>○<u>福祉用具貸与計画等の意義と目的</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 記録の意義・目的 (サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント) の確認</li> </ul> <p>○<u>福祉用具貸与計画等の作成のポイントの確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自身の担当事例または与えられた事例の福祉用具貸与計画について、<u>利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由、その他関係者間で共有すべき情報が適切に記載されているか、どのように改善することができているかを評価し、グループで討議する。</u></li> </ul> <p>○<u>福祉用具貸与計画等の活用方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチの重要性の確認</li> <li>● 具体的な活用、共有方法とその効果 (モニタリング、家族への説明、ケアマネジャーとの連携、多職種との連携、自己の能力開発など)</li> </ul> <p>○<u>モニタリングの意義と方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● モニタリングの意義・目的の確認</li> <li>● モニタリング時の目標達成度の評価・計画見直しのポイントの確認</li> <li>● 事例演習 (自身のモニタリングの実践例の振り返りと改善点)</li> </ul> <p>※医療との連携、他福祉職との連携、退院時の連携等</p>

大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
	ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ケアマネジャーと円滑に連携する能力</li> <li>● サービス担当者会議での発言・説明・提案能力</li> <li>● 医療・福祉などの多職種との連携</li> </ul>	講義 演習	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護サービスを提供するにあたって基本となる視点を<u>確認する。</u></li> <li>● ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具サービスの位置付けや、医療・福祉などの多職種連携の重要性を<u>確認する。</u></li> <li>● ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割と多職種からの期待について理解し、ケアマネジャーとの連携、サービス担当者会議における発言、提案の重要性と実践のポイントを学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の人権と尊厳を保持した関わりを行う際の留意点、ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を<u>的確に説明できる。</u></li> <li>● 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を踏まえ、<u>福祉用具貸与計画について、ケアマネジャーおよび多職種にもわかりやすく説明できる。</u></li> <li>● ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割を<u>理解し、専門性を発揮するためのポイント</u>と<u>その具体的な方法について、説明することができる。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>「人権と尊厳の保持」の理念の確認</u></li> <li>● プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待禁止、ノーマライゼーション、エンパワメント、クオリティオブライフ (QOL)</li> <li>○ <u>「ケアマネジメントの考え方」の確認</u></li> <li>● ケアマネジメントの意義・目的（人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現）</li> <li>● ケアマネジメントの手順（アセスメント、居宅サービス計画作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング）</li> <li>● 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性</li> <li>● 介護予防の目的と視点</li> <li>● 国際生活機能分類 ICF の考え方</li> <li>● 多職種連携の目的と方法（介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議等での連携の具休例）</li> <li>○ <u>ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割</u></li> <li>● <u>福祉用具専門相談員の役割と多職種からの期待</u></li> <li>● <u>事例演習①ケアマネジャーとの連携のポイント</u></li> <li>● <u>事例演習②サービス担当者会議（具体例をもとにポイント確認）</u></li> </ul>
	業務プロセスに関するスキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具に関する情報提供・生活全般について</li> <li>● 相談対応能力</li> <li>● 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力</li> </ul>	講義 演習	3.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具の供給の流れや整備方法を<u>確認する。</u></li> <li>● 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力、調整能力を習得する。</li> <li>● <u>利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整の方法、安全な使い方とポイントについて学ぶ。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具の供給の流れと、各段階の内容や留意事項について、<u>実務経験に即して説明できる。</u></li> <li>● 福祉用具の整備の意義とポイントを<u>説明できる。</u></li> <li>● <u>さまざまな利用者、家族を想定し、相手の状況に応じた適切なコミュニケーション</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>福祉用具の供給の流れの確認</u></li> <li>● 福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ</li> <li>● 介護保険法における福祉用具貸与事業の内容</li> <li>○ <u>福祉用具の整備方法の確認</u></li> <li>● 消毒及び保守点検等</li> <li>○ <u>コミュニケーションの重要性とポイント</u></li> <li>● 高齢者の特性の理解とコミュニケーションの重要性</li> <li>● 事例演習：場面や相手の状況に応じたコミュニケーションのポイント</li> <li>○ <u>利用者や環境や状況に応じた利用指導と適合調整</u></li> </ul>

大項目	小項目	内容等	形式	時間	目的	到達目標	内容
		力 ● 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力 ● 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力				● 事例に即して、利用者の環境や状況に応じた利用指導、適合調整におけるポイントを説明できる。	● <u>利用指導と適合調整の要点の確認(実践の振り返り)</u> ● <u>事例学習：特殊（対応困難）なケースにおける利用指導と適合調整の方法</u>
6	総合演習	● 学習内容を踏まえた総合演習 ● 一連のプロセスを実践、チェック	演習	5.0	● <u>受講要件として受講者から提出された事例を教材として用いて、福祉用具による支援におけるポイントを再確認する。</u> ● <u>適切、的確な福祉用具貸与計画等の作成・活用技術を得る。</u>	● <u>福祉用具貸与計画等の作成・活用における一連の手順のポイントについて、具体例をもとに説明できる。</u> ● <u>事例に即して、福祉用具貸与計画等を作成し、主要なポイントについて解説することができる。</u>	○ <b>事例演習</b> ● 事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具の貸与及び福祉用具貸与計画等の作成の演習（グループワーク） ● 利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング、グループメンバーによる相互評価 ※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与サービス等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。
		計		20			

二日目

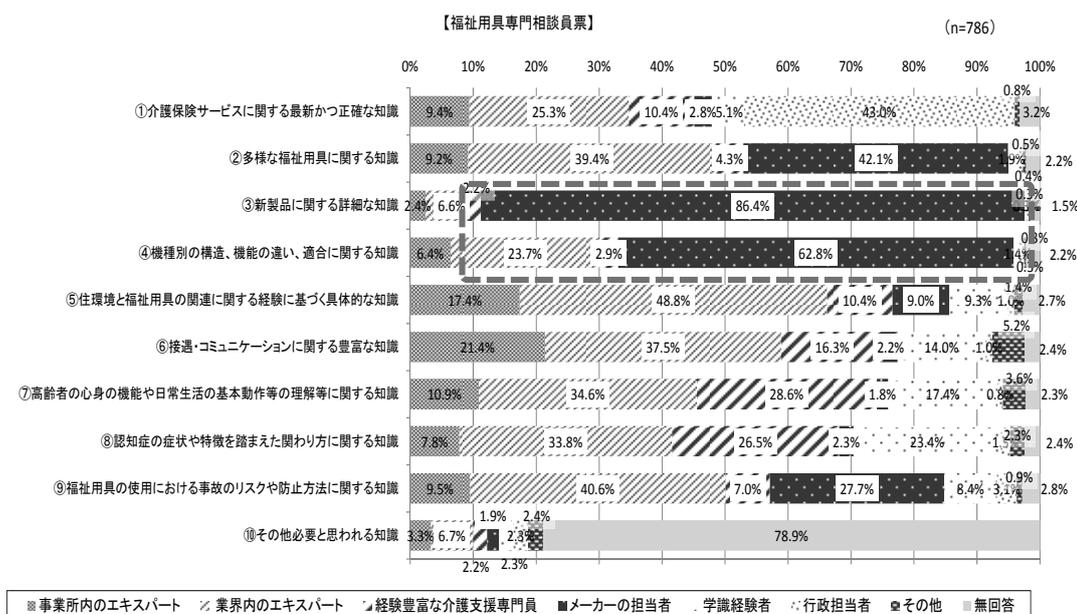
- ※ 上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間程度）を実施すること。
- ※ 到達目標に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。
- ※ 2日目の講義、演習の事例教材は、講師が用意したもの、受講者が受講要件として提出したもの、いずれの使用も可能。
- ※ 2日目の演習はテーマに即した場面を切り出して、そのテーマについての理解と実践力養成に注力するもの。3日目の総合演習は事例のアセスメントからその後の経過すべてを検討対象として、総合的な事例対応の実践力養成をねらいとする。

### 3-3. 講師要件

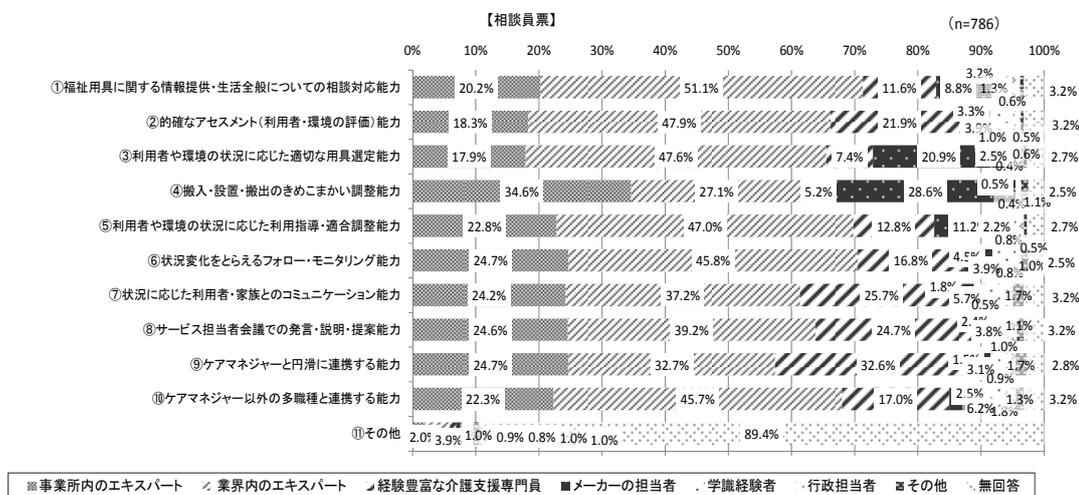
講師要件についても、指定講習の講師要件の考え方に準じて整理した。

- ・ 福祉用具専門相談員の資格要件に該当する国家資格および業務として専門性が認められている職種を中心に、講師要件を整理した。
- ・ 福祉用具専門相談員自身は受講対象者であることから、講師としては想定しないこととした。ただし、一定のレベルに達しているとして指定講習の講師に認められている「福祉用具プランナー（テクノエイド協会）」と、福祉用具サービス計画の作成について指導することを目的に養成されている「福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー（ふくせん）」については、講師を務めうると考え、一部の科目の講師要件に含めることとした。なお、「福祉用具選定士（日本福祉用具供給協会）」についても講師要件に含めてはどうかとの意見があったが、今回の検討では保留とした。
- ・ 作業部会では、言語聴覚士、社会福祉士も講師要件に含めてはどうかとの意見もあったが、今回の検討では保留とした。
- ・ 例えば、新製品に関する詳細な知識や機種別の構造、機能の違い、適合に関する知識などは、メーカーの担当者からの情報提供や解説が有効と考えられる。科目の内容に応じて補助講師、ゲストスピーカーとしての参加を認めることとした。
- ・ なお、福祉用具専門相談員自身は今回は講師要件に含まないこととしたが、将来的に講師要件として認めていく議論が必要とされた。

図表 20 【福祉用具専門相談員】知識を習得する講師の適任者



図表 21 【福祉用具専門相談員】能力を習得する講師の適任者



図表 22 講師要件 (案)

	大項目	小項目	内容等	講師要件	備考
1	オリエンテーション	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修修了者(テクノエイド協会) (6)福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー(ふくせん) (7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
2	介護保険制度の最新動向		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険制度の仕組みと動向</li> </ul>	(1)行政職員 (2)保健師 (3)看護師 (4)理学療法士 (5)作業療法士 (6)社会福祉士 (7)介護福祉士 (8)介護支援専門員 (9)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (10)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
3	高齢者と医療・介護に関する知識	ここところからだのしくみの理解 認知症の理解 障害の理解 発達と老化の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (ここところからだのしくみ) (応用編)</li> <li>● 認知症、発達・老化、障害等の関わり方に関する知識</li> </ul>	(1)医師 (2)保健師 (3)看護師 (4)理学療法士 (5)作業療法士 (6)精神保健福祉士 (7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	特に認知症の症状や対応についての専門知識・現場経験を有する
4	福祉用具および住宅改修に関する知識・技術	介護技術 新しい福祉用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (介護技術) (応用編)</li> <li>● コミュニケーションに関する豊富な知識</li> </ul>	(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)介護福祉士 (6)介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員 (7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
4	福祉用具および住宅改修に関する知識・技術	住環境と住宅改修 新しい福祉用具の特徴と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識</li> <li>● 機種の構造、機能の違い、適合に関する知識</li> <li>● 新しい機能をもつ福祉用具に関する知識</li> <li>● 多様な福祉用具に関する知識</li> <li>● 事故の防止と安全な利用</li> </ul>	(1)理学療法士 (2)作業療法士 (3)福祉住環境コーディネーター1級、2級試験合格者(4)一級、二級建築士 (5)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (6)福祉用具専門相談員(7)福祉用具プランナー研修修了者(テクノエイド協会) (8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	特に新しい用具の特徴、活用事例、事故防止と安全に関する知見を有する

	大項目	小項目	内容等	講師要件	備考
5	業務プロセスに関する知識、技術	福祉用具貸与計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (計画書の意義の理解と作成、活用) (応用編)</li> <li>● 的確なアセスメント (利用者・環境の評価) 能力</li> <li>● 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力</li> <li>● ケアマネジャーと円滑に連携する能力</li> <li>● サービス担当者会議での発言・説明・提案能力</li> <li>● 医療・福祉などの多職種との連携</li> </ul>	<p>(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修了者 (テクノエイド協会) (6)福祉用具サービスマニファクチャラー (ふくせん) (7)介護福祉士 (8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (9)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p> <p>(1)保健師 (2)保健師 (3)看護師 (4)理学療法士 (5)作業療法士 (6)社会福祉士 (7)介護福祉士 (8)介護支援専門員 (9)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (10)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	福祉用具に関する豊富な実務経験を有する
6	総合演習		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力</li> <li>● 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力</li> <li>● 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力</li> <li>● 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力</li> <li>● 学習内容を踏まえた総合演習</li> <li>● 一連のプロセスを実践、チェック</li> </ul>	<p>(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修了者 (テクノエイド協会) (6)福祉用具サービスマニファクチャラー (ふくせん) (7)介護福祉士 (8)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (9)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p> <p>(1)保健師 (2)看護師 (3)理学療法士 (4)作業療法士 (5)福祉用具プランナー研修了者 (テクノエイド協会) (6)介護福祉士 (7)大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容を担当する教員(非常勤を含む) (8)上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	豊富な実務経験を有する

※ 講師 (医師を除く) は、上記の保有資格に加えて、実務経験・教員歴等を概ね5年以上有することが望ましい。

※ 必要に応じて補助講師、ゲストスピーカー等の参加を認める。

## 4. 今後の展望と課題

### 4-1. 専門的知識及び経験を有する者の養成研修の実現に向けた検討事項

本研修を実施するにあたっては、以下に示すとおり、さらなる検討課題がある。これらの課題を検討していくには、モデル研修の実施等を通じて、カリキュラムの検証や、研修教材、ガイドライン等の作成を行っていく必要がある。また、さらなるアンケート調査やヒアリング等を通じて、制度との関連や研修機会の確保も含めた実現可能性を検証し、対応策を検討していく必要がある。

#### (1) 研修の運営に関する詳細検討

- 事例の選定や演習の進め方

本研修では、事例を用いた演習により実務能力の向上を図ることが重視されている。そのため、どのような事例を用いるか、だれがどのように選定するか、選定した事例についてどのように演習を進めるかなど、さらなる検討の余地がある。

- 修了評価の方法や基準等の具体化

研修終了時の修了評価については指定講習に準ずることとしたが、評価方法や評価基準の設定等について、さらに検討してガイドラインに示すなど、標準化を図る必要がある。

- 学習内容の標準化

学習内容については、カリキュラムにおいて具体的に「目的」「到達目標」「内容」を示していくが、講師や養成機関によってばらつきが出てしまうことが考えられる。研修の内容は標準化する必要があり、講義、演習における学習内容については、詳細をガイドラインに示す必要性がある。

#### (2) 講師の確保と研修内容の改訂のための仕組みの検討

- 講師の確保

本研修は、個々の福祉用具専門相談員が実務経験を積みながら専門性を高めていく基盤形成のねらいもある。その意味でも各科目の目的を遂行できる講師の確保は重要な課題である。初期においては、関連分野の学識者、専門職などで構成することが考えられる。実務に基づいた専門性を高める観点から、将来的には研修修了者の中から経験を積んで専門性を高めた福祉用具専門相談員が講師を務めることが望ましく、その仕組みを検討しておくことが重要である。

- 研修内容の改訂

福祉用具を用いた介護環境の変化に対応するため、更新制の導入を想定しているが、更新制を有効に機能させるためには、研修内容自体も環境変化に応じて改訂していかなければならない。介護保険制度の改正、新しい機能をもつ福祉用具の開発、介護ロボットの普及など、取り巻く環境や求められる専門性の変化に対応し、研修で伝える情報を更新していくことが求められる。養成機関への周知方法も今後の検討課題である。

### (3) 制度（専門的知識、経験を有する者の配置の義務化等）との関連 など

- 受講負荷へ配慮する仕組みの検討

3年に1度の20時間（3日間）研修であり、基本的にはすべての科目を集合研修で修了することが求められる。ただし、養成機関や講師の確保等、運営面から、地域によっては近場での受講が難しいケースも考えられる。専門的知識、経験を有する者の配置が義務化されれば、受講負荷もある。モデル研修やさらなる調査を通じて実現が困難と判断されるケースがあれば、一部の科目について他の方法で修了を認める仕組みも考える必要がある。

- 受講希望者数と研修機会の確保

本研修は、制度（専門的知識、経験を有する者の配置の義務化等）に対応して実施されることが考えられる。当面は必要な人材を確保するために多くの受講者数が見込まれるが、一旦、必要な研修修了者が確保されれば、以降は受講者数は減少すると考えられる。こうした時期による変動も想定したうえで、受講希望者数と整合した研修機会を確保する方策を検討しておく必要がある。

制度改正への対応を想定すると、研修初年度は、実際の事業所数と同程度の人数（7,000人程度）の養成を想定する必要がある。この規模を想定した養成機関の確保による研修の開催、運営のあり方を、実際的な側面から検討していく必要がある。

図表15に示したように、本研修カリキュラムの各科目に対して指定講習事業者が「対応可能」とした割合は約30～50%、「検討可能」は約30～40%であった。このたび整理した具体的なカリキュラム内容により、各指定講習事業者の対応の意向等について改めて確認し、必要な研修機会の確保のための方策を検討する必要がある。

なお、平成26年度の福祉用具専門相談員指定講習の開催実績を見ると、平均開催数は5.5回であるが、「0回」という回答が約2割あることから、地域によっては十分な研修機会が確保されない可能性がある。研修機会確保の方策を検討する際には、こうした現状にも留意する必要がある。

図表 23 平成 26 年度の福祉用具専門相談員指定講習の実施実績

全体	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	無回答	平均
75 100.0%	16 21.3%	17 22.8%	9 12.0%	4 5.3%	7 9.3%	16 21.3%	6 8.0%	5.5

#### (4) その他

福祉用具専門相談員の福祉用具に関する情報については、現時点においても最新の情報を得る仕組みがないことが指摘されている。こうした状況に対応するため、テクノエイド協会の TAIS 情報や JASPA の事故情報も含めて最新の情報が集約され、福祉用具専門相談員が確認できる仕組みが構築されることが望ましい。

専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた  
研修カリキュラム等に関する調査研究事業

報告書 概要版

---

平成 28 年 3 月発行

発行者一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404

TEL 03-5418-7700

FAX 03-5418-2111

---

本事業は、平成 27 年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。



専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた  
研修カリキュラム等に関する調査研究事業

報告書

---

平成 28 年 3 月発行

発行者一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404

TEL 03-5418-7700

FAX 03-5418-2111

---

本事業は、平成 27 年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。





